

R 7 宮繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気

図 面 リ ス ト											
通し番号	図 番	図 面 名 称	縮 尺	通し番号	図 番	図 面 名 称	縮 尺	通し番号	図 番	図 面 名 称	縮 尺
01		表紙、図面リスト	—	21	E-14	教室棟（東） 電灯設備 3階平面詳細図	1/50	41	E-34	北校舎 コンセント設備 2階平面詳細図	1/50
02	共-01,02	宮繕工事共通仕様書（1）（2）	—	22	E-15	福祉実習棟 電灯設備 1階平面詳細図	1/50	42	E-35	宿泊訓練棟 コンセント設備 1階平面詳細図	1/50
03	共-03,04	宮繕工事共通仕様書（3）（4）	—	23	E-16	特別教室棟 電灯設備 1階平面詳細図	1/50	43	E-36	宿泊訓練棟 コンセント設備 2階平面詳細図	1/50
04	共-05,06	宮繕工事共通仕様書（5）（6）	—	24	E-17	特別教室棟 電灯設備 2階平面詳細図	1/50	44	E-37	管理・教室棟 改修後 1階展開図	1/50
05	電特-01,02	電気設備工事特記仕様書（1）（2）	—	25	E-18	特別教室棟 電灯設備 3階平面詳細図	1/50	45	E-38	管理・教室棟 改修後 2階展開図	1/50
06	電特-03,04	電気設備工事特記仕様書（3）（4）	—	26	E-19	屋外北トイレ 電灯設備 平面詳細図	1/50	46	E-39	管理・教室棟 改修後 3階展開図	1/50
07	電特-05	電気設備工事特記仕様書（5）		27	E-20	北校舎 電灯設備 1・3階平面詳細図	1/50	47	E-40	教室棟（東） 改修後 1階展開図	1/50
08	E-01	付近見取図・配置図	1/800	28	E-21	北校舎 電灯設備 2階平面詳細図	1/50	48	E-41	教室棟（東） 改修後 2階展開図	1/50
09	E-02	盤結線図・照明器具姿図	—	29	E-22	宿泊訓練棟 電灯設備 1階平面詳細図	1/50	49	E-42	教室棟（東） 改修後 3階展開図	1/50
10	E-03	管理・教室棟 1・2階平面図	1/200	30	E-23	宿泊訓練棟 電灯設備 2階平面詳細図	1/50	50	E-43	福祉実習棟 改修後 1階展開図	1/50
11	E-04	管理・教室棟 3階平面図	1/200	31	E-24	管理・教室棟 コンセント設備 1階平面詳細図	1/50	51	E-44	特別教室棟 改修後 1階展開図	1/50
12	E-05	福祉実習棟 1階平面図	1/100	32	E-25	管理・教室棟 コンセント設備 2階平面詳細図	1/50	52	E-45	特別教室棟 改修後 3階展開図	1/50
13	E-06	特別教室棟 1・3階平面図	1/200	33	E-26	管理・教室棟 コンセント設備 3階平面詳細図	1/50	53	E-46	北校舎 改修後 2階展開図	1/50
14	E-07	北校舎 1・2階平面図	1/200	34	E-27	教室棟（東） コンセント設備 1階平面詳細図	1/50	54	E-47	宿泊訓練棟 改修後 1・2階展開図	1/50
15	E-08	宿泊訓練棟 1・2階平面図	1/100	35	E-28	教室棟（東） コンセント設備 2階平面詳細図	1/50	55	E-48	宿泊訓練棟 改修後 2階展開図	1/50
16	E-09	管理・教室棟 電灯設備 1階平面詳細図	1/50	36	E-29	教室棟（東） コンセント設備 3階平面詳細図	1/50	56	E-49	留意事項・参考工程表（1）	—
17	E-10	管理・教室棟 電灯設備 2階平面詳細図	1/50	37	E-30	福祉実習棟 コンセント設備 1階平面詳細図	1/50	57	E-50	留意事項・参考工程表（2）	—
18	E-11	管理・教室棟 電灯設備 3階平面詳細図	1/50	38	E-31	特別教室棟 コンセント設備 1階平面詳細図	1/50	58	E-51	留意事項・参考工程表（3）	—
19	E-12	教室棟（東） 電灯設備 1階平面詳細図	1/50	39	E-32	特別教室棟 コンセント設備 3階平面詳細図	1/50	59	E-52	全体仮設計画図（ステップ図）	1/800, 1500
20	E-13	教室棟（東） 電灯設備 2階平面詳細図	1/50	40	E-33	屋外北トイレ コンセント設備 平面詳細図	1/50				

課 長	副課長	課長補佐	課長補佐	係 長	課 員	担 当

				工事名	R 7 宮繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	 株式 宮 建 築 設 計 会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 629-5505 (代)	
				設計	竣工	図面名		通し番号
				R6.6		表紙、図面リスト	縮尺 A2=— A3=71%	01

12. 交通安全管理

- ① 輸送災害の防止
受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- ② 過積載による違法運行の防止
受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
- ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
 - ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
 - ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
 - ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
 - ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

- ① 発生材の処理等は、次により適正に行う。
- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
 - 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
 - 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
 - 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
 - 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
 - 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
 - 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
- ② アスベスト
- 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
- 既存の分析調査結果の貸与 (あり ・ **なし**)
- 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)15.1及び関係法令により行うこと。
 - ・事前調査は、建築物士総合有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
 - ※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
 - ・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
- その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
- ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
 - ・調査結果は3年間保存すること。
 - ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
 - ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

- ③ 建設リサイクル法通知済証の掲示
受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
 - 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
 - 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
 - 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
 - 5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
 - 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
 - 7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
- ⑤ 受領書の交付
受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- ⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に關して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- ⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知
受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しうとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- ⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。
- また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

- ⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。
- ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
 - (2) 他の建設現場で利用する場合
 - (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
 - ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。
 - ③ 県産木材の原則使用
1) 受注者は、工事的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
 - (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
 - 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
 - 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
 - 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- ④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード)、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
- ⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
- ⑥ 県内産資材の原則使用
1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。- 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

- | |
|---|
| 県内産資材(次のいずれかに該当するもの) <ul style="list-style-type: none">・材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品・徳島県内の工場で加工、製造された製品 (注) <ul style="list-style-type: none">・部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。・県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。・公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 |
|---|
- ⑦ 県内企業調達建材等の優先使用
受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。
- なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。
- ⑧ 県内産再生碎石の原則使用
受注者は、再生碎石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生碎石を原則として使用しなければならない。
- ⑨ アスファルト舗装の材料
受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。
- ⑩ 認定リサイクル製品の使用
受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。
- 徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

- ① 排出ガス対策型建設機械
本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

- ② 低騒音・低振動型建設機械
本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- ③ 特定自主検査
本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。
- ④ 不正軽油の使用禁止
受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和 25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。
また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
- ・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
 - ・当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額(設計金額)1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落れた工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること。

- ③ 提出書類
- ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
 - ・工事写真(電子データ2部)
 - ・使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
 - ・保全に関する資料
 - ・その他監督員が指示する図書(必要部数)
- ④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家にやらせないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

- ① 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。
- ② 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負員に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- ① 対象物
工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- ② 付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
- ③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書
1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- ① 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程(本工事に關し定める ・ 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等))
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
・ 本受電後引渡しまでの基本料金(本工事 ・ 別途)
- ② 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- ③ 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業・ ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートーチ工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工事計画においては事前に学校、監督者と調整の上決定すること。
- ② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。
また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ③ 工事車両等の配置及び経路は、日時により制限があるので事前に打合せを行うものとする。
※工事車両の搬入搬出は、8:40以降に行うこと。15:40～17:00の間の下校時の搬入は、生徒の往来が多いため、極力控えること。
なお、通行することが予想される場合は、事前に学校と協議をすること。
- ④ 工事着工前に設備配管等を十分に調査し支障のある場合は関係者に連絡をして適切な処理をすること。
- ⑤ 本工事に支障のある植栽は場外移植として仮撤去をし、工事完了後元に移植する。
- ⑥ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

4. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

① 廃棄物の処理

産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート(無筋)	旭鉱石(株) (中間処分)	○	徳島市飯谷町枇杷の久保13-4 徳島市飯谷町枇杷の久保17-3、20	7	1,600	t
コンクリート(有筋)	旭鉱石(株) (中間処分)	○	徳島市飯谷町枇杷の久保13-4 徳島市飯谷町枇杷の久保17-3、20	7	2,000	t
アスファルト	㈱エース (中間処分)		徳島市論田町新開66-100 徳島市論田町新開66-100	4.3	1,900	t
金属(処分)	(有)荒木商店	○	徳島市浜野町楠木野旗9番地 徳島市方上町鶴島22-1,23-1	4.3	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社 (徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	19.7	5,640	t
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社 (徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	19.7	35,000	t

(注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

5. 養生等

- ① 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。

6. 機材の品質等

- ① 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- ② 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- 1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - 2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - 5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 名	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式常時商用給電方式、常時インバータ給電方式(簡易型) 常時商用給電方式、常時インバータ給電方式(簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- ③ 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- ④ 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

7. 施工調査

- ① 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- ② 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

5章 その他

1. 機器取付高さ
次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

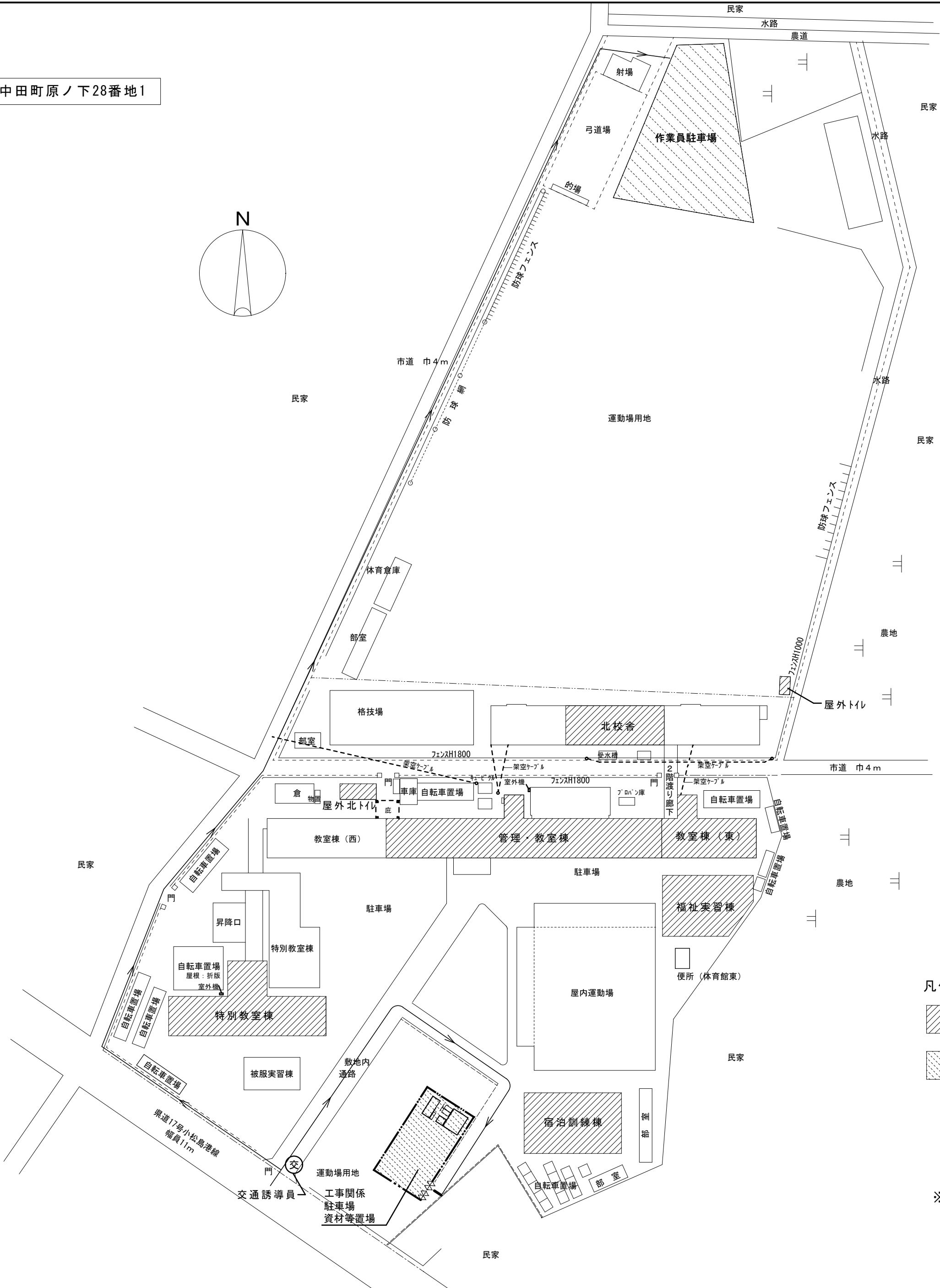
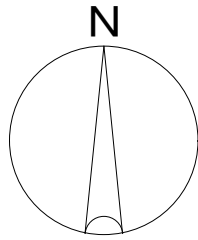
名 称	測 点	取付高 (mm)	備 考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
熱線センサ用スイッチ	床上～中心	1,800	
コンセント（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
〃（台上）	台上～中心	150	
〃（土間）	床上～中心	800～1,300	
〃（車椅子用）	床上～中心	900	
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100～2,300	
〃（踊場）	床上～中心	2,000～2,600	
〃（鏡上）	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形親時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アッテネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン（一般）	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン（一般）	床上～中心	1,300	
〃（外部受付）	床上～中心	標準図による	
〃（モニタ付）	床上～中心	1,400	
〃（カメラ付）	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
呼出ボタン（多機能便所）		900 (400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱	床上～中心	800～1,500	
発信器	床上～中心	800～1,500	
警報ベル	天井下～上端	200	
表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器（都市ガス）	天井下～下端	300	
〃（LPガス）	床上～下端	300	

2. 配線記号等
- ① EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- ② 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
- (G16) (G22) … 厚鋼電線管 (JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
- (16) (22) … PF管 (単層管) (JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの)を示す。
- (19) (25) … ねじなし電線管 (JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
- ③ EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。



付近見取図

徳島県小松島市中田町原ノ下28番地1



凡例

工事対象建物を示す。

工事ヤードを示す。

工事用動線を示す。

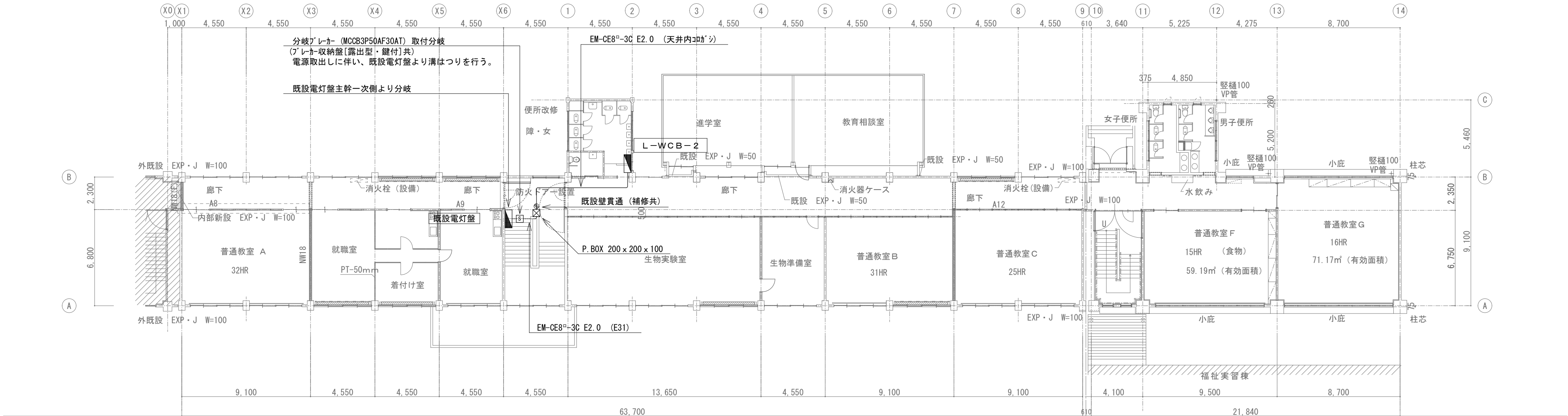
交通誘導員を示す。
(別途建築工事)

※作業員動線・誘導員配置は
全体仮設計画図(ステップ図)
を参照

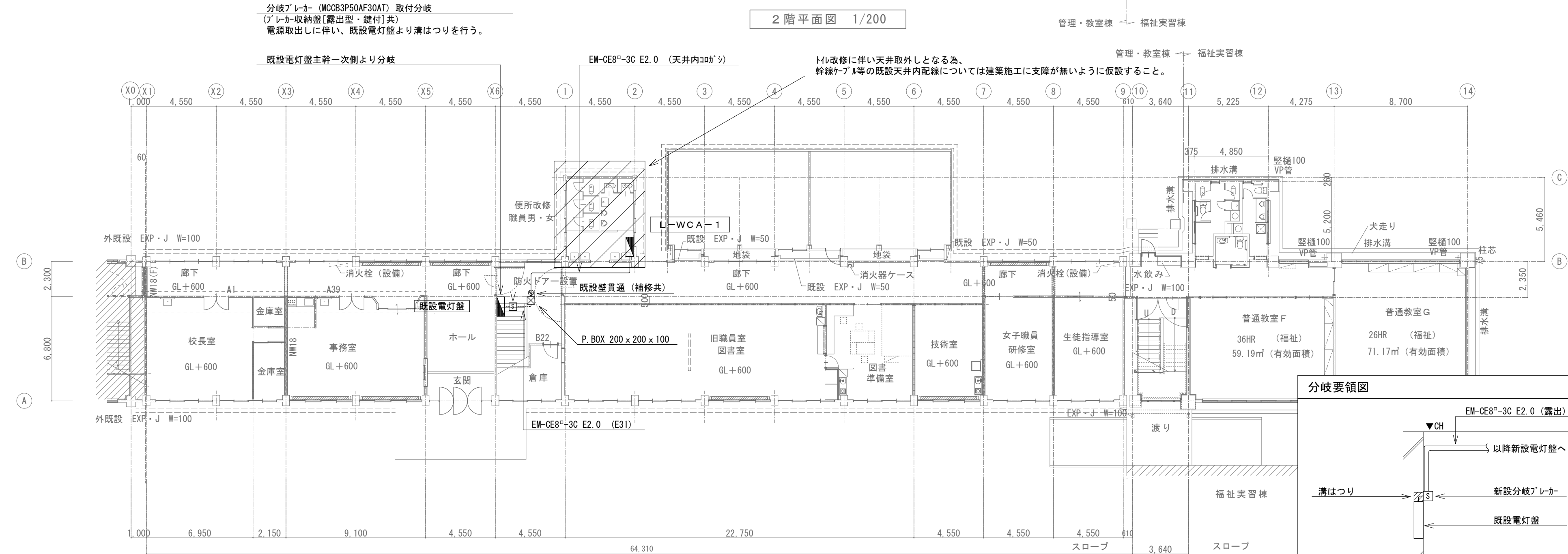
配置図 1/800

支障物件の確認
◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
◎受注者は、既存コンクリート床・壁等の穴明けにおいて、鉄筋及び既存電線管を調査すること。 また、穴明け量出し位置や既存鉄筋状況マーキング（必要に応じて電線管等の位置含む）を行い、監督員の確認を受けて施工すること。

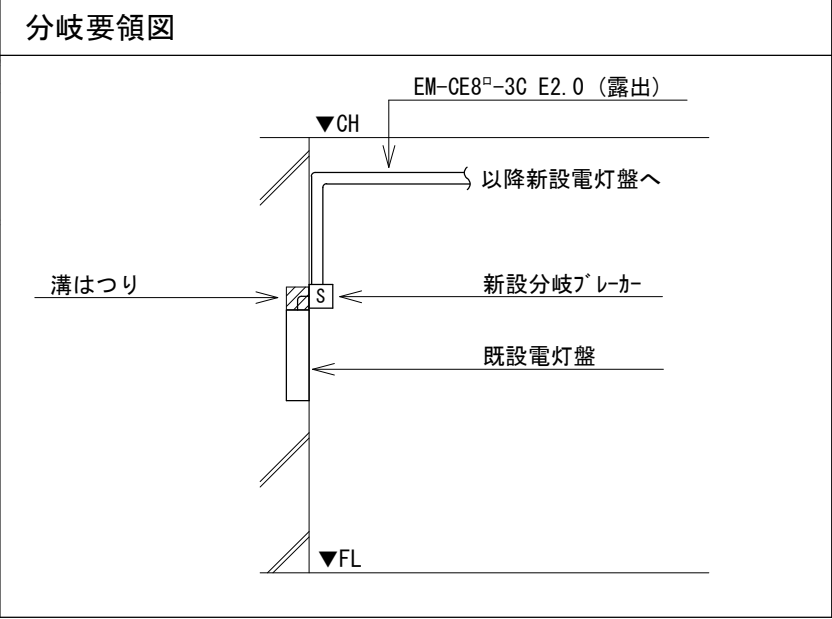
		徳島県県土整備部営繕課		工事名 R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気		図面番号 E-01		 株式 会社 宮 建 築 設 計			
設計		竣工		図面名 付近見取図・配置図		縮尺 A2=1/800 A3=71%		管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)		通し番号 08	
R6.6											



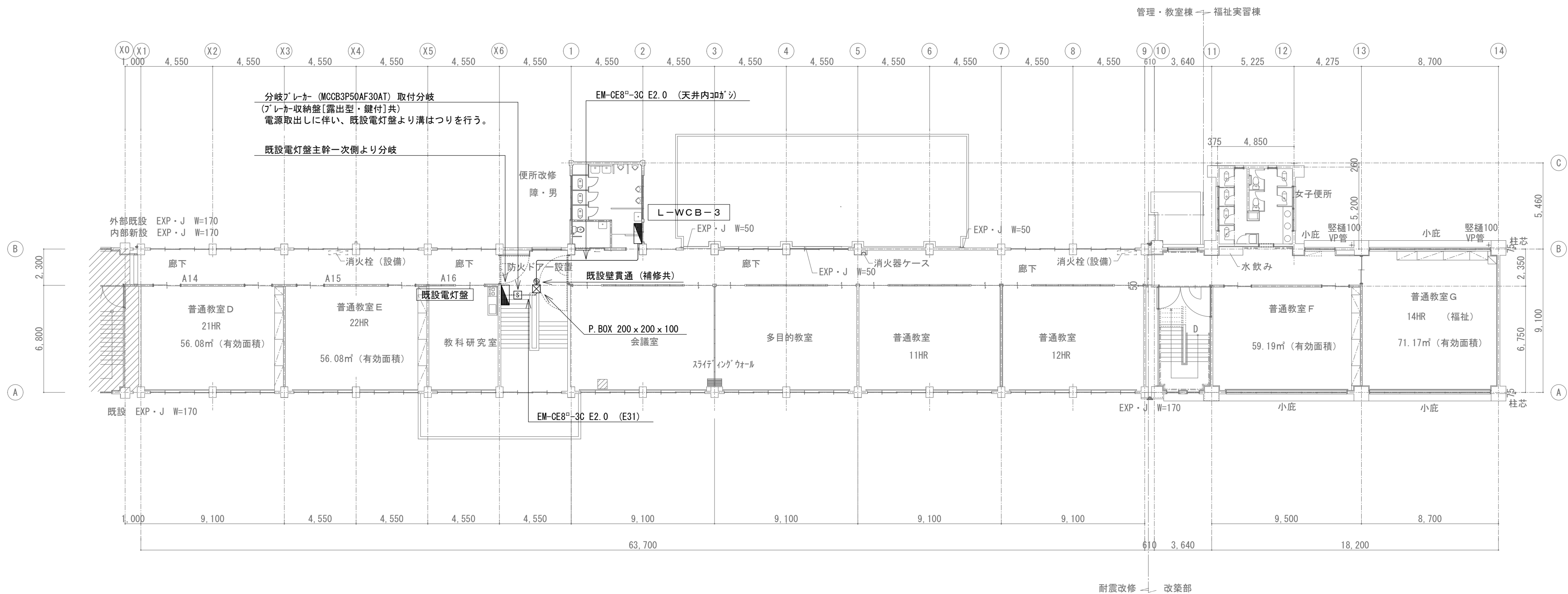
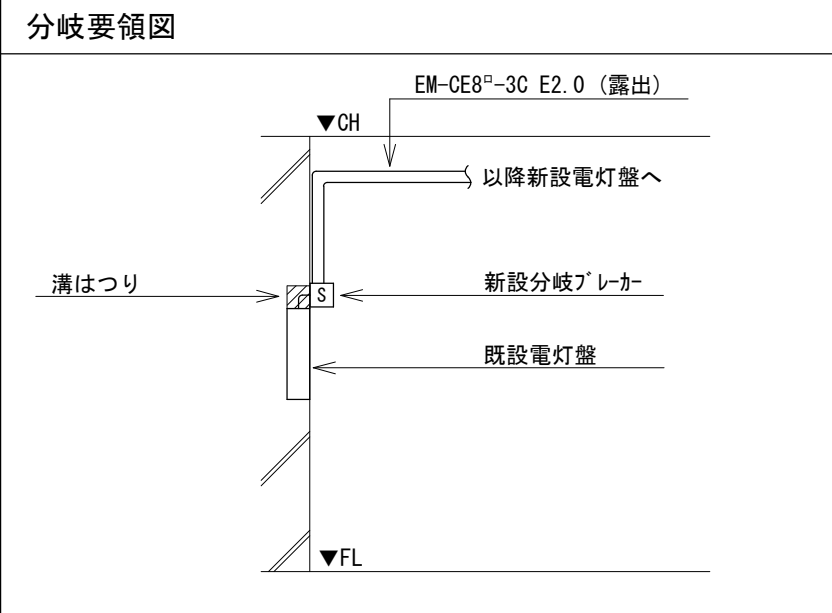
2 階平面図 1/200



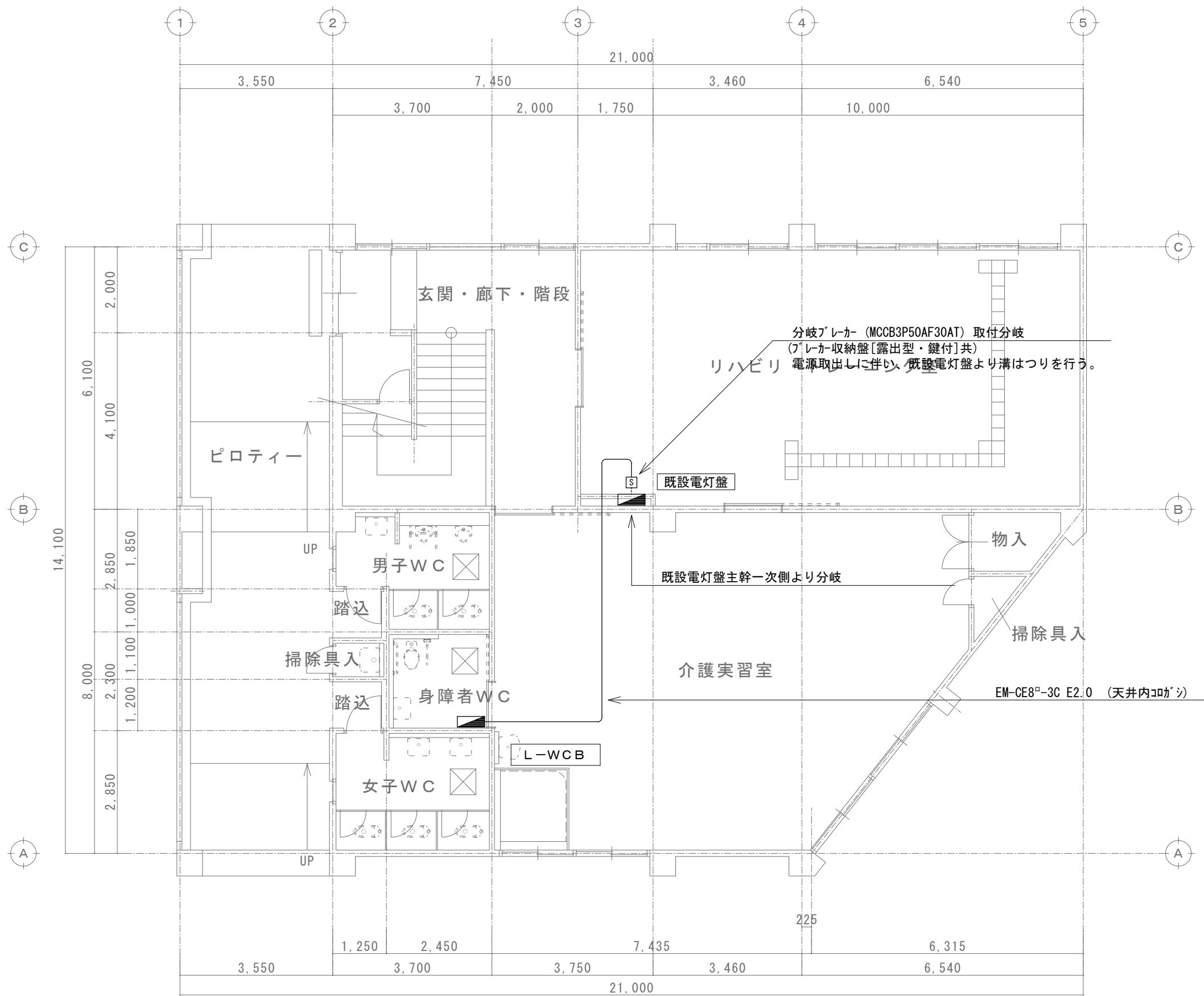
1 階平面図 1/200



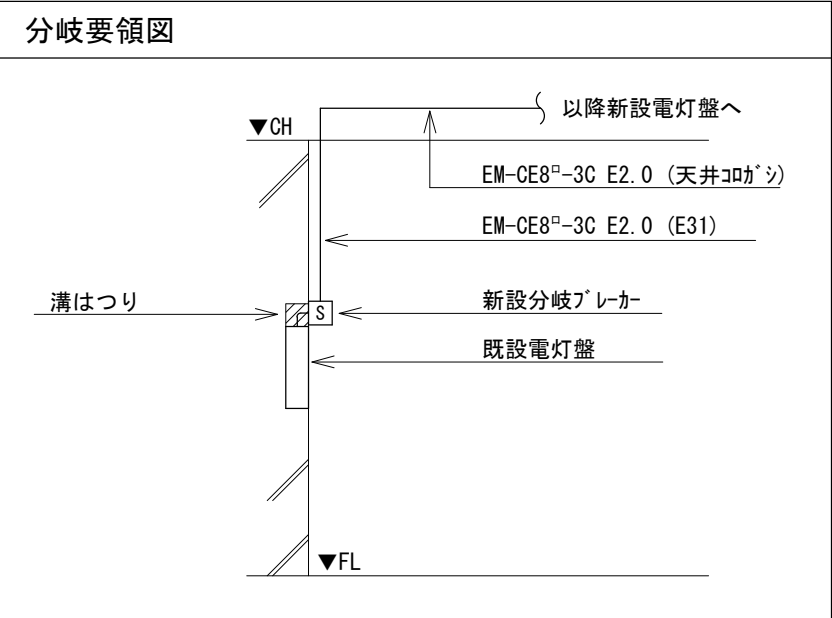
		徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気		図面番号	E-03		 株式 会社 宮 建 築 設 計 MIYA	管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	通し番号
設計		竣工		図面名	管理・教室棟 1・2 階平面図		縮尺	A2=1/200 A3=71%				
R6.6											10	

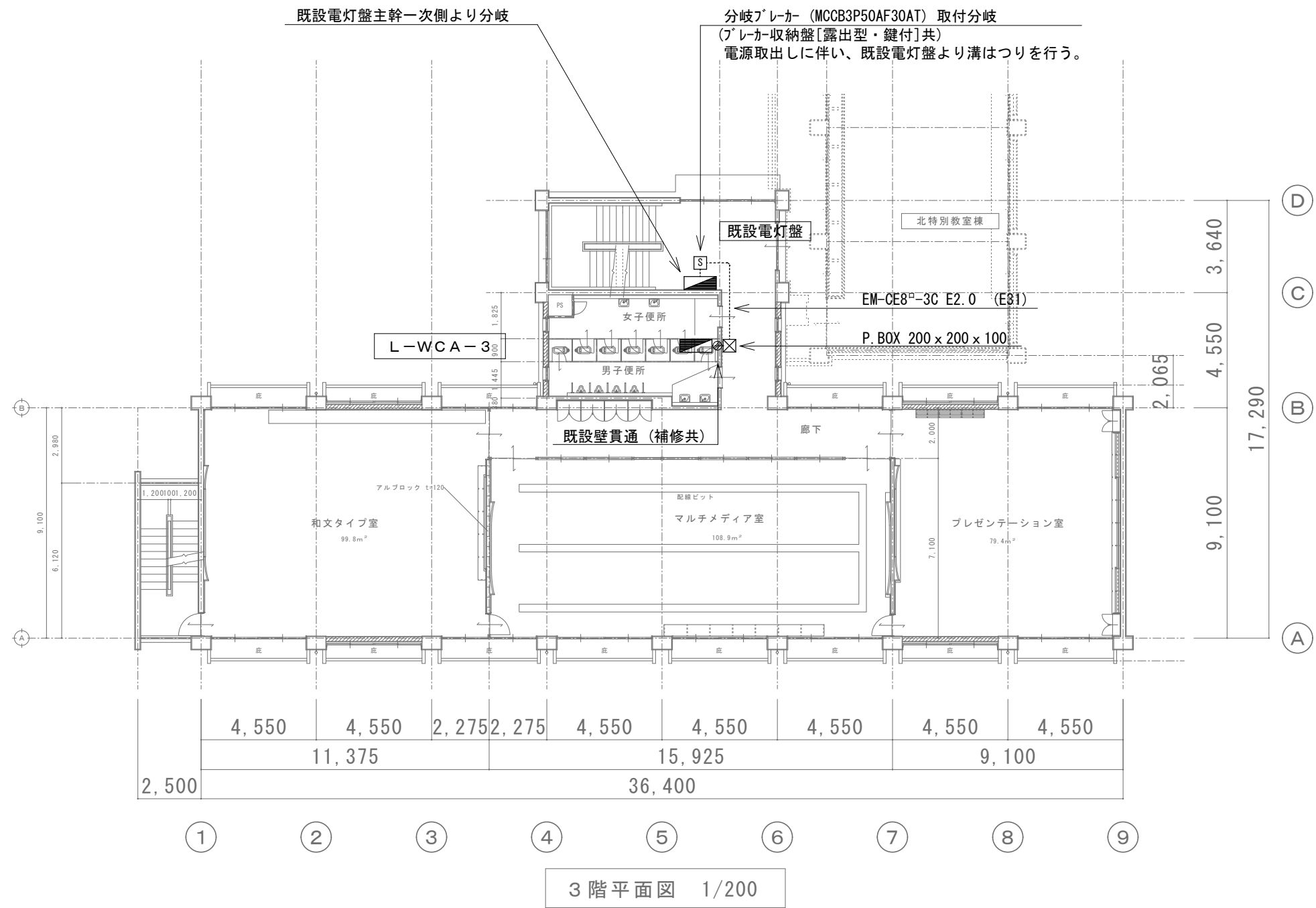
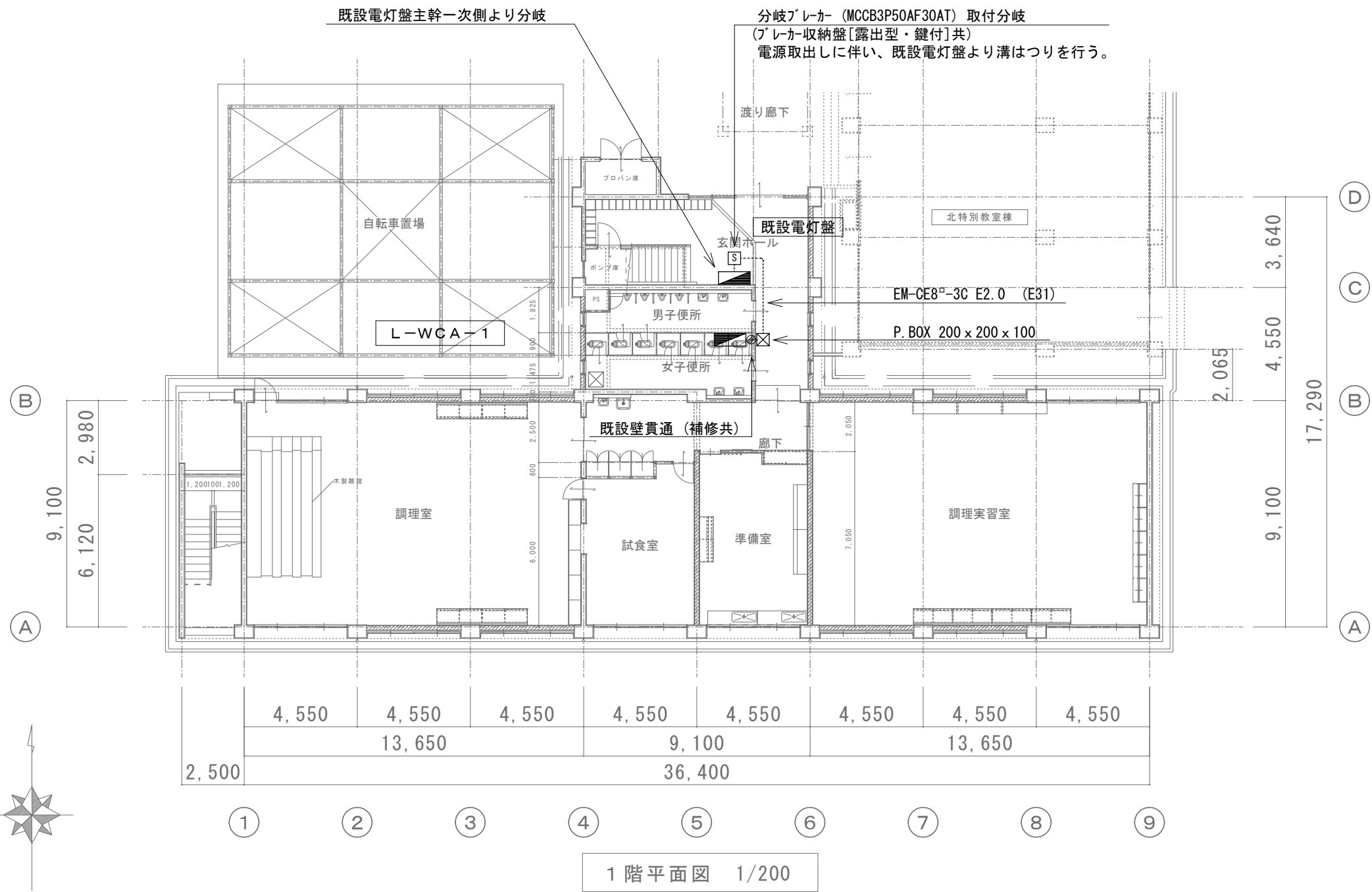
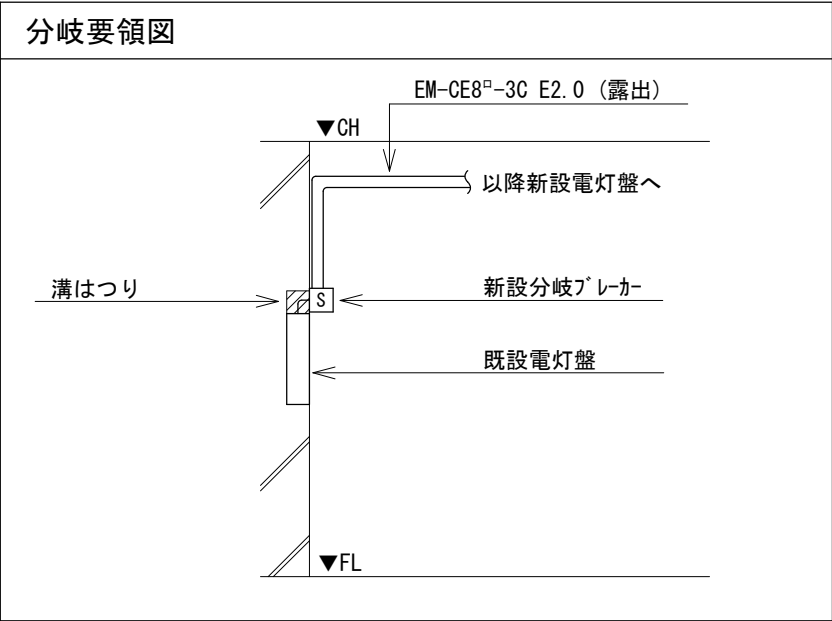


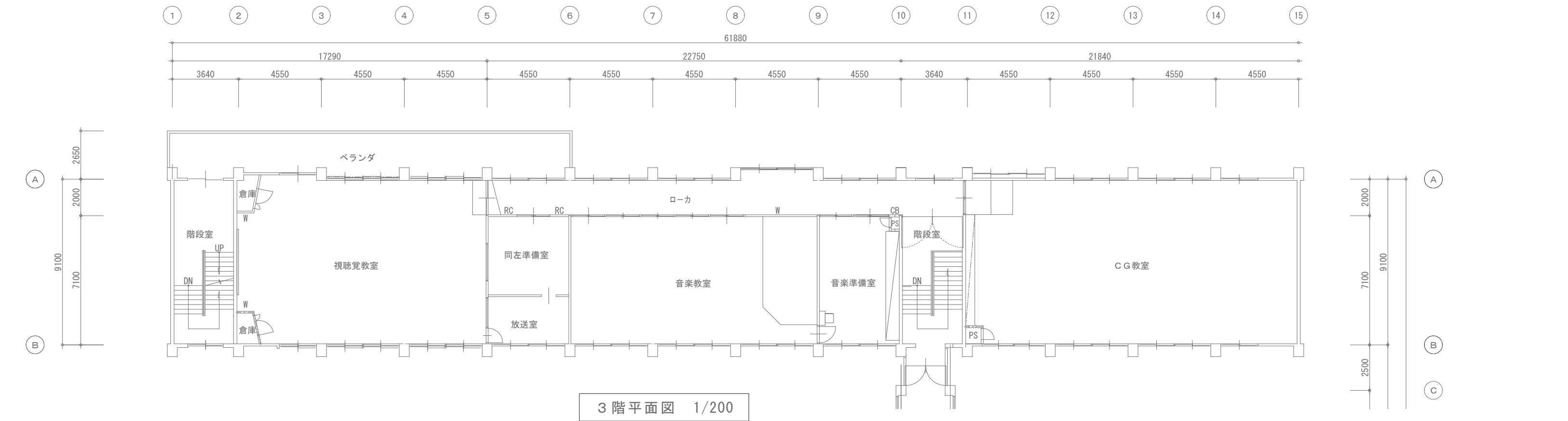
3 階平面図 1/200



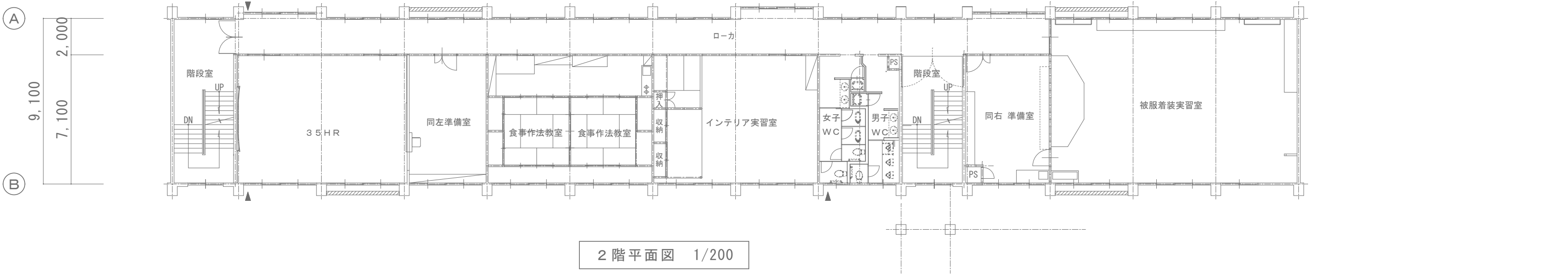
1 階平面図 1 / 100



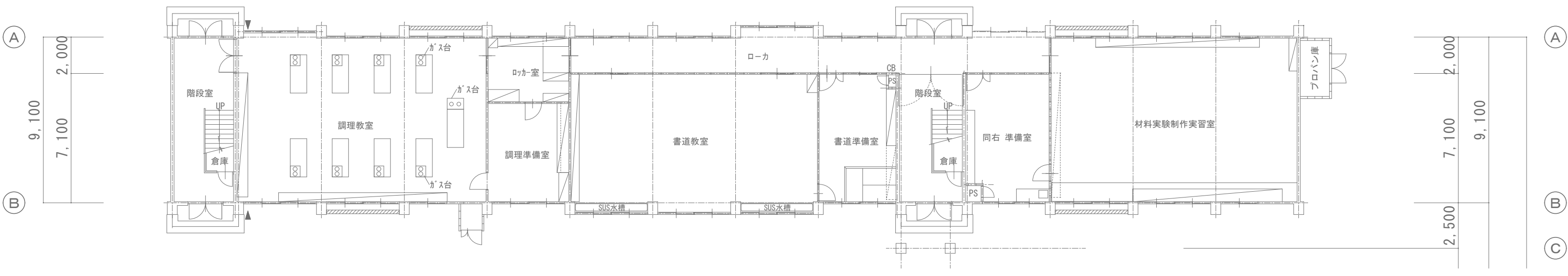




3 階平面図 1/200



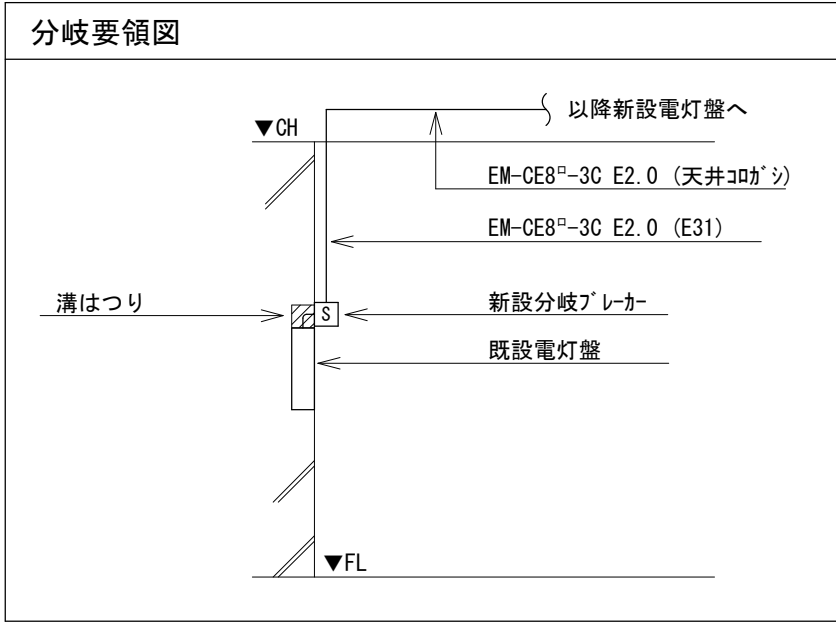
2 階平面図 1/200

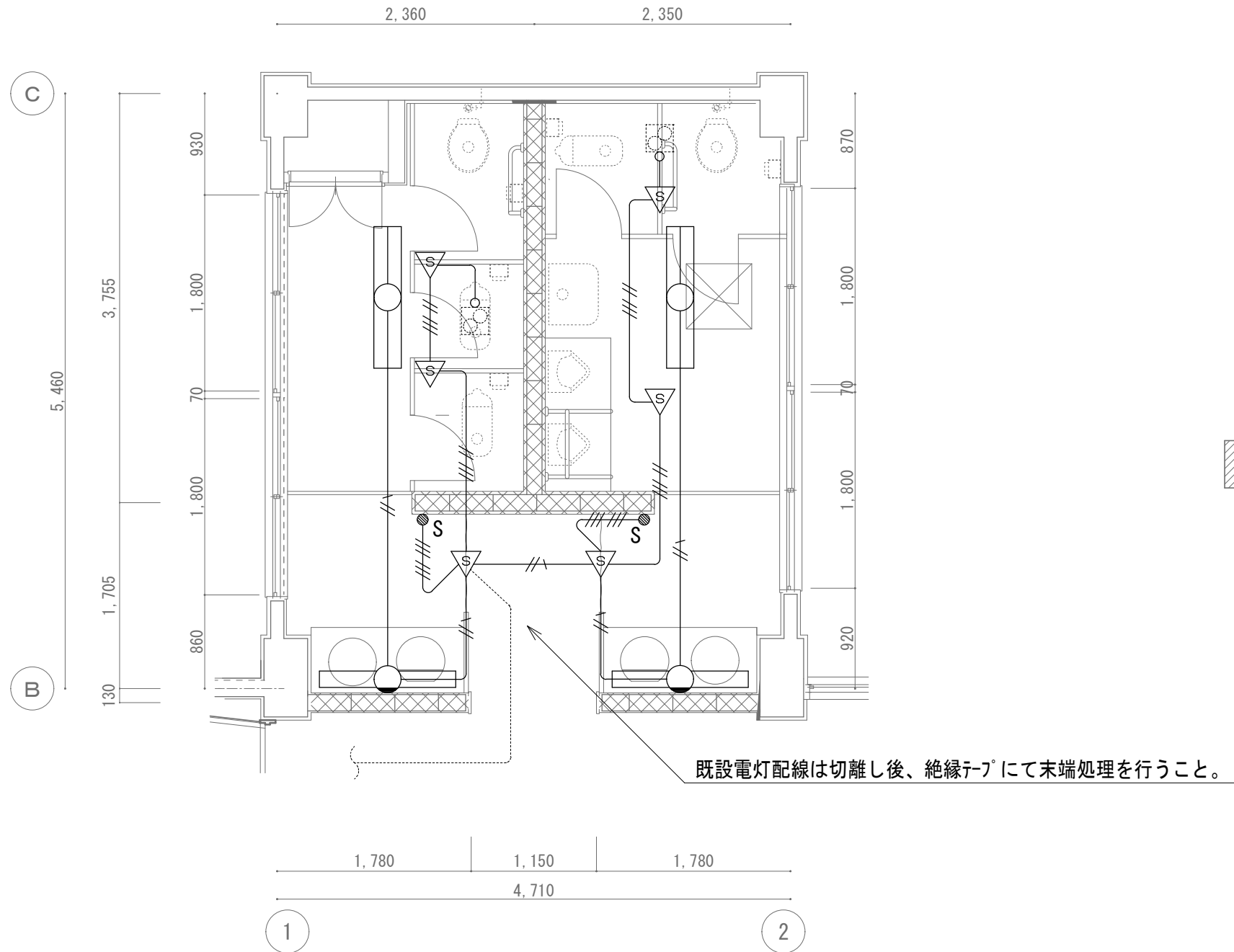


1 階平面図 1/200

2 階平面図 1/100

1 階平面図 1/100





既設電灯配線は切離し後、絶縁テープにて末端処理を行うこと。

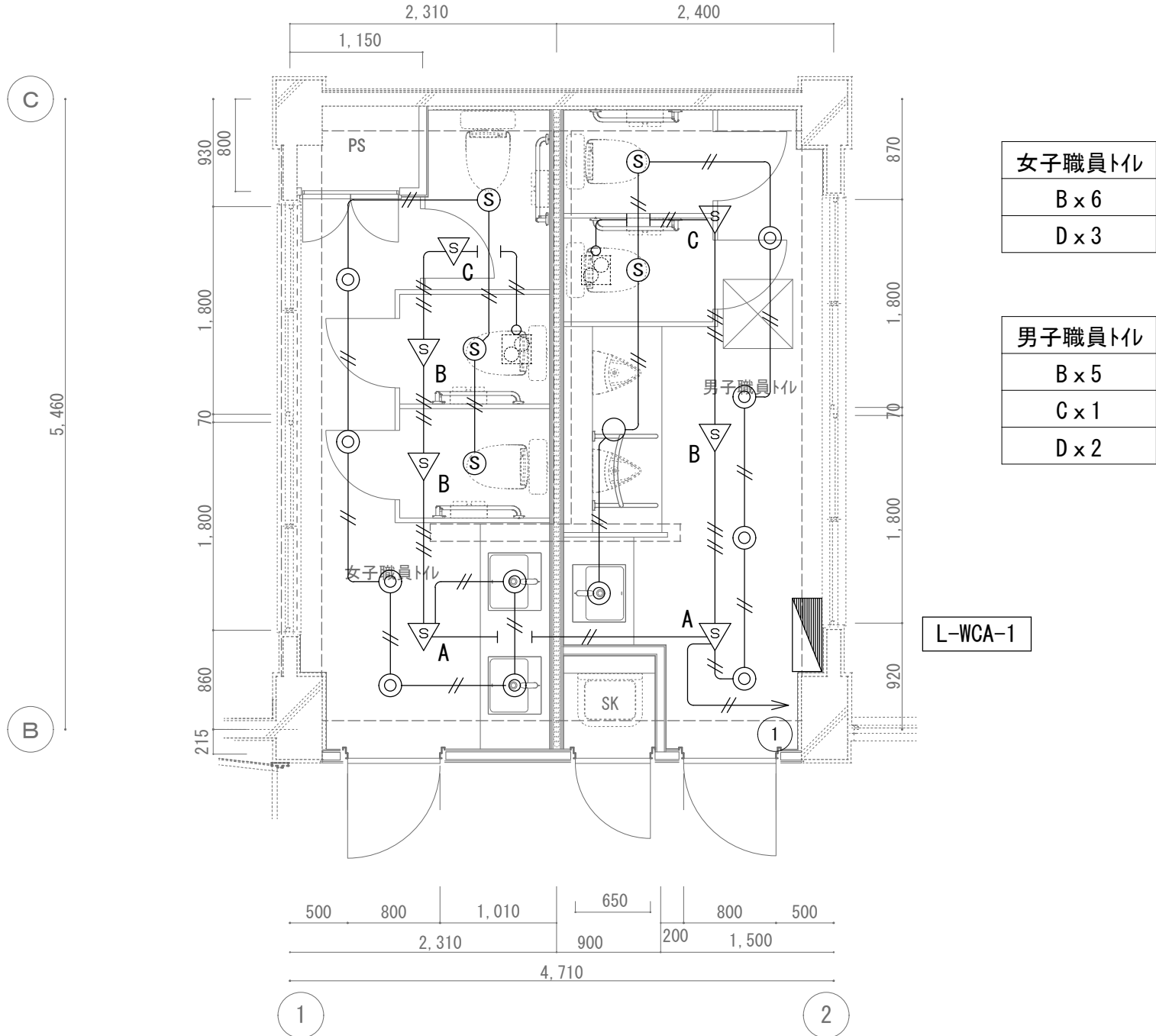
(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。			
電灯回路		VVF1. 6-2C	
		VVF1. 6-3C	
		VVF1. 6-3C (1Cアース)	
		VVF2. 0-3C (1Cアース)	

凡 例

記 号	仕 様
	照明器具 FL40W×1 埋込型
	照明器具 FL40W×2 埋込型
	照明器具 FL40W×1 直付型 (ミラーライト)
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇

- (注記)
- 図中明記なき実線 で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。



女子職員トイレ
B×6
D×3

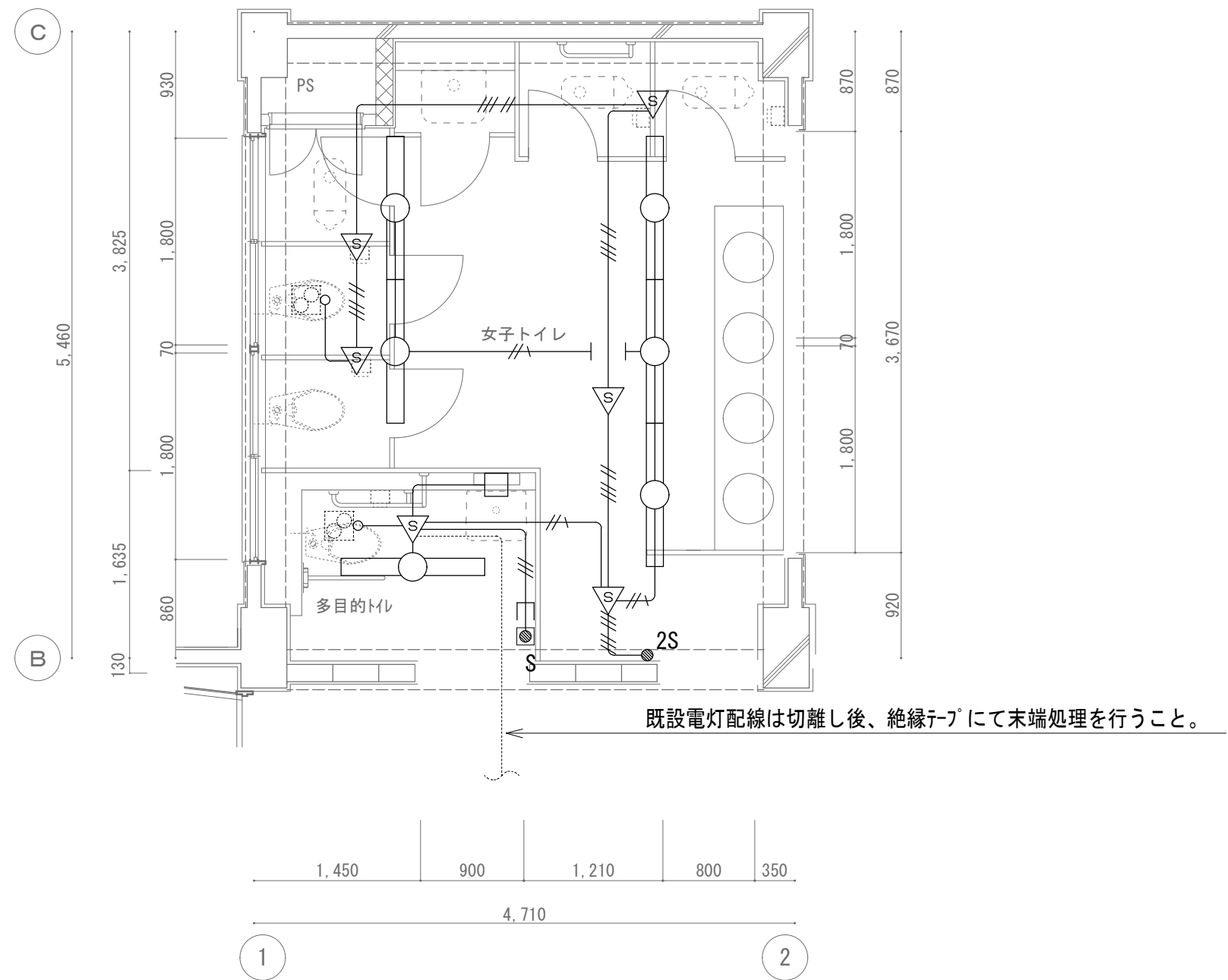
男子職員トイレ
B×5
C×1
D×2

L-WCA-1

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路		EM-EEF1. 6-2C
		EM-EEF1. 6-3C
		EM-EEF2. 0-2C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。		
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)換気扇連動	



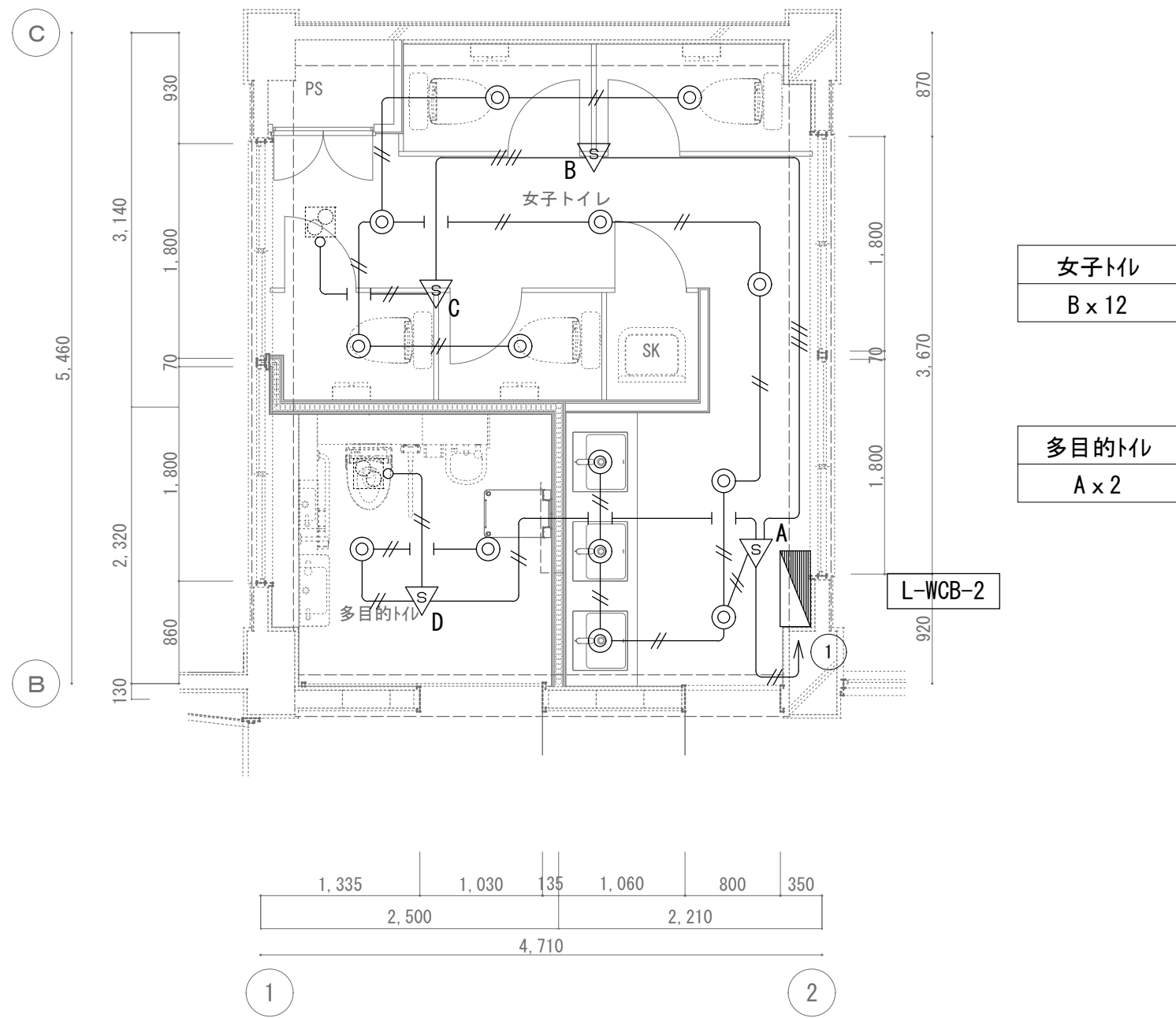
既設電灯配線は切離し後、絶縁テープにて末端処理を行うこと。

(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。			
電灯回路		VVF1.6-2C	
		VVF1.6-3C	
		VVF1.6-3C (1Cアース)	
		VVF2.0-3C (1Cアース)	

凡 例

記 号	仕 様
	照明器具 FL40W x 1 埋込型
	照明器具 FL40W x 2 埋込型
	照明器具 FL40W x 1 直付型 (ミラーライト)
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇



女子トイレ
B x 12

多目的トイレ
A x 2

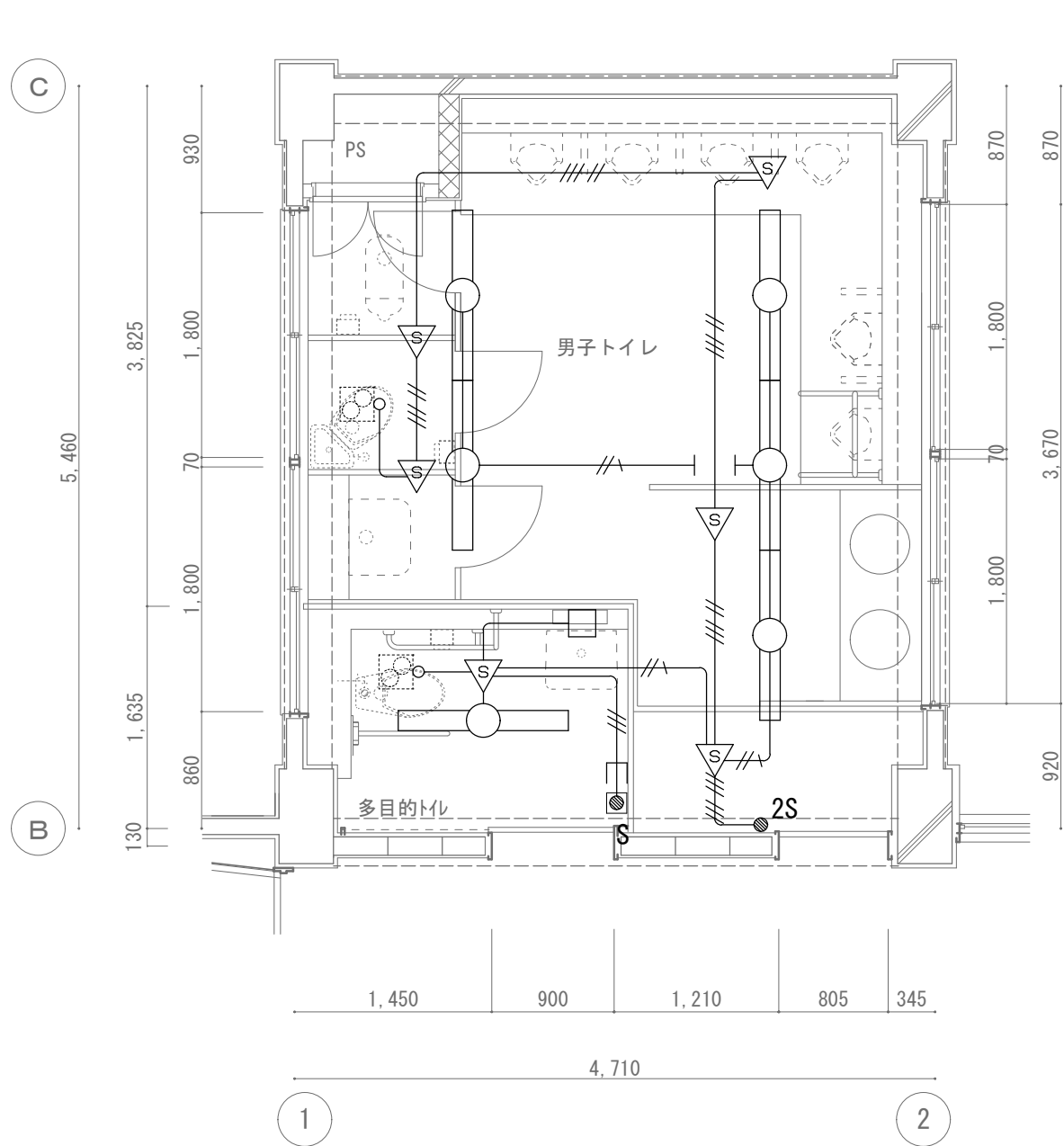
L-WCB-2

図中明記なき配管・配線は下記とする。

電灯回路		EM-EEF1.6-2C
		EM-EEF1.6-3C
		EM-EEF2.0-2C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。		
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)換気扇連動	

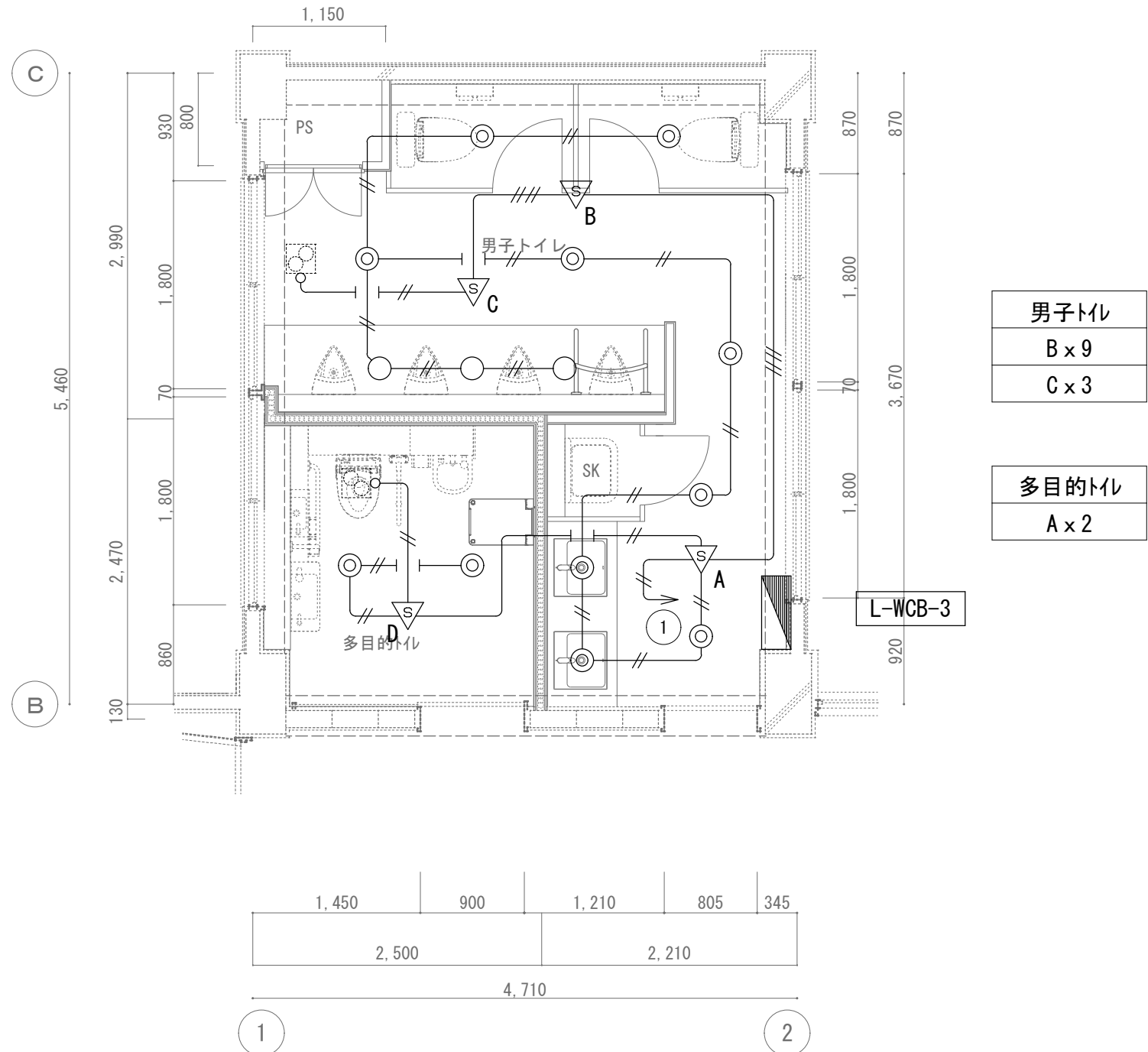


(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路		VVF1.6-2C
		VVF1.6-3C
		VVF1.6-3C (1Cアース)
		VVF2.0-3C (1Cアース)

凡 例

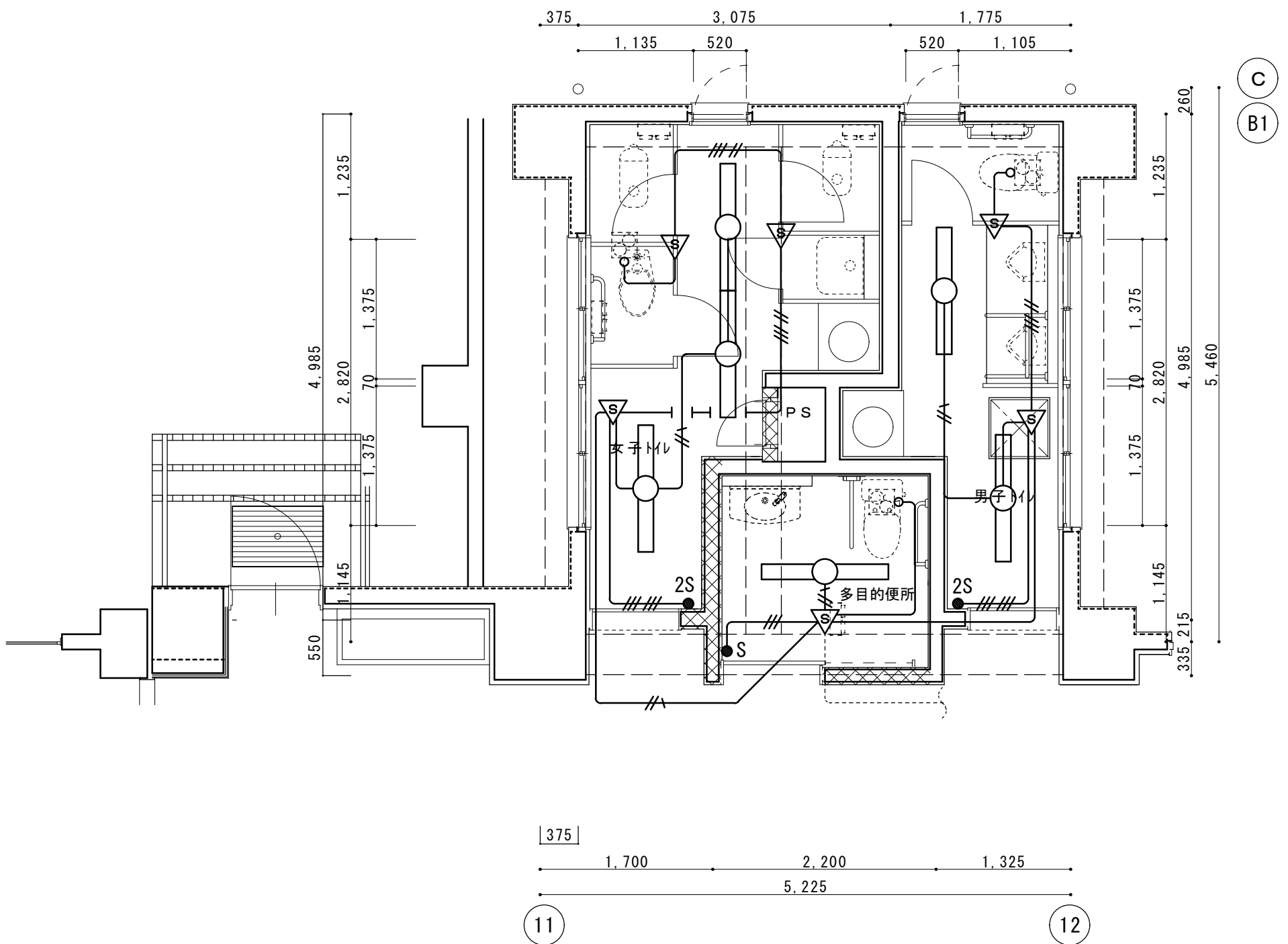
記 号	仕 様
	照明器具 FL40W x 1 埋込型
	照明器具 FL40W x 2 埋込型
	照明器具 FL40W x 1 直付型 (ミラーライト)
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇



図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路		EM-EEF1.6-2C
		EM-EEF1.6-3C
		EM-EEF2.0-2C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。		
二重天井内は、ケーブルころしが配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するPF管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)換気扇連動	



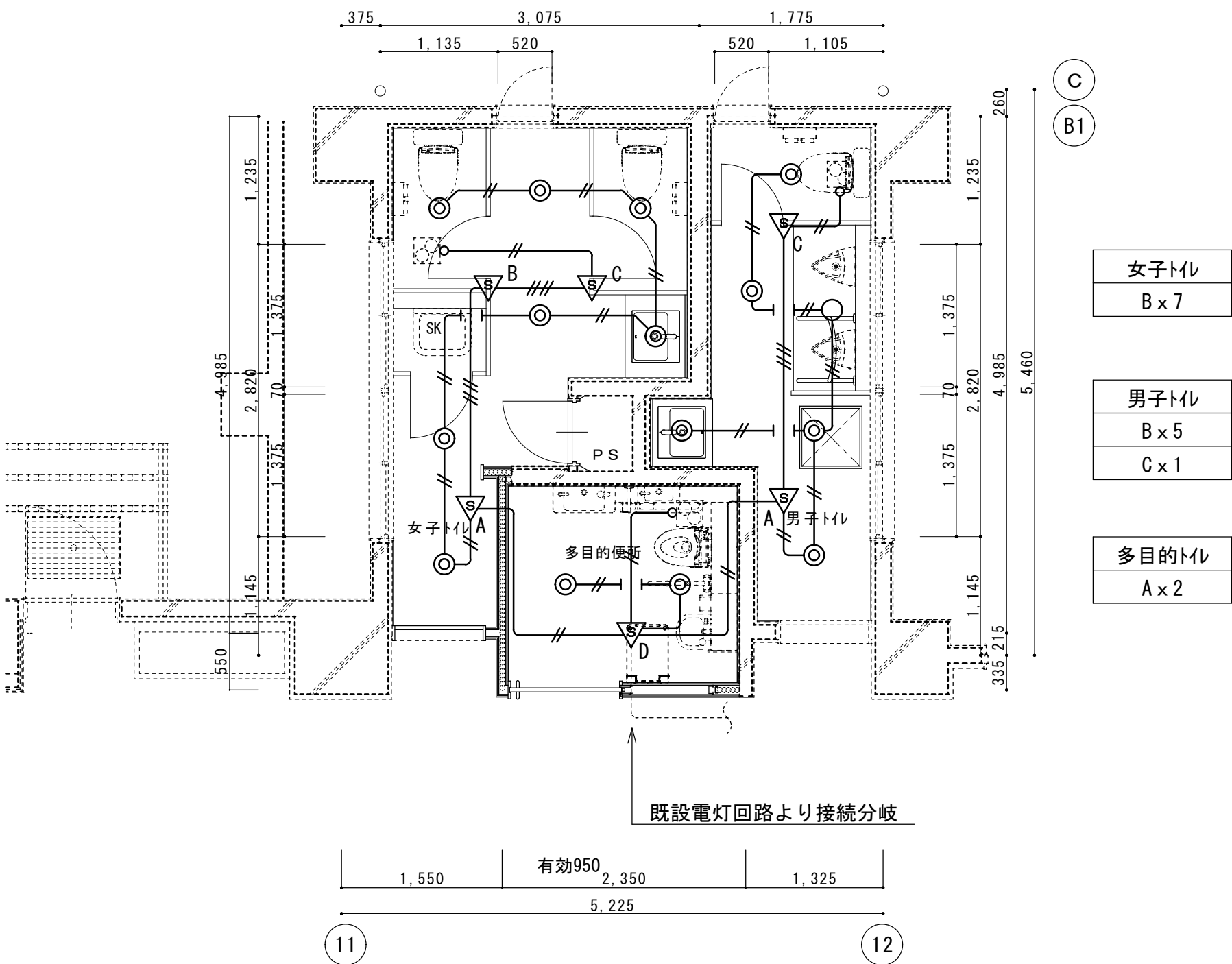
(注記) 〰〰〰 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路	〰〰〰	VVF1.6-2C
	〰〰〰	VVF1.6-3C
	〰〰〰	VVF1.6-3C (1Cアース)
	〰〰〰 ^{2.0}	VVF2.0-3C (1Cアース)

凡 例

記 号	仕 様
〰〰〰	照明器具 FL40W x 1 埋込型
〰〰〰	照明器具 FL40W x 2 埋込型
〰〰〰	照明器具 FL40W x 1 直付型 (ミラライト)
●	埋込スイッチ 1P15Ax1
▽	人感センサー
●S	センサー用操作スイッチ 1回路
●2S	センサー用操作スイッチ 2回路
〰〰〰	換気扇

- (注記)
- 図中明記なき実線 〰〰〰で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 〰〰〰〰〰で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。

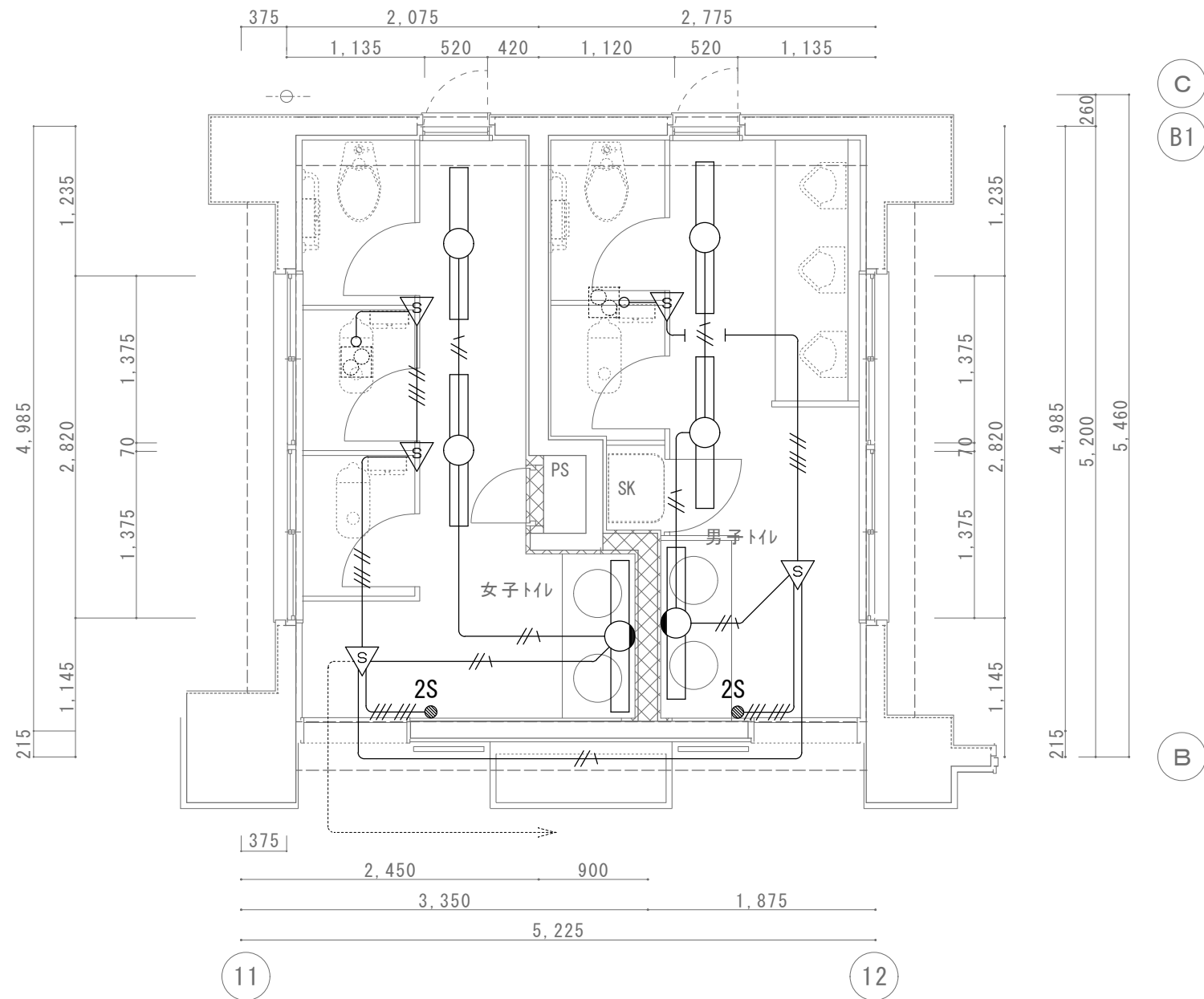


既設電灯回路より接続分岐

- (注記)
- 図中明記なき配管・配線は下記とする。
- 電灯回路 〰〰〰 EM-EEF1.6-2C 〰〰〰 EM-EEF1.6-3C 〰〰〰^{2.0} EM-EEF2.0-2C
- 多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。
- 二重天井内は、ケーブルころし配線とする。
- 新設壁の立上げ部分は、適合するP.F.管にてケーブル保護をする。
- ★印は既設機器再取付を示す。

凡 例

記 号	名 称	備 考
〰〰〰	電灯分電盤	盤結線図参照
▽ _A	熱線センサー付自動スイッチ(親器)	
▽ _B	熱線センサー付自動スイッチ(子器)	
▽ _C	熱線センサー付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
▽ _D	熱線センサー付自動スイッチ(親器)換気扇連動	

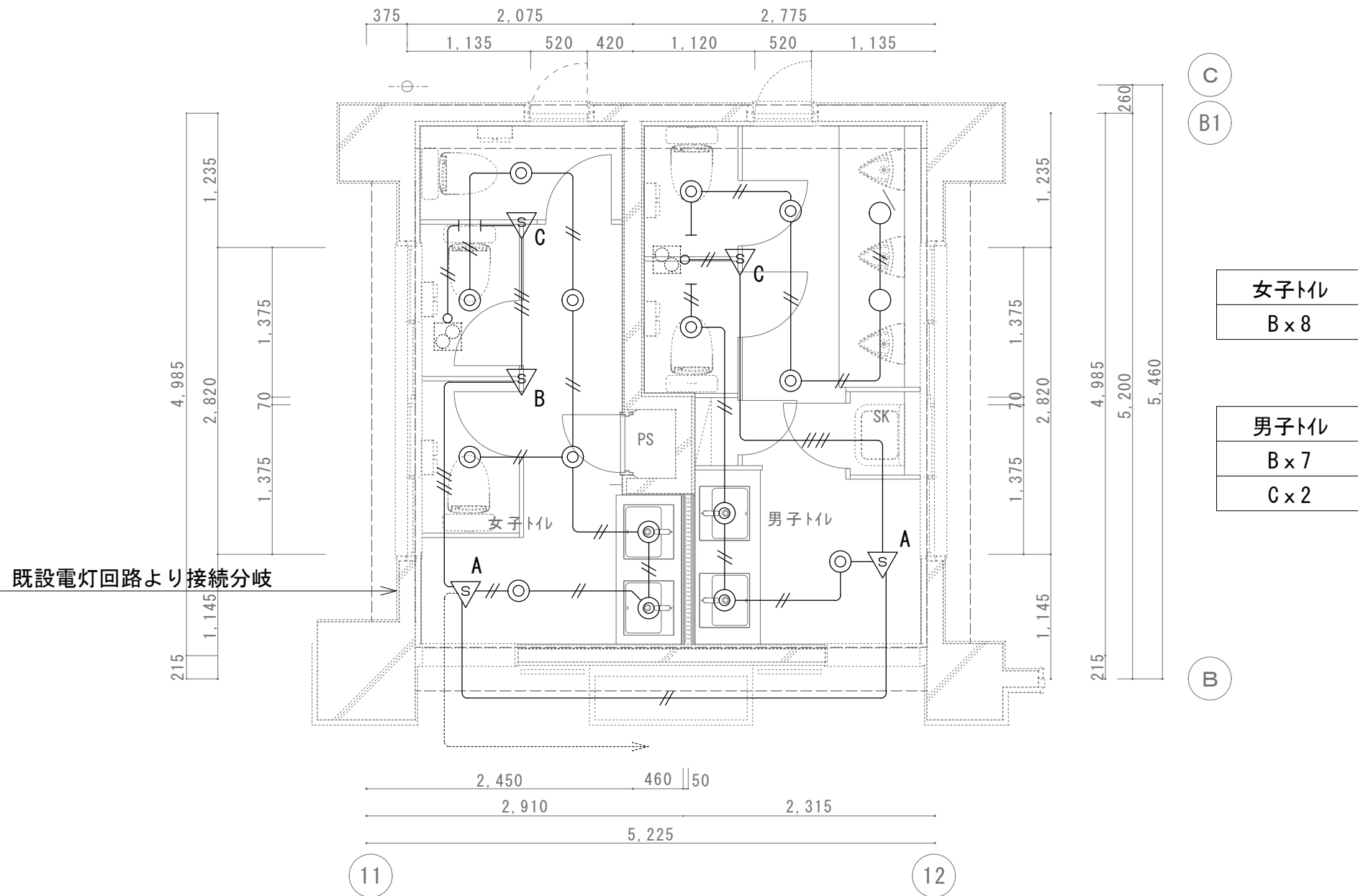


(注記)  既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。			
電灯回路		VVF1. 6-2C	
		VVF1. 6-3C	
		VVF1. 6-3C (1Cアース)	
		VVF2. 0-3C (1Cアース)	

凡 例

記 号	仕 様
	照明器具 FL40W×1 埋込型
	照明器具 FL40W×2 埋込型
	照明器具 FL40W×1 直付型 (ミラーライト)
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇

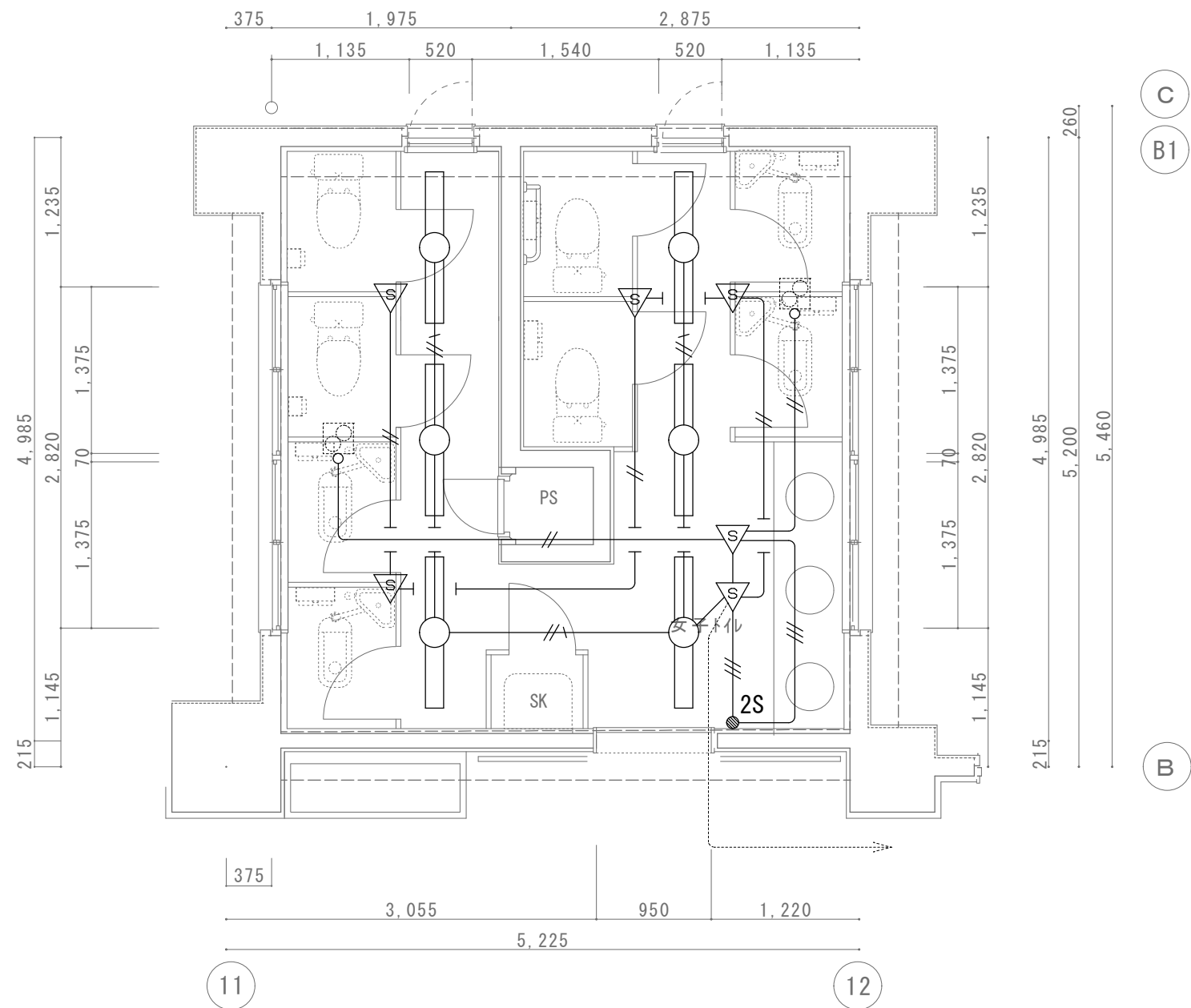


既設電灯回路より接続分岐

図中明記なき配管・配線は下記とする。			
電灯回路		EM-EEF1. 6-2C	
		EM-EEF1. 6-3C	
		EM-EEF2. 0-2C	
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。			
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。			
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。			
★印は既設機器再取付を示す。			

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)換気扇連動	

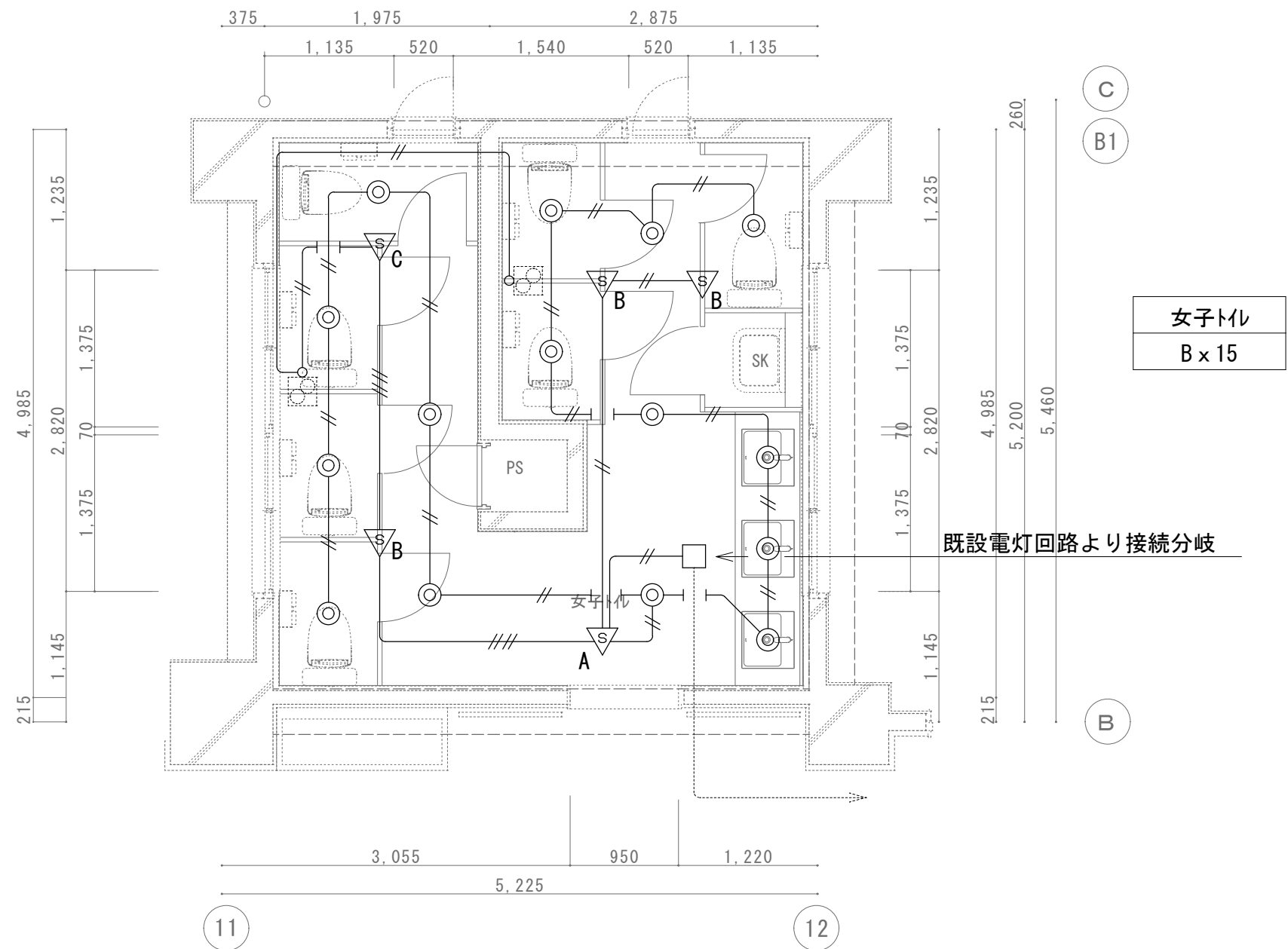


(注記)  既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。			
電灯回路		VVF1. 6-2C	
		VVF1. 6-3C	
		VVF1. 6-3C (1Cアース)	
		VVF2. 0-3C (1Cアース)	

凡 例

記 号	仕 様
	照明器具 FL40W x 1 埋込型
	照明器具 FL40W x 2 埋込型
	照明器具 FL40W x 1 直付型 (ミラライト)
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇

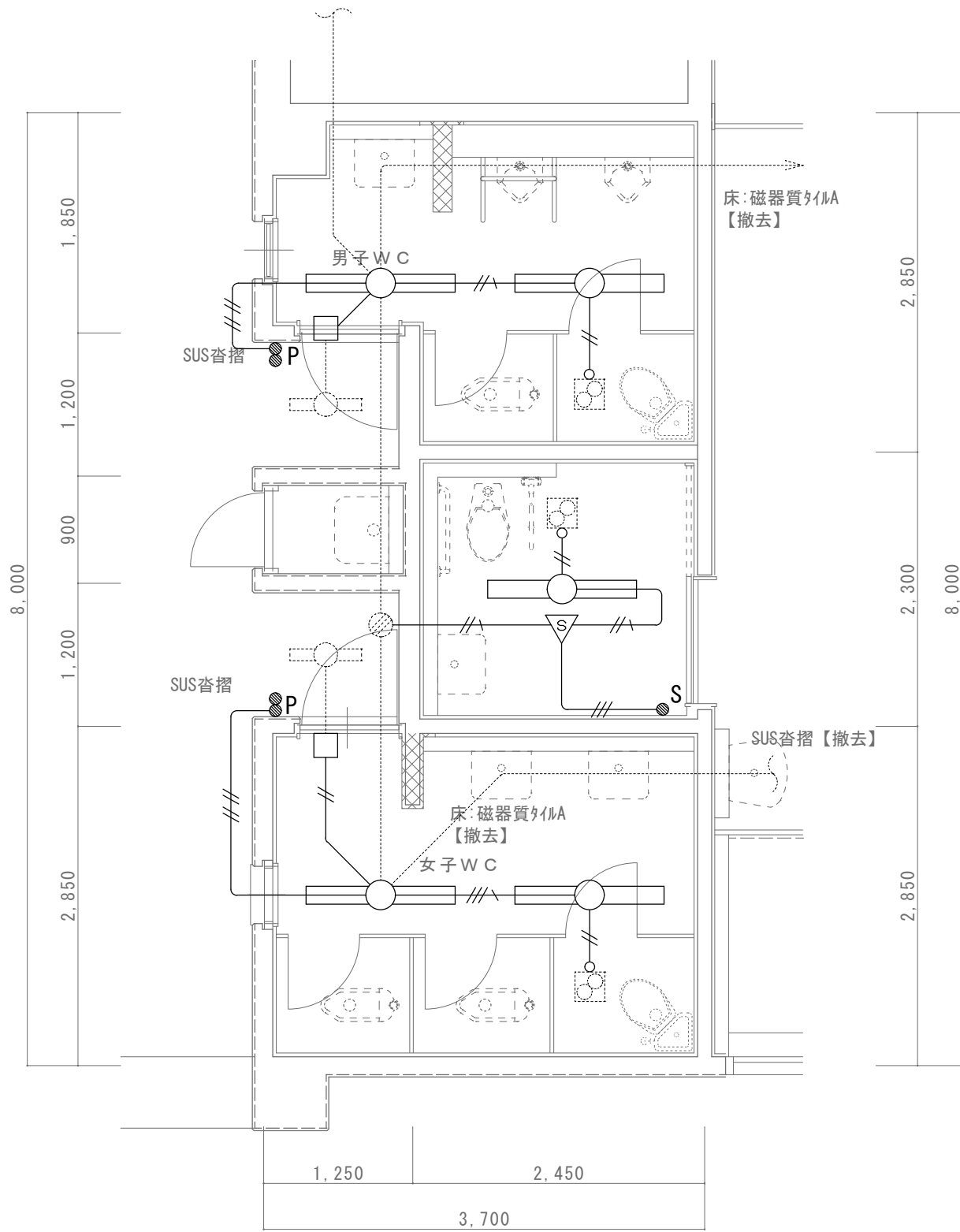


既設電灯回路より接続分岐

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路		EM-EEF1. 6-2C
		EM-EEF1. 6-3C
		EM-EEF2. 0-2C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。		
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)換気扇連動	

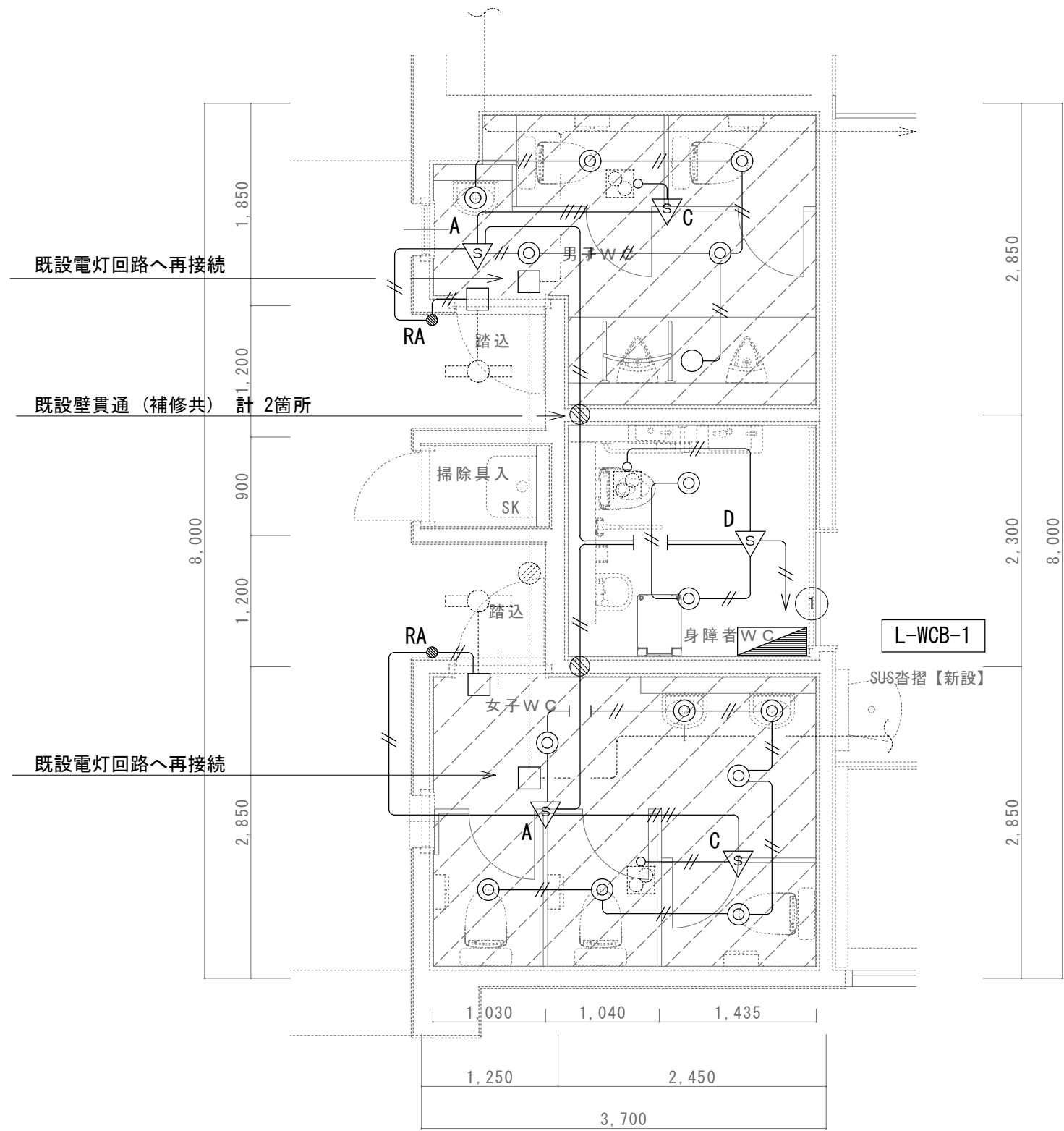


(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路	〃	VVF1.6-2C
	〃	VVF1.6-3C
	〃	VVF1.6-3C(1Cアース)
	〃	VVF2.0-3C(1Cアース)

凡 例

記 号	仕 様
○	照明器具 FL40W x 1 直付型
●	埋込スイッチ 1P15Ax1
▽	人感センサー
●S	センサー用操作スイッチ 1回路
●2S	センサー用操作スイッチ 2回路
扇	換気扇



男子トイレ
B x 5
C x 1

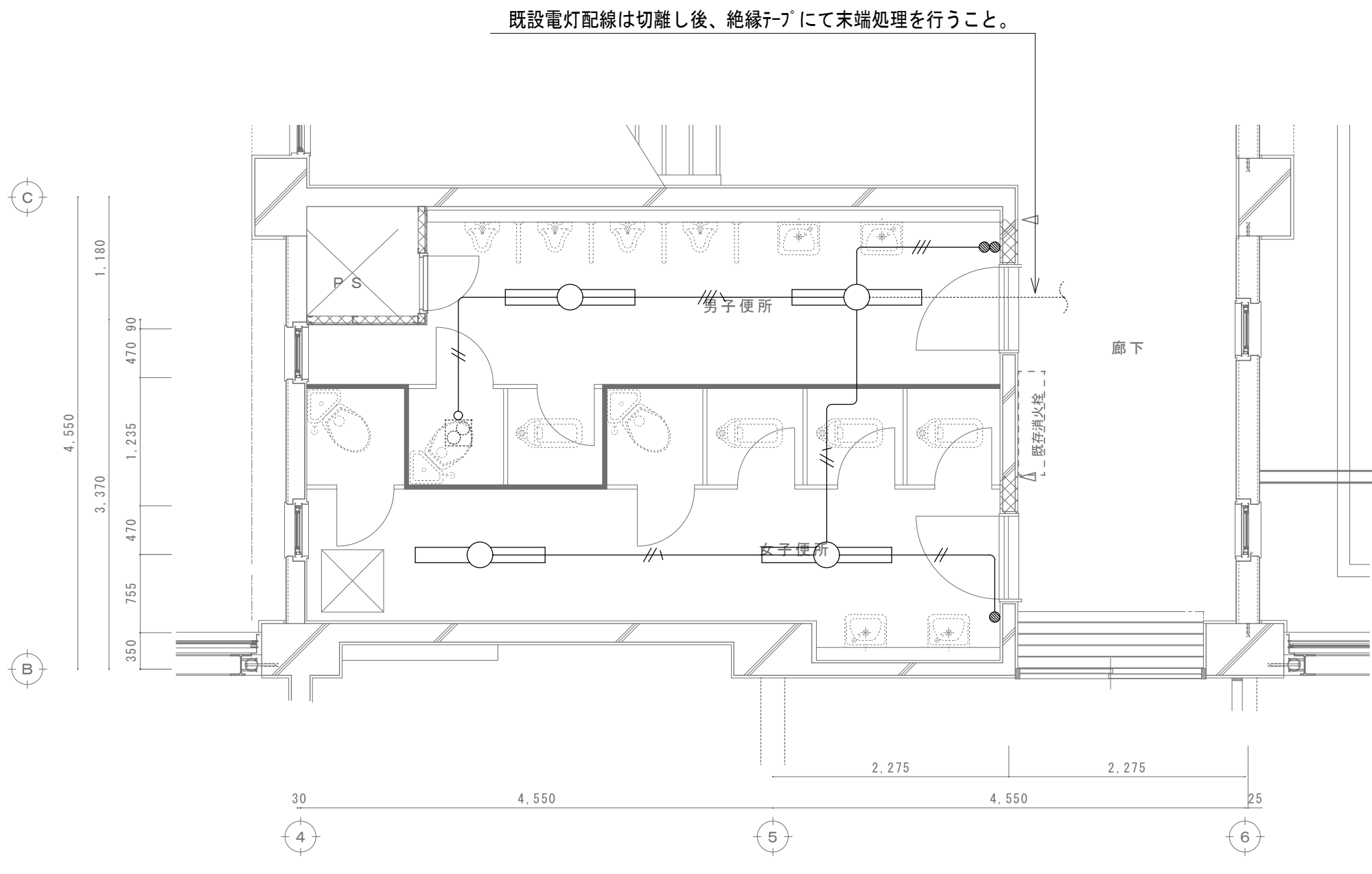
多目的トイレ
A x 2

女子トイレ
B x 7

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路	〃	EM-EEF1.6-2C
	〃	EM-EEF1.6-3C
	〃	EM-EEF2.0-2C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。		
二重天井内は、ケーブルところがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
扇	電灯分電盤	盤結線図参照
▽A	熱線センサー付自動スイッチ(親器)	
▽B	熱線センサー付自動スイッチ(子器)	
▽C	熱線センサー付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
▽D	熱線センサー付自動スイッチ(親器)換気扇連動	
●RA	熱線センサー付自動スイッチ(親器) 壁付型	



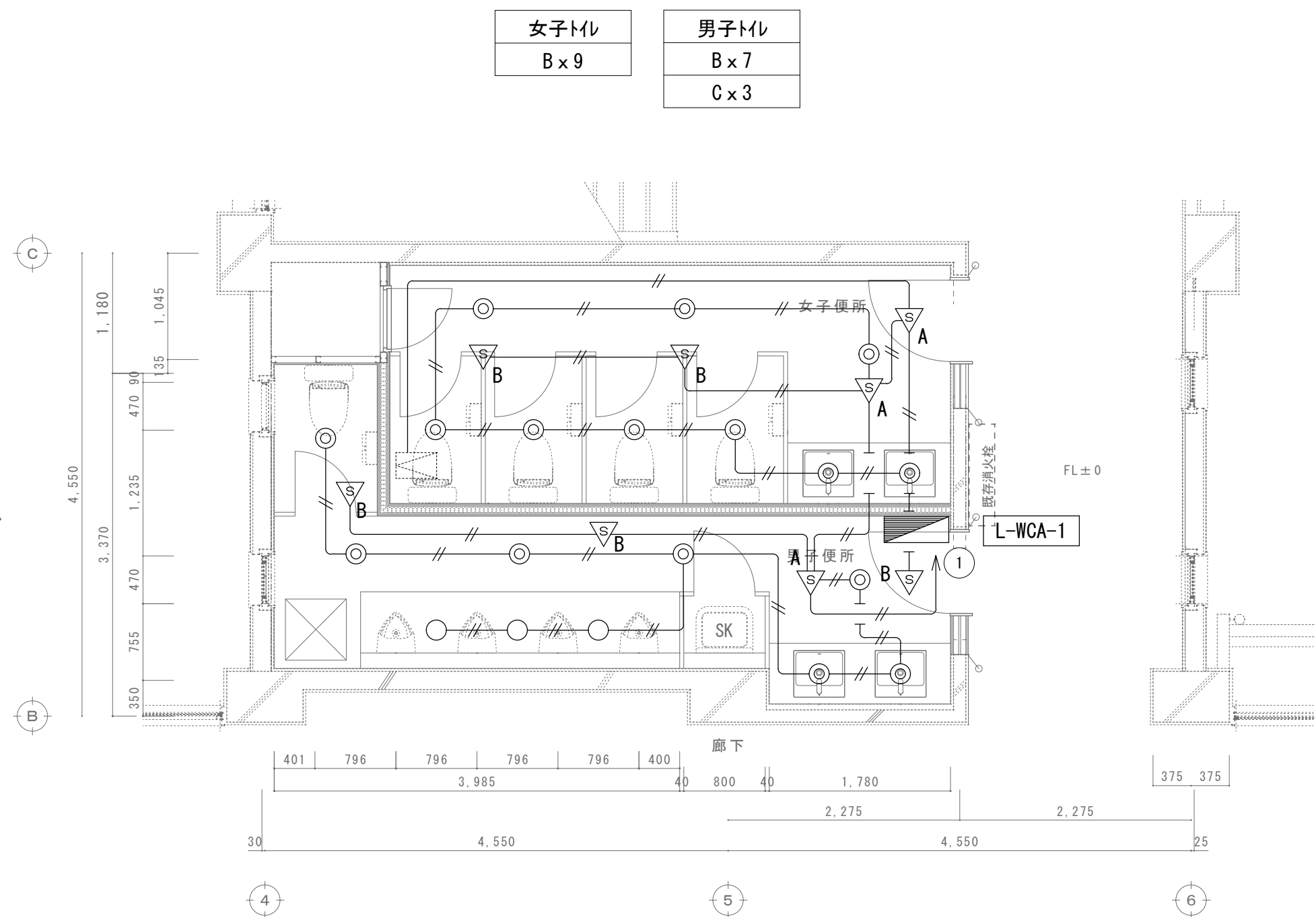
(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。	
電灯回路	——//—— VVF1. 6-2C
	——///—— VVF1. 6-3C
	——//△—— VVF1. 6-3C (1Cアース)
	——//△.0—— VVF2. 0-3C (1Cアース)

凡 例

記 号	仕 様
	照明器具 FL40W x 1 直付型
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇

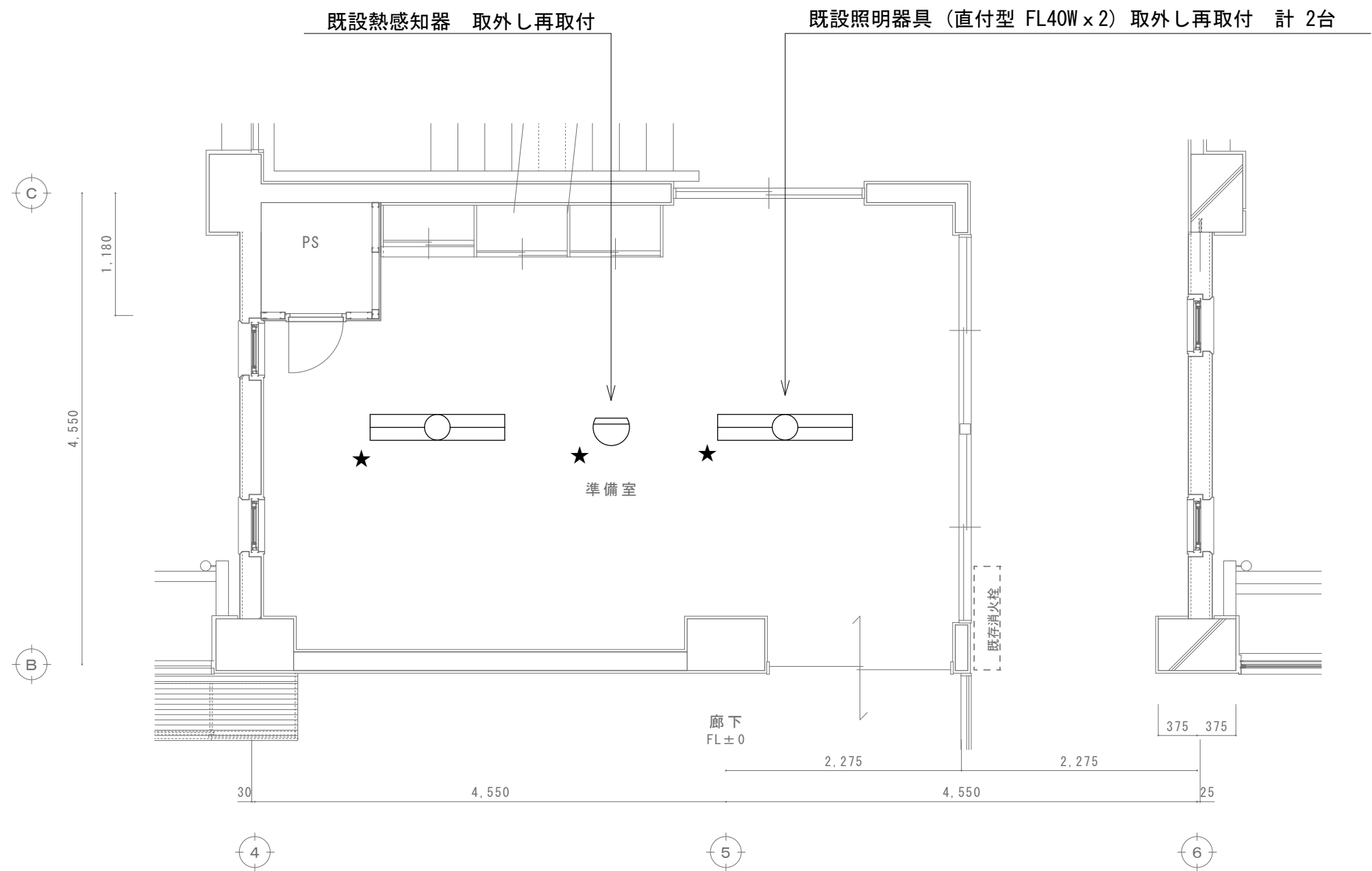
- (注記)
- 図中明記なき実線 —— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。



図中明記なき配管・配線は下記とする。	
電灯回路	——//—— EM-EEF1. 6-2C
	——///—— EM-EEF1. 6-3C
	——//△.0—— EM-EEF2. 0-2C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。	
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。	
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。	
★印は既設機器再取付を示す。	

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線むす付自動スイッチ(親器)	
	熱線むす付自動スイッチ(子器)	
	熱線むす付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線むす付自動スイッチ(親器)換気扇連動	

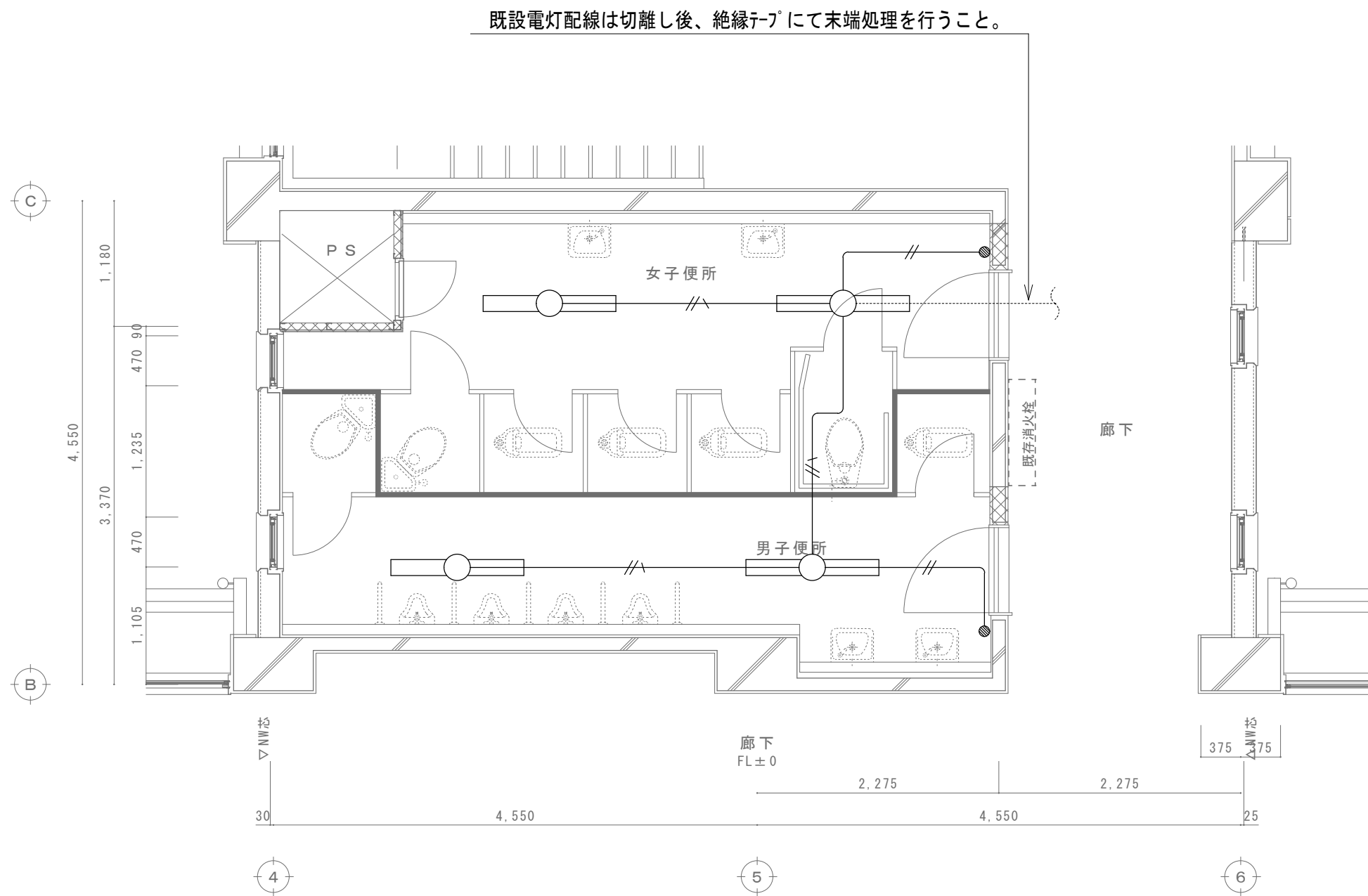


特別教室棟 2階準備室平面詳細図 1/50

(注記)

1. 図中明記なき実線 ——— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
2. ★印は既設機器取外し再取付を示す。
3. 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
4. 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
5. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
6. 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。

徳島県県土整備部宮緒課		工事名	R 7 宮緒 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-17	 株式 会社 宮 建 築 設 計 MIY A 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	通し番号 24
設計	竣工	図面名	特別教室棟 電灯設備 2 階平面詳細図	縮尺	A2=1/50 A3=71%		



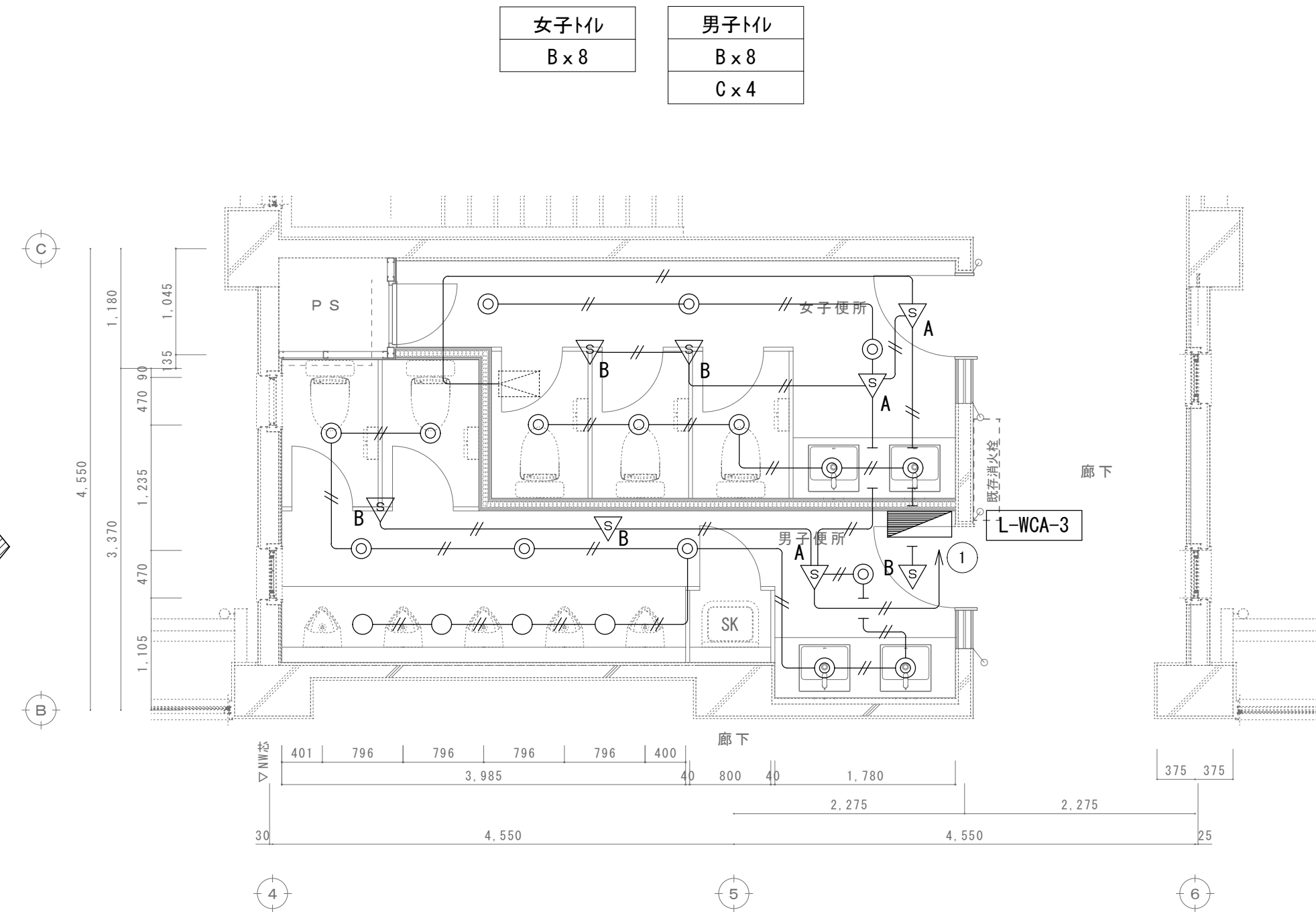
(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路	—— //	VVF1. 6-2C
	—— ///	VVF1. 6-3C
	—— //	VVF1. 6-3C (1Cアース)
	—— //2.0	VVF2. 0-3C (1Cアース)

凡 例

- (注記)
- 図中明記なき実線 —— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をすること。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。

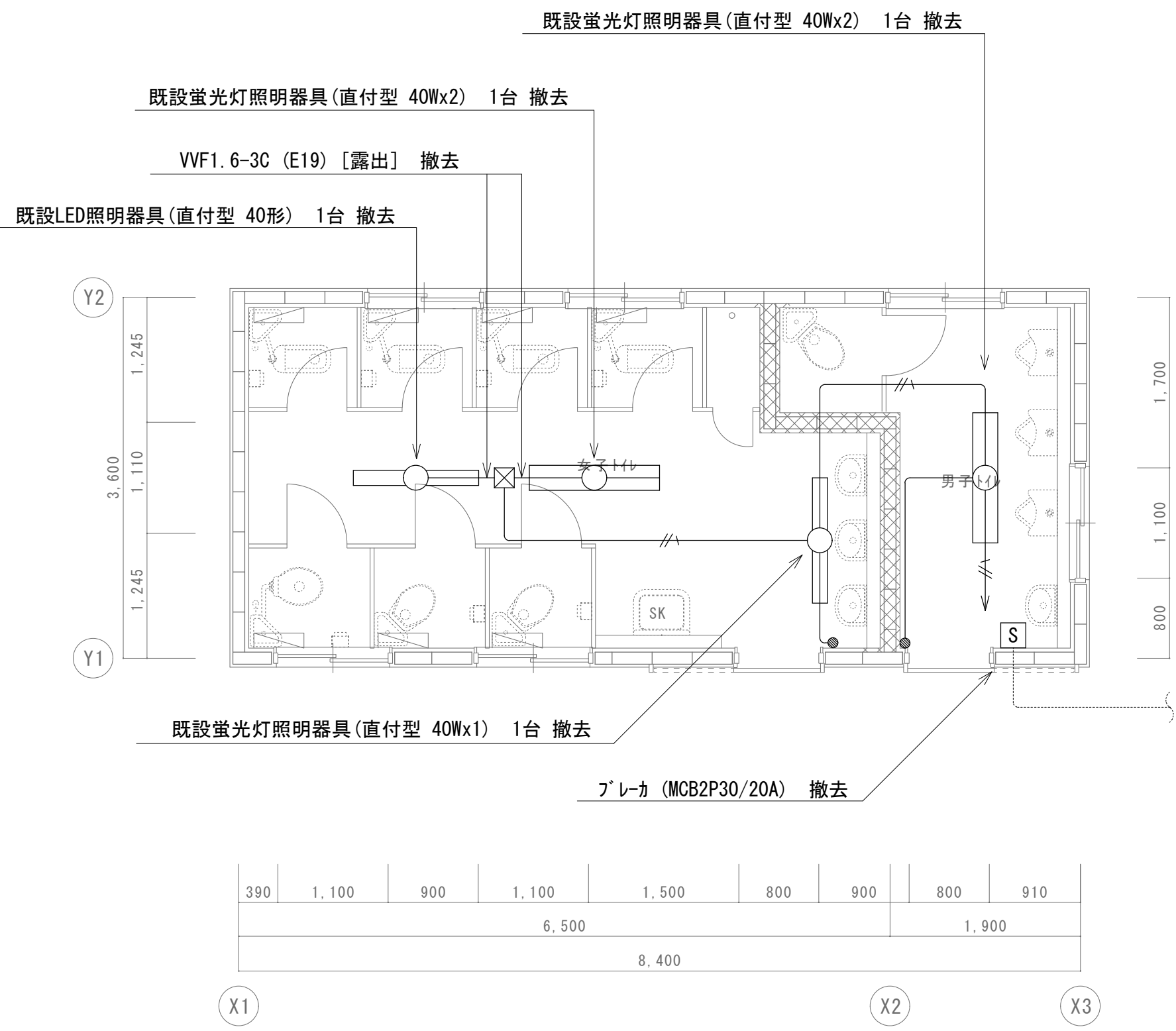
記 号	仕 様
	照明器具 FL40W×1 直付型
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇



図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路	—— //	EM-EEF1. 6-2C
	—— ///	EM-EEF1. 6-3C
	—— //2.0	EM-EEF2. 0-2C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。		
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線むす付自動スイッチ(親器)	
	熱線むす付自動スイッチ(子器)	
	熱線むす付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線むす付自動スイッチ(親器)換気扇連動	

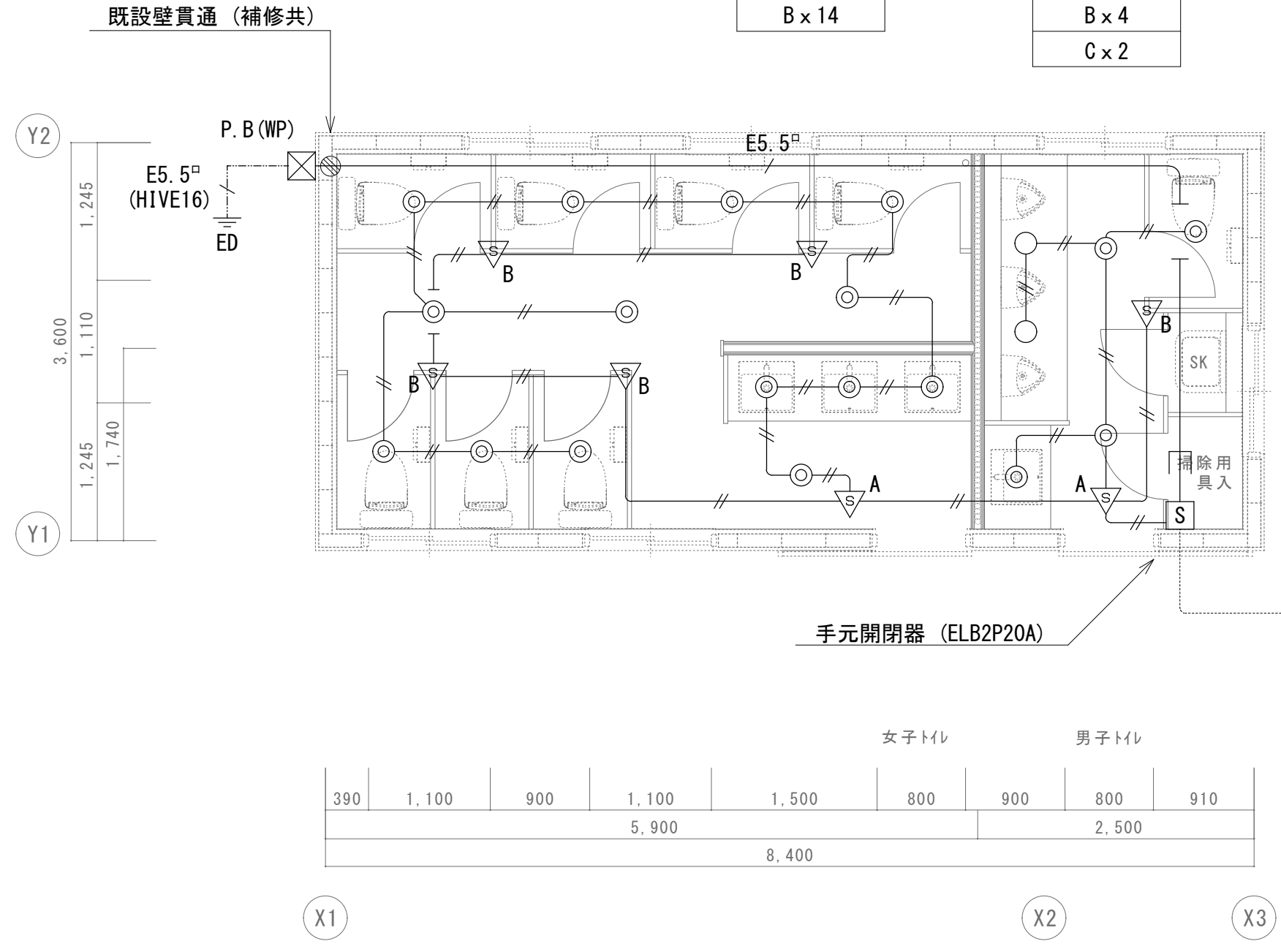


(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。			
電灯回路	——//——	VVF1. 6-2C	
	——///——	VVF1. 6-3C	
	——//△——	VVF1. 6-3C (1Cアース)	
	——//△2.0——	VVF2. 0-3C (1Cアース)	

凡 例

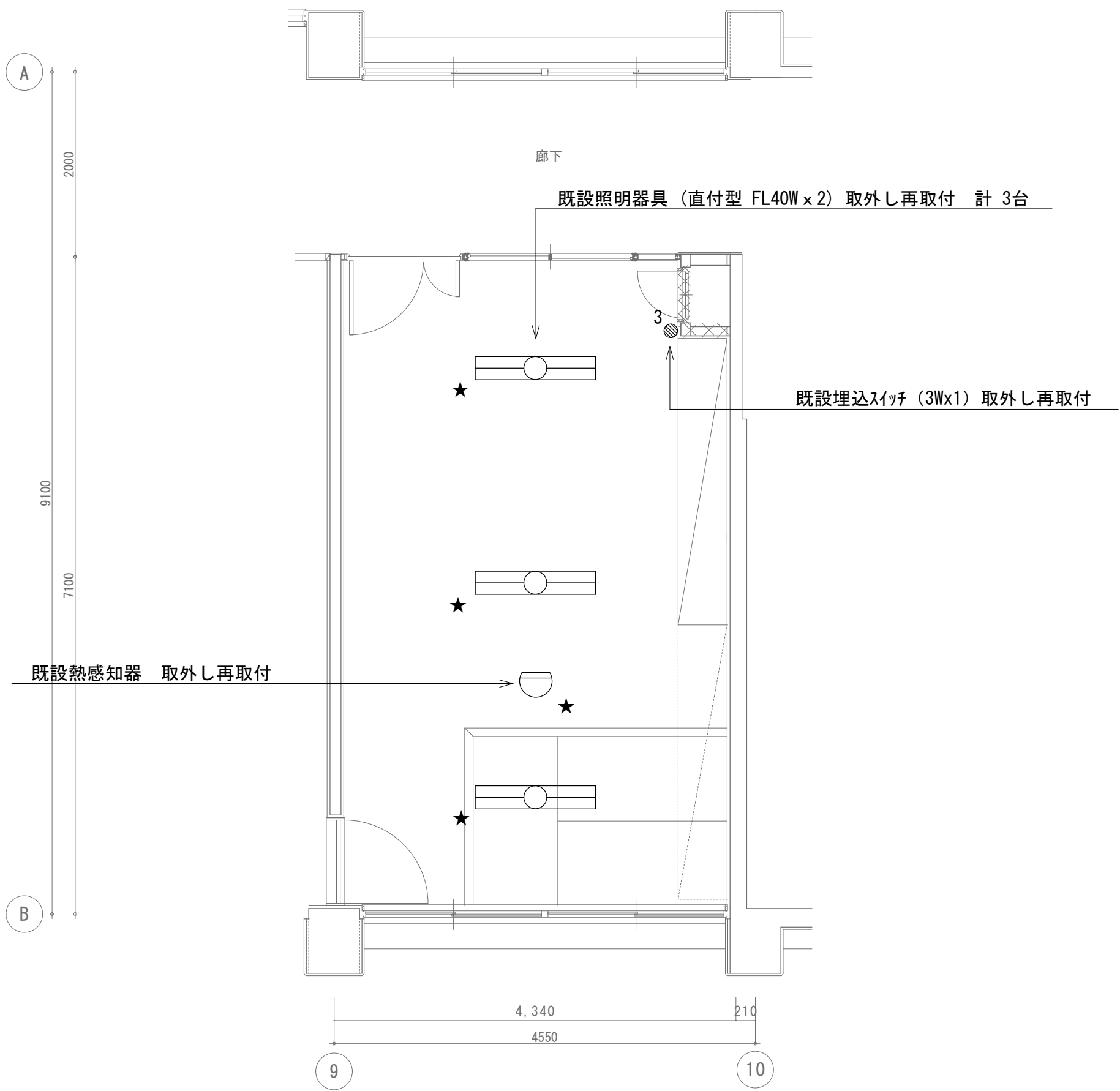
記 号	仕 様
	照明器具 FL40W x 1 直付型
	照明器具 FL40W x 2 直付型
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇



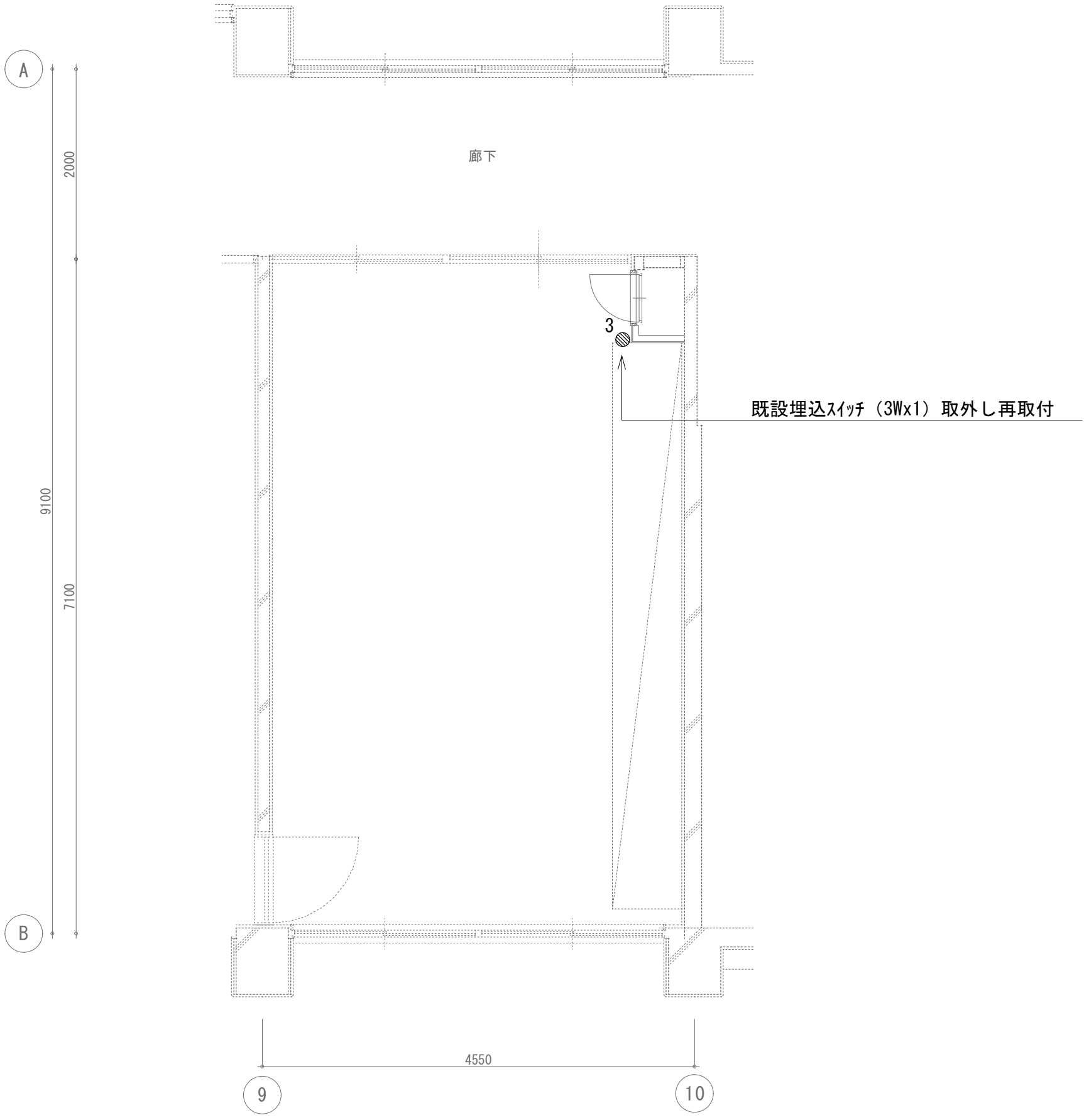
図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路	——//——	EM-E EF 1. 6-2C
	——///——	EM-E EF 1. 6-3C
	——//△2.0——	EM-E EF 2. 0-2C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。		
二重天井内は、ケーブルこしがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)換気扇連動	
	ﾌﾞﾚｯｸｽ 200 x 200 x 100	
	ﾌﾞﾚｯｸｽ 200 x 200 x 100 SUS. WP	



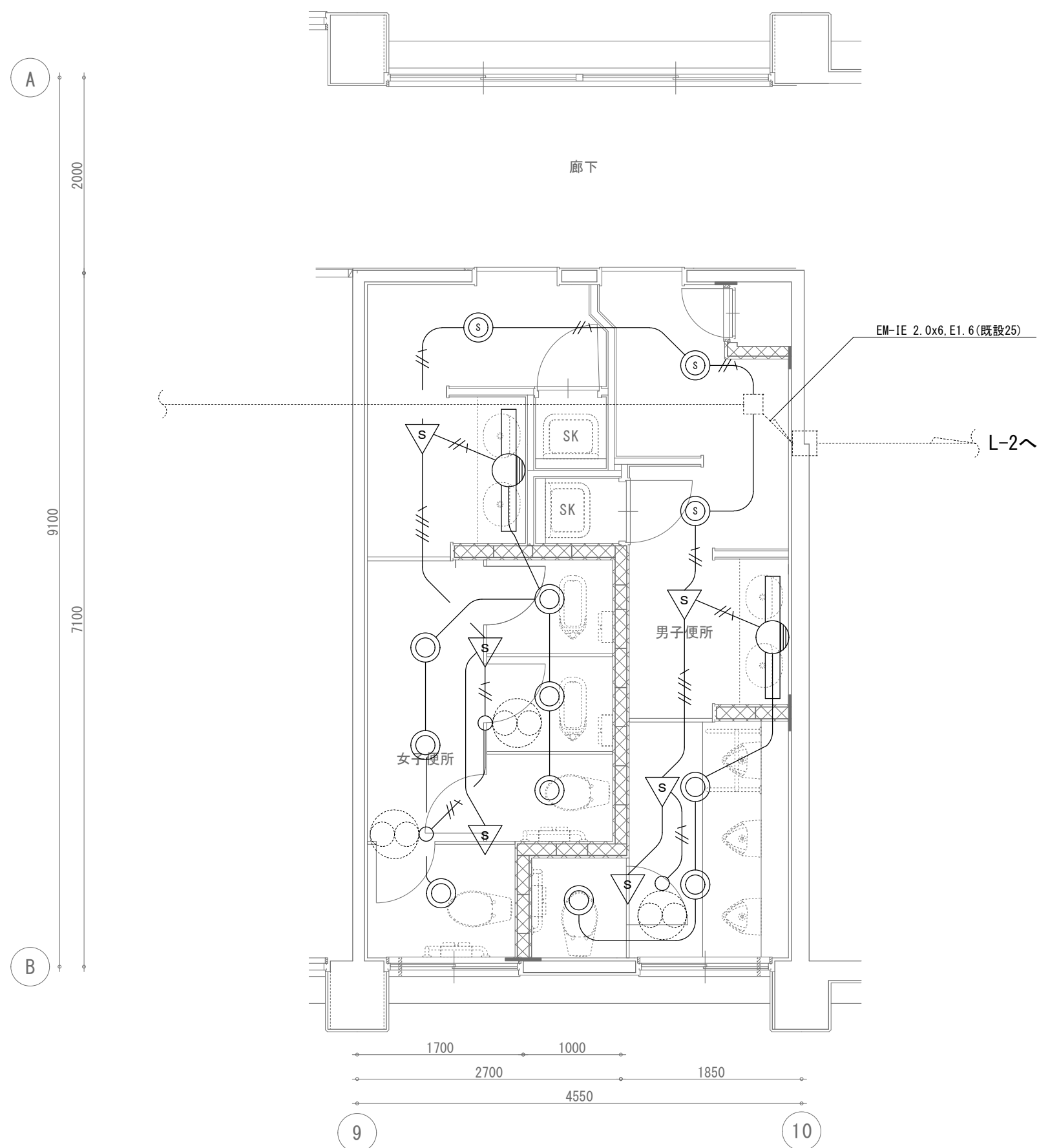
北校舎 1階書道準備室平面詳細図 1/50



北校舎 3階音楽準備室平面詳細図 1/50

- (注記)
1. 図中明記なき実線 ——— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 2. ★印は既設機器取外し再取付を示す。
 3. 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 4. 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 5. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 6. 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気		図面番号	E-20	 株式 会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	通し番号 27
設計	竣工	図面名	北校舎 電灯設備 1・3 階平面詳細図		縮尺	A2=1/50 A3=71%		



(注記) 既存壁撤去を示す。

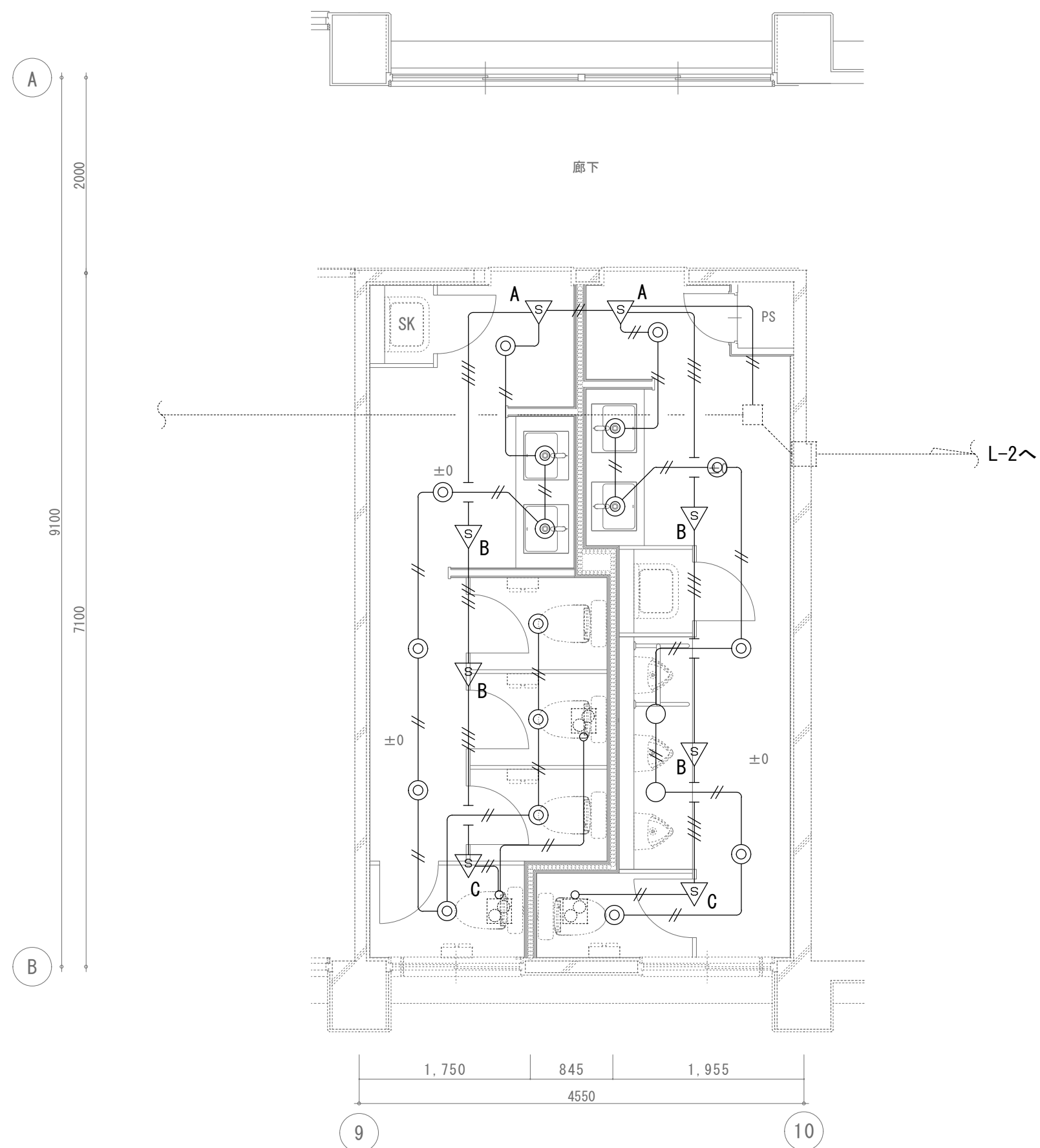
図中明記なき配管・配線は下記とする。	
電灯回路	——//—— VVF1. 6-2C
	——///—— VVF1. 6-3C
	——//\—— VVF1. 6-3C (1Cアース)
	——// ²⁰ —— VVF2. 0-3C (1Cアース)

凡 例

記 号	仕 様
	照明器具 LEDダウライト 100形
	照明器具 LEDミラーライト 直付型 40形
	照明器具 LEDダウライト 100形 センサー付
	埋込スイッチ 1P15Ax1
	人感センサー
 S	センサー用操作スイッチ 1回路
 2S	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇

(注記)

1. 図中明記なき実線 ———— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
2. ★印は既設機器取外しを示す。
3. 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
4. 本工事施工に際して生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
5. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
6. 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行之、係員の指示に従い施工すること。



女子トイレ	男子トイレ
B x 10	B x 7
	C x 2

凡例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
 A	熱線センサ付自動スイッチ(親器)	
 B	熱線センサ付自動スイッチ(子器)	
 C	熱線センサ付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
 D	熱線センサ付自動スイッチ(親器)換気扇連動	

図中明記なき配管・配線は下記とする。

電灯回路	——//——	EM-EEF 1.6-2C
	——///——	EM-EEF 1.6-3C
	——// ^{2.0} ——	EM-EEF 2.0-2C

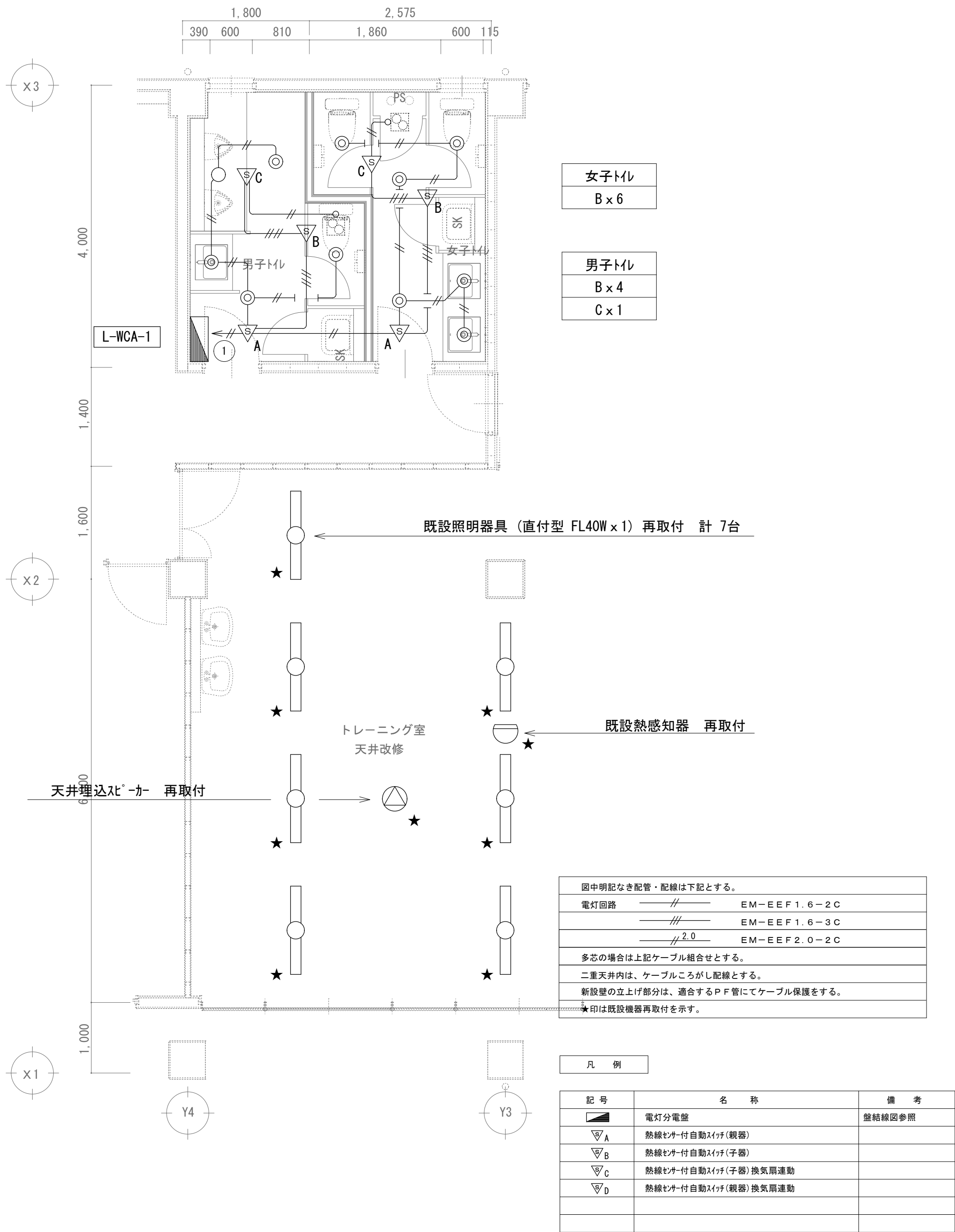
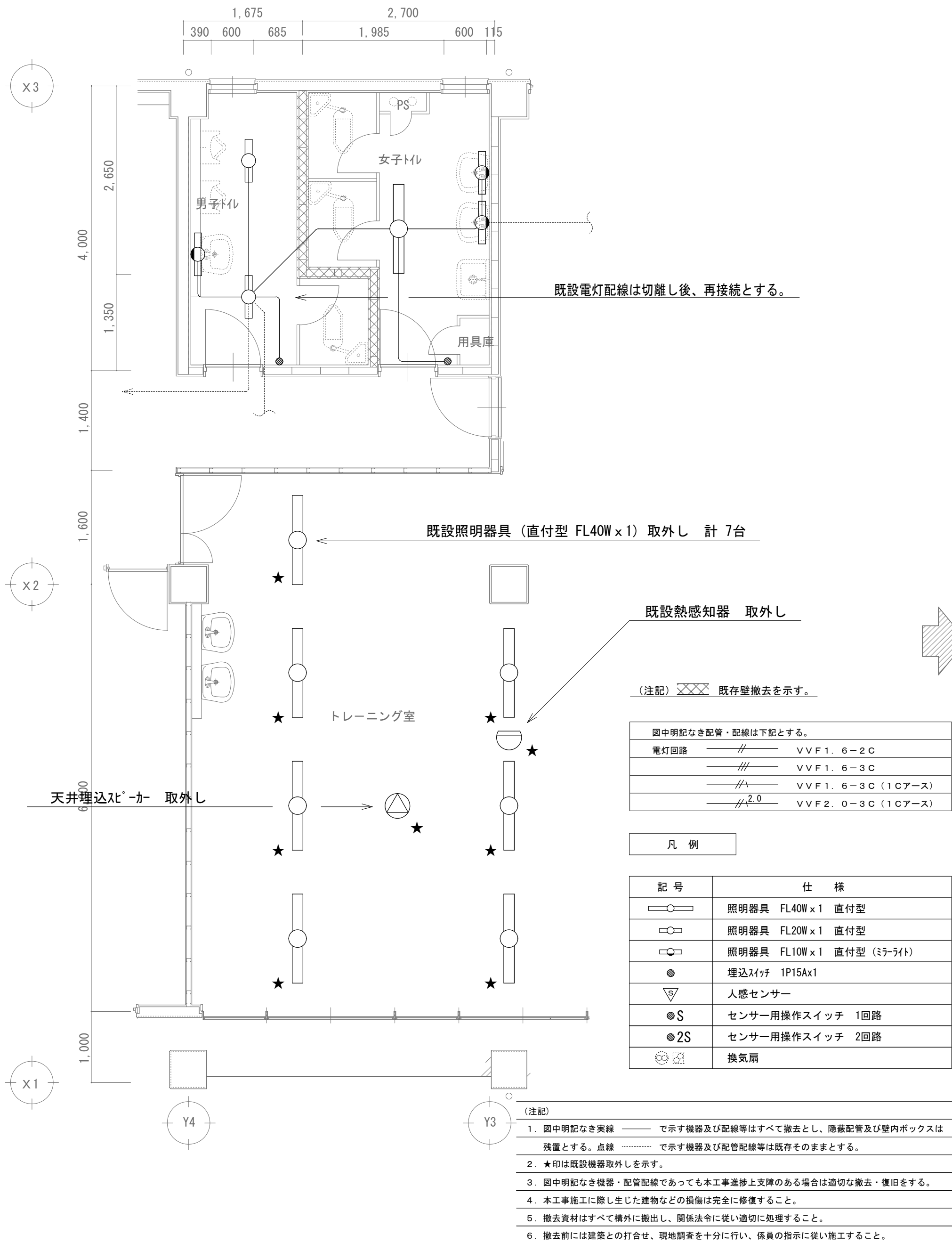
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。

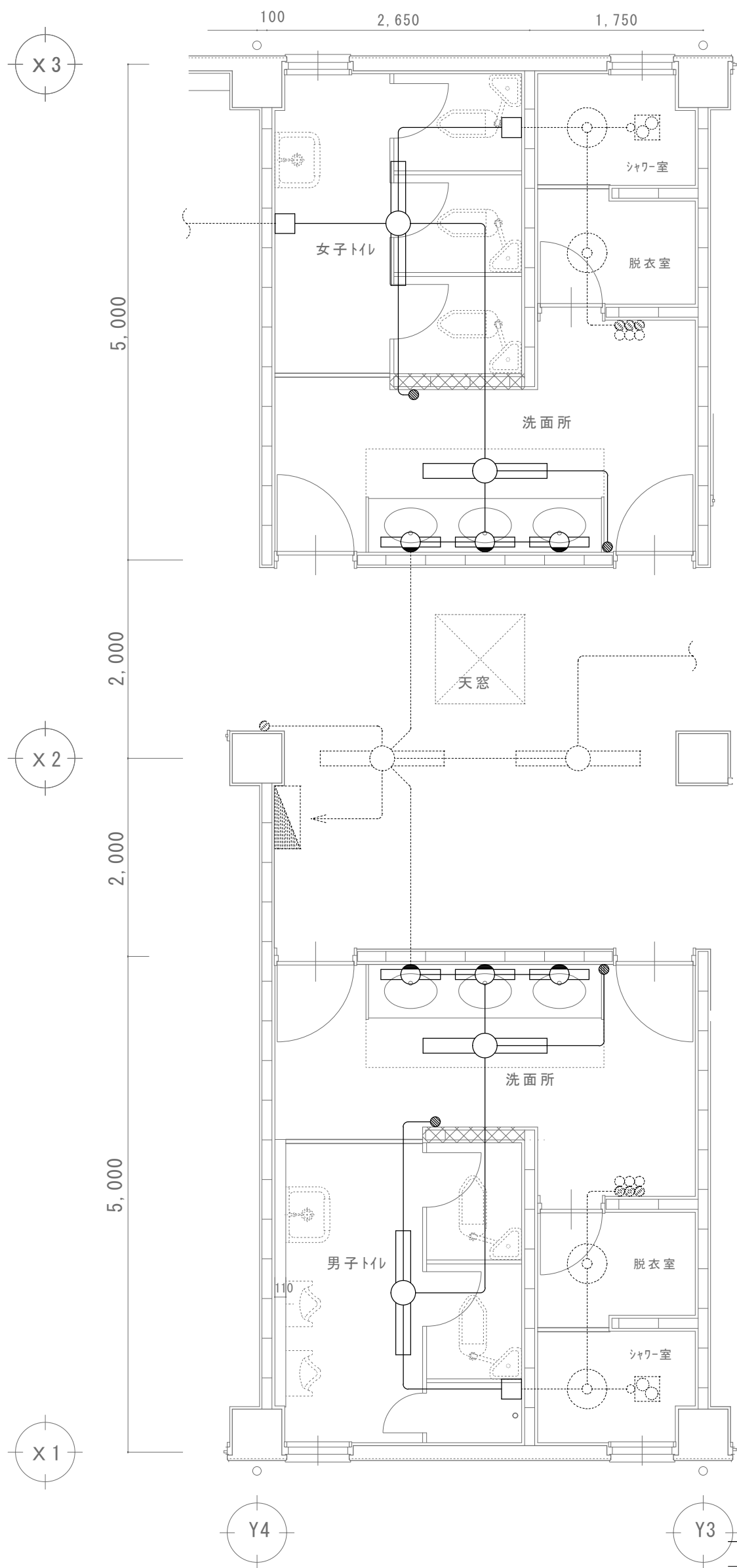
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。

新設壁の立上げ部分は、適合するPF管にてケーブル保護をする。

★印は既設機器再取付を示す。

徳島県県土整備部宮緒課		工事名 R7宮緒 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号 E-21	 株式会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	
設計 R6.6	竣工	図面名 北校舎 電灯設備 2階平面詳細図	縮尺 A2=1/50 A3=71%		通し番号 28





(注記) 既存壁撤去を示す。

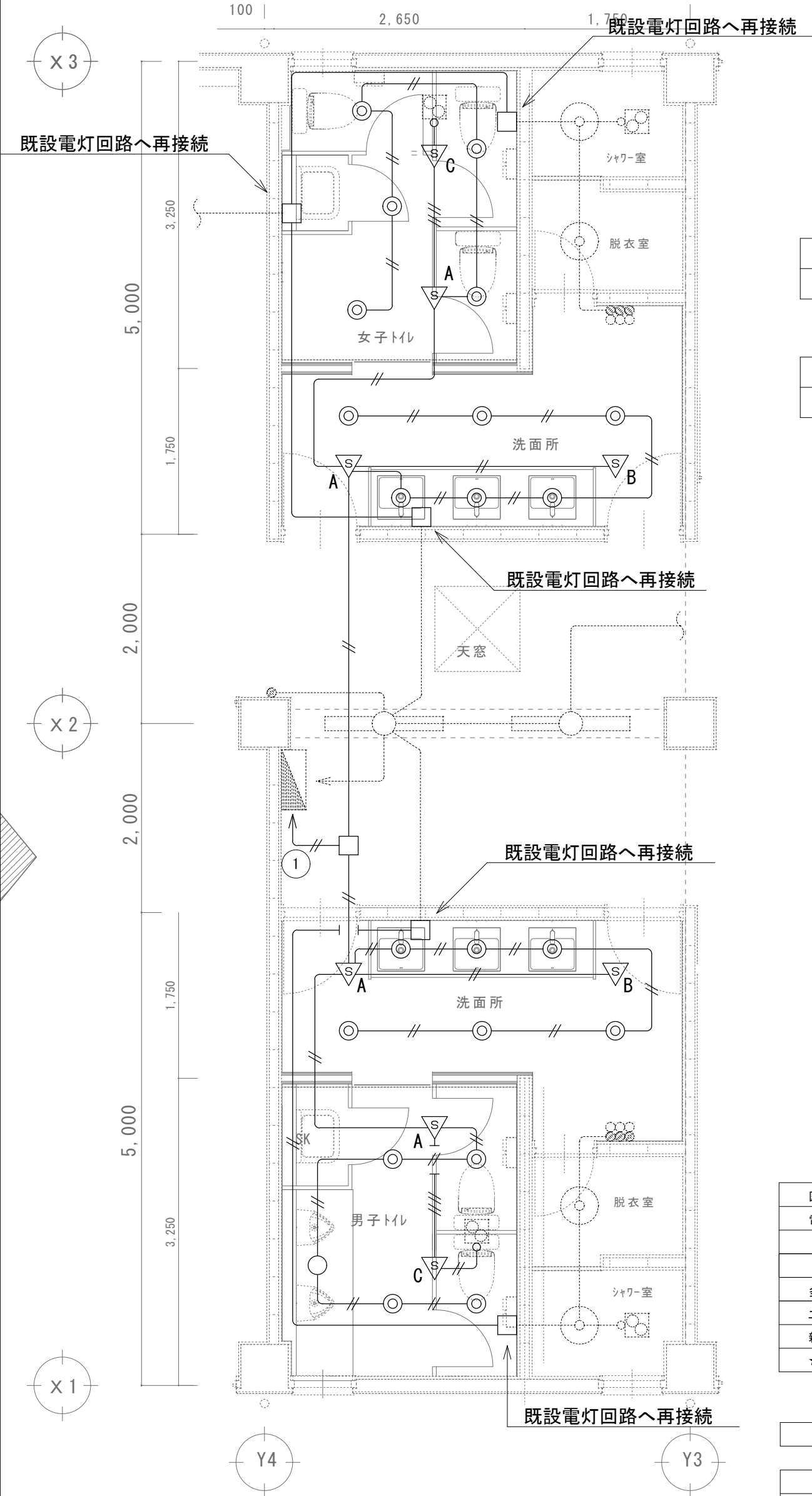
図中明記なき配管・配線は下記とする。			
電灯回路	—— //	VVF1. 6-2C	
	—— ///	VVF1. 6-3C	
	—— //△	VVF1. 6-3C (1Cアース)	
	—— //2.0	VVF2. 0-3C (1Cアース)	

凡 例

記 号	仕 様
	照明器具 FL40W x 1 直付型
	照明器具 FL20W x 1 直付型
	照明器具 FL10W x 1 直付型 (ミラーライト)
	埋込スイッチ IP15Ax1
	人感センサー
	センサー用操作スイッチ 1回路
	センサー用操作スイッチ 2回路
	換気扇

(注記)

- 図中明記なき実線 —— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
- ★印は既設機器取外しを示す。
- 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
- 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
- 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
- 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行之、係員の指示に従い施工すること。



女子トイレ
B x 5

洗面所
B x 6

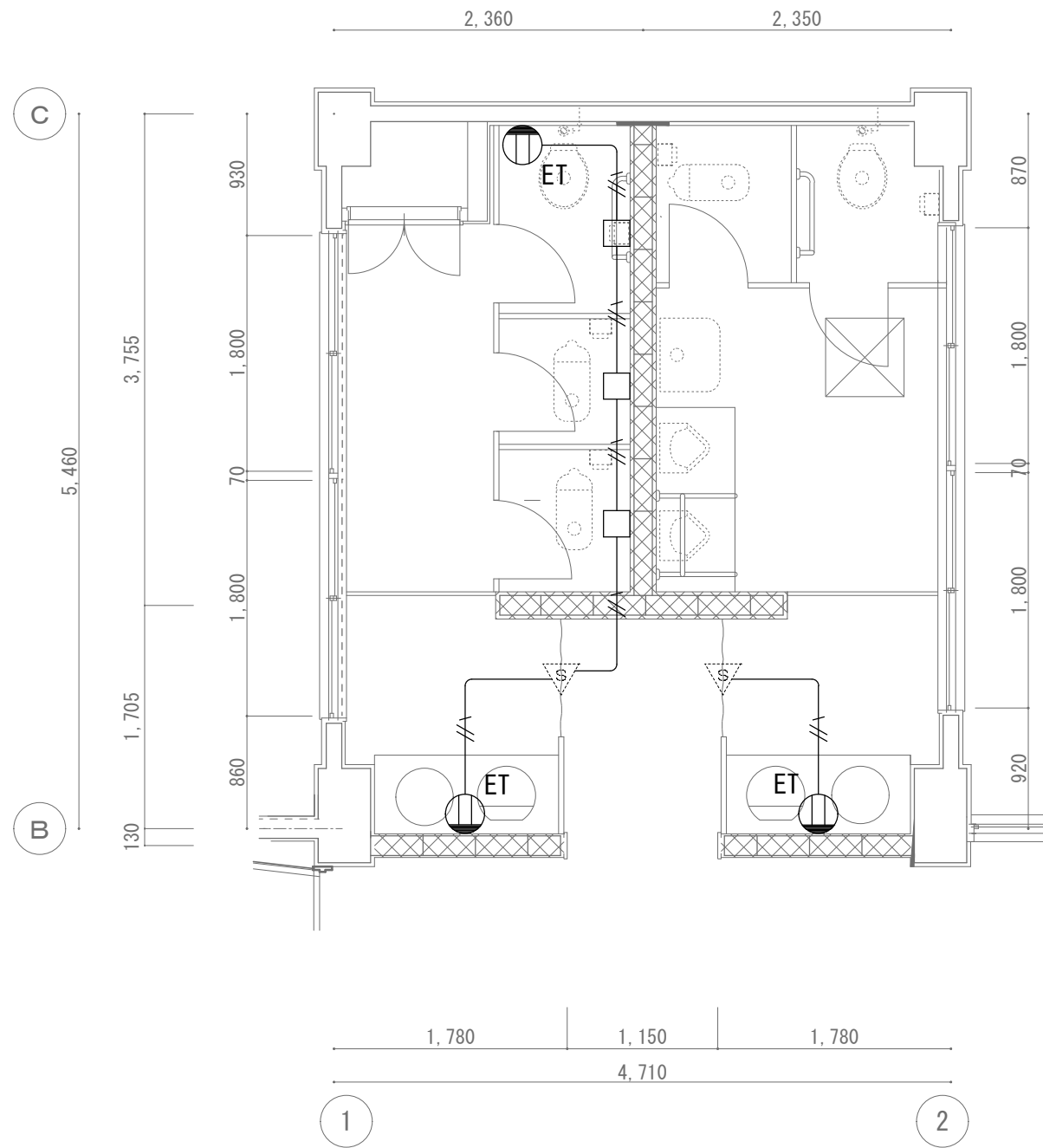
洗面所
B x 6

男子トイレ
B x 4
C x 1

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路	—— //	EM-EEF1. 6-2C
	—— ///	EM-EEF1. 6-3C
	—— //2.0	EM-EEF2. 0-2C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。		
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)	
	熱線センサー付自動スイッチ(子器)換気扇連動	
	熱線センサー付自動スイッチ(親器)換気扇連動	

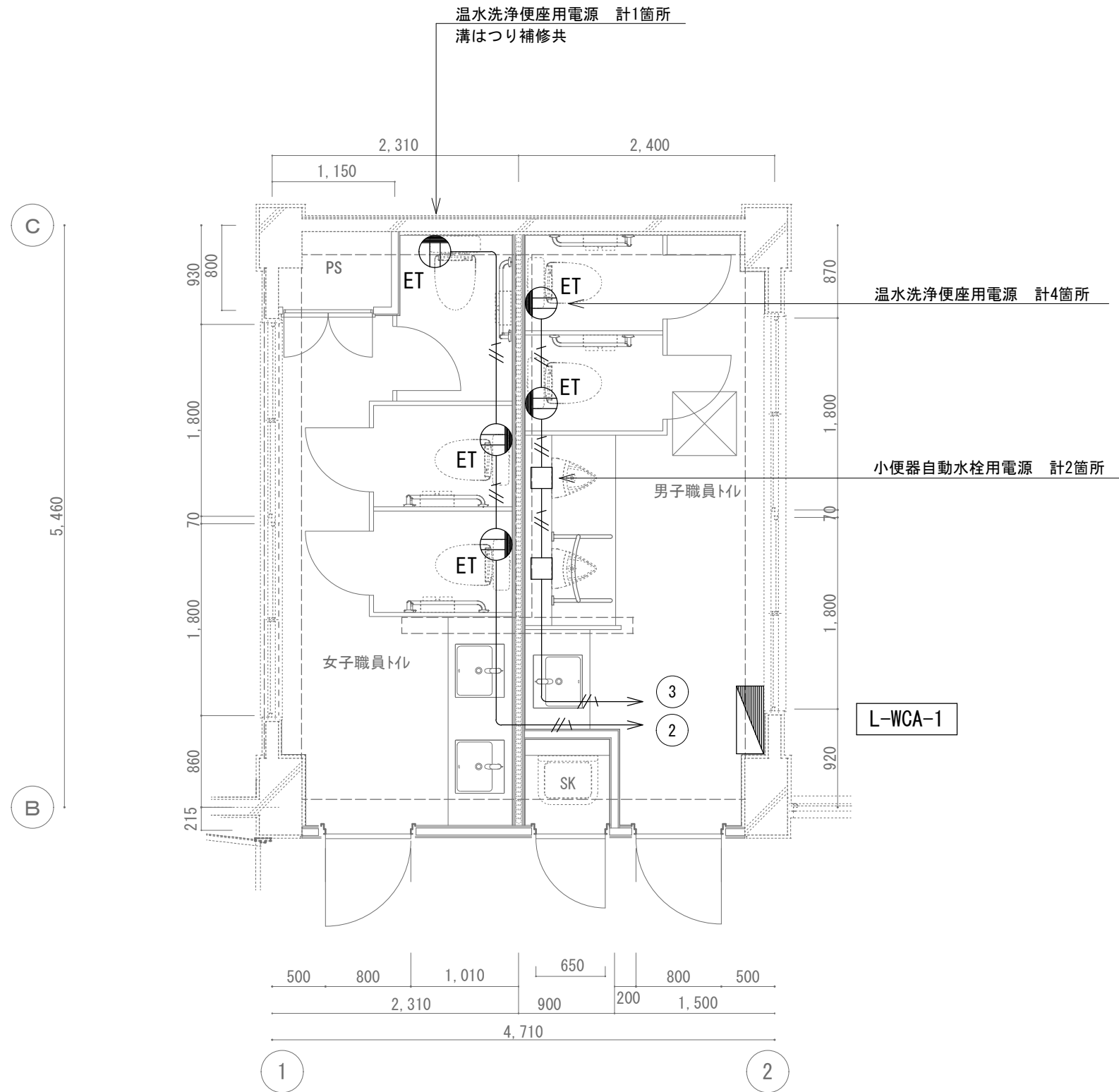


図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	———	EM-E E F 2. 0-2 C
	———	EM-E E F 2. 0-3 C
呼出回路	———	EM-A E 0. 9-2 C
	———	1 種金属線び

凡 例	
記 号	仕 様
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1
ⓂE	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (E)
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)
□□	呼出表示器
□	呼出押ボタン

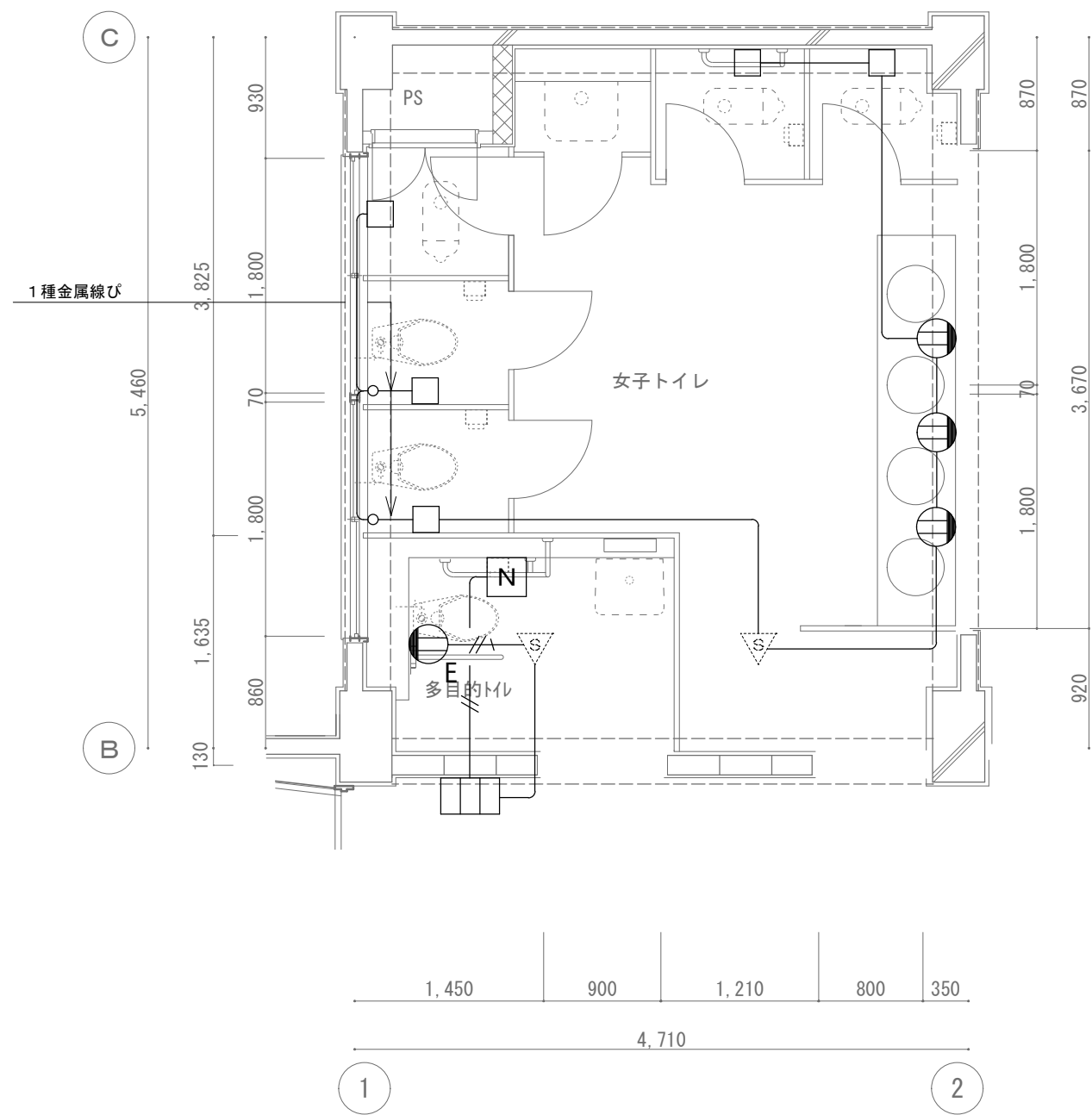
(注記) 既存壁撤去を示す。

- (注記)
- 図中明記なき実線 —— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。



図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	———	EM-E E F 2. 0-2 C
	———	EM-E E F 2. 0-3 C
	———	EM-A E 0. 9-2 C
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例		
記 号	名 称	備 考
■	電灯分電盤	盤結線図参照
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
Ⓜ2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
ⓂEET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
Ⓜ	警報ランプ付プザー	
□	呼出押ボタン 引きひも付	



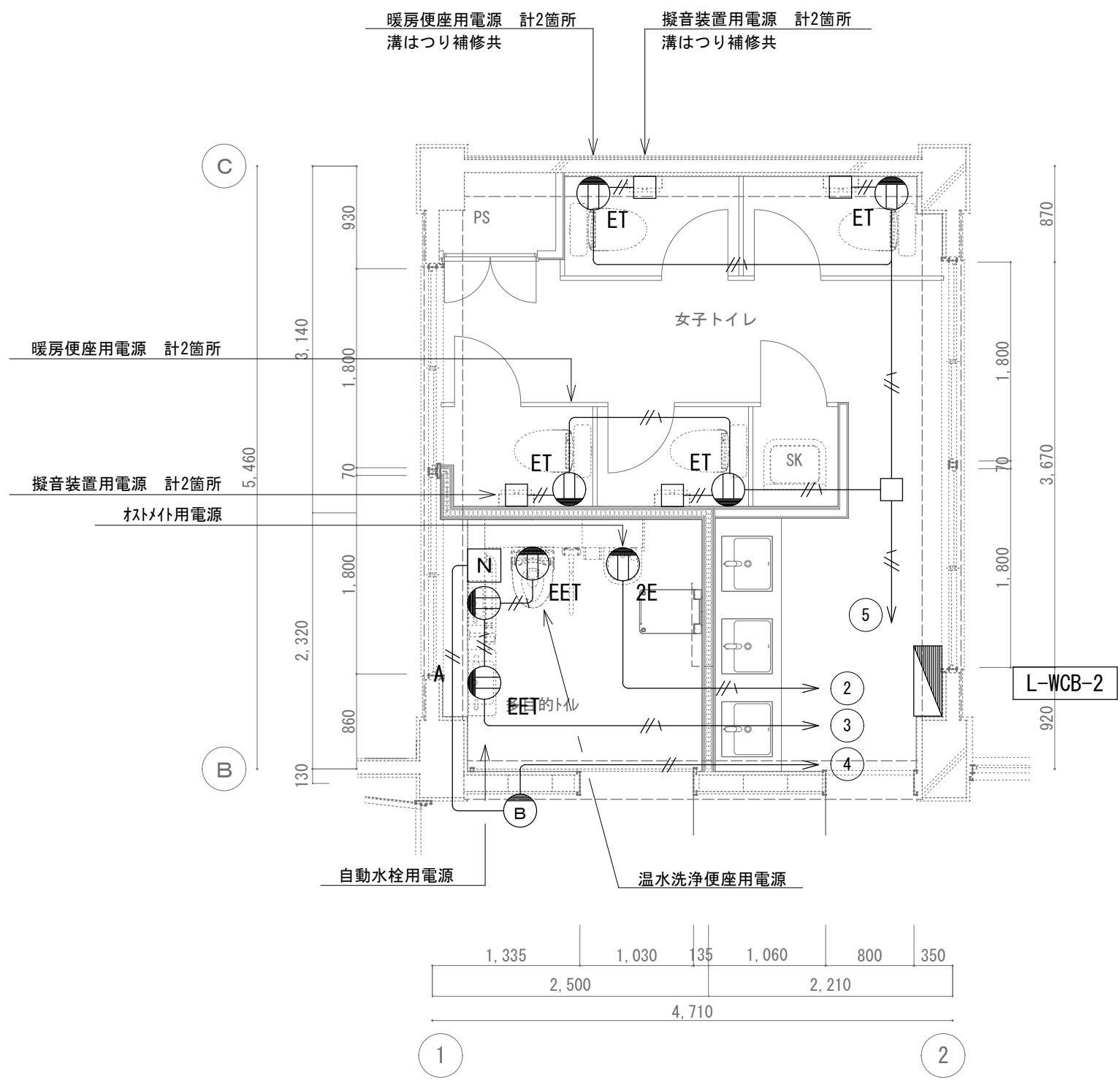
図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	——	EM-EEF2. 0-2C
	——//	EM-EEF2. 0-3C
呼出回路	——//	EM-AEO. 9-2C
	——	1種金属線び

凡 例	
-----	--

記 号	仕 様
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1
ⓂE	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (E)
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)
□□	呼出表示器
Ⓜ	呼出押ボタン

(注記) 既存壁撤去を示す。

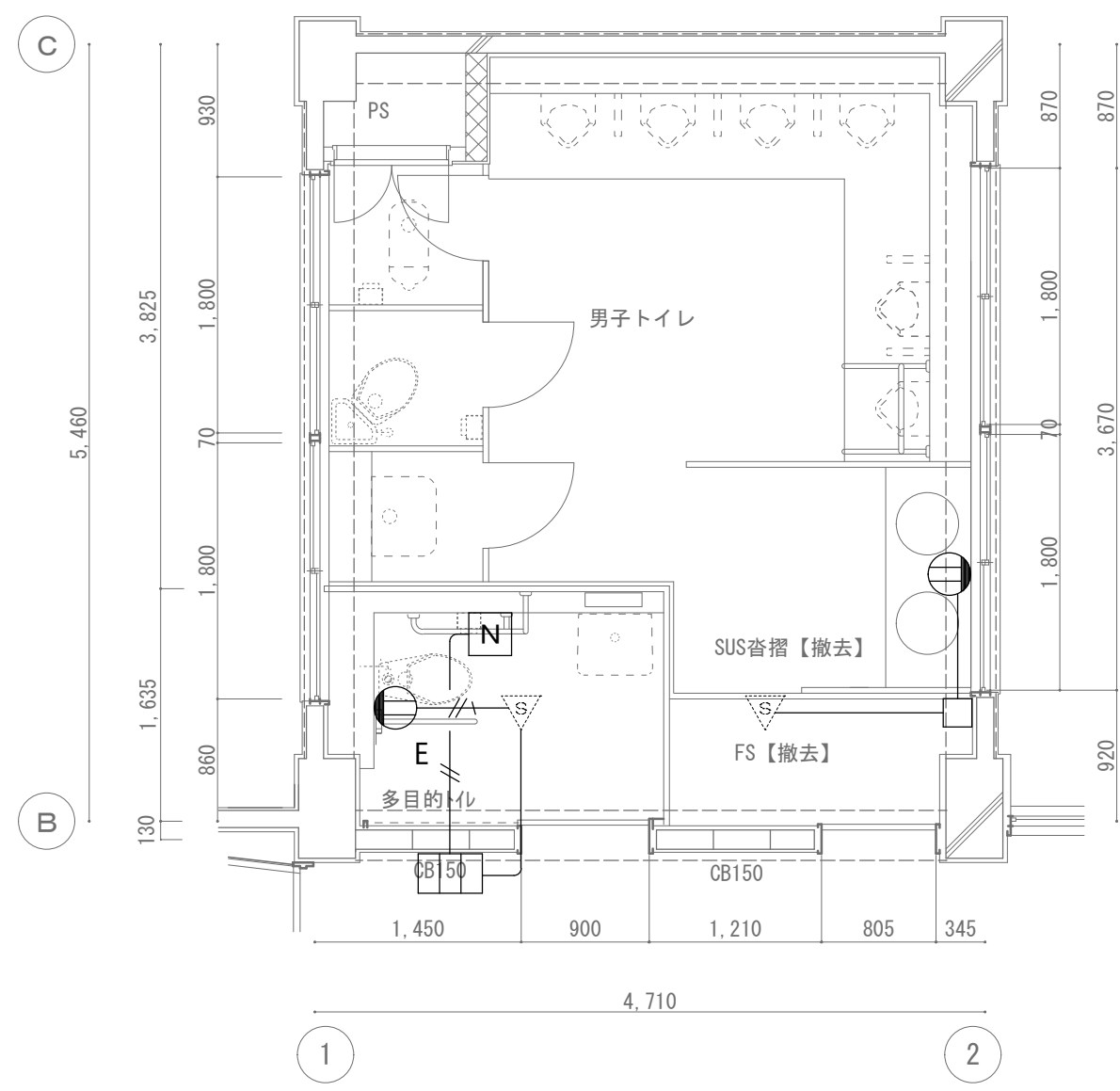
- (注記)
- 図中明記なき実線 —— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。



図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	——//	EM-EEF2. 0-2C
	——//	EM-EEF2. 0-3C
	——//A	EM-AEO. 9-2C
二重天井内は、ケーブルこがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例	
-----	--

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
Ⓜ2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
ⓂEET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
Ⓜ	警報ランプ付ブザー	
Ⓜ	呼出押ボタン 引きひも付	



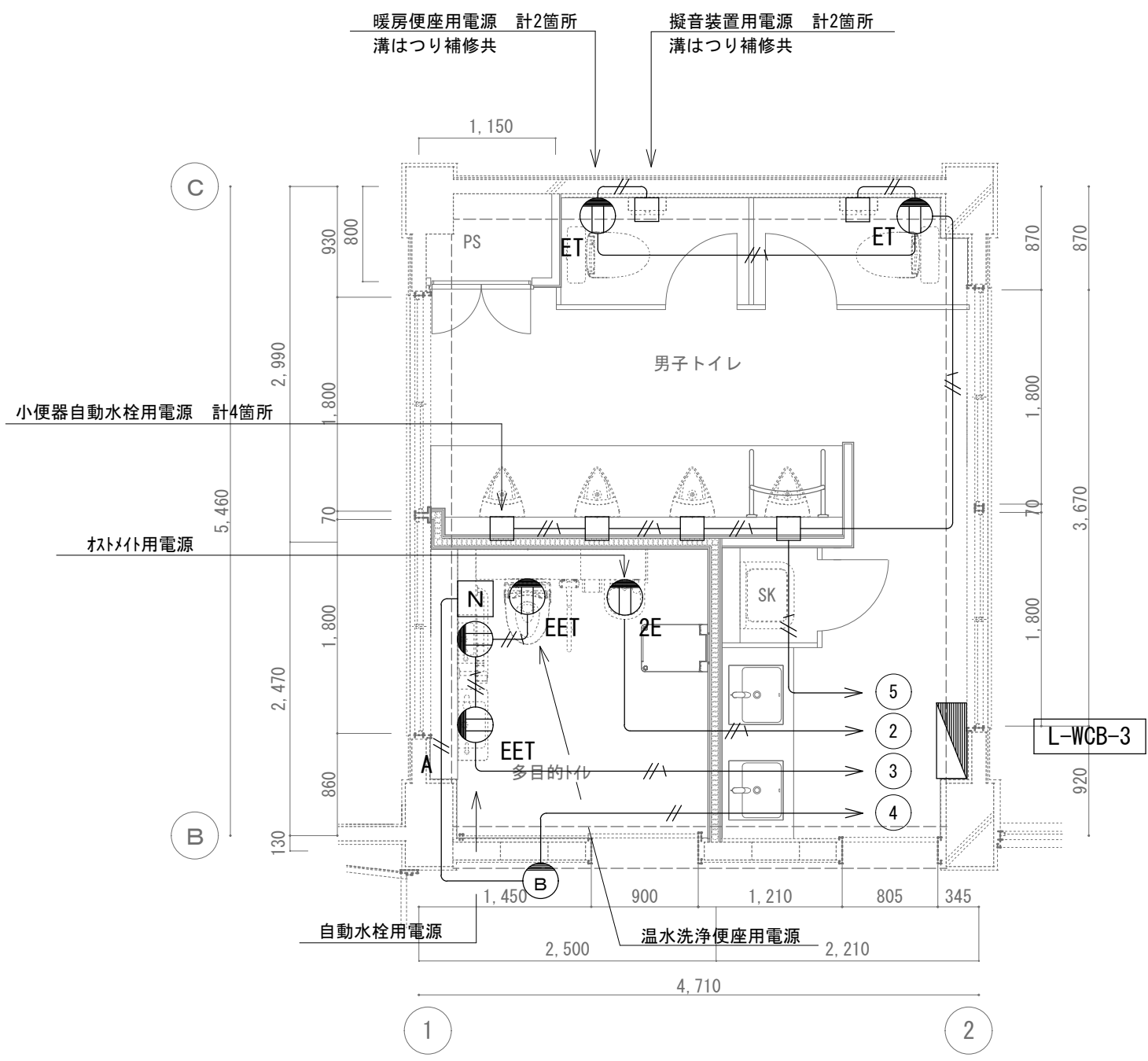
図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	————	EM-E E F 2. 0-2 C
	——//——	EM-E E F 2. 0-3 C
呼出回路	——//——	EM-A E 0. 9-2 C
	——E——	1 種金属線び

- (注記)
1. 図中明記なき実線 ———— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 2. ★印は既設機器取外しを示す。
 3. 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 4. 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 5. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 6. 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。

凡 例

記 号	仕 様
㊦	埋込コンセント 2P15A125V x 1
㊦E	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (E)
㊦ET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)
㊦	呼出表示器
㊦	呼出押ボタン

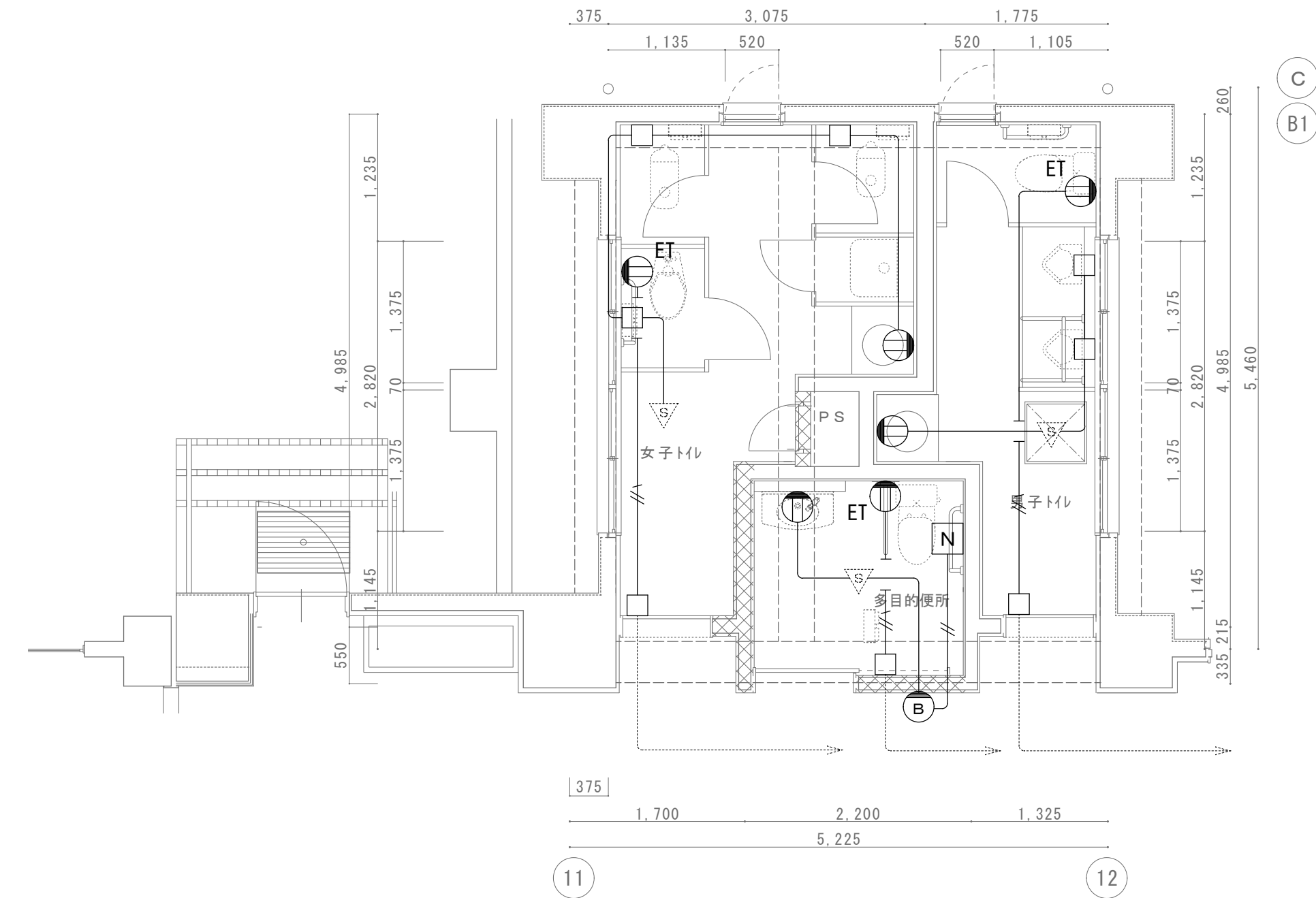
(注記) 既存壁撤去を示す。



図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	——//——	EM-E E F 2. 0-2 C
	——//——	EM-E E F 2. 0-3 C
	——//A——	EM-A E 0. 9-2 C
二重天井内は、ケーブルころし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
㊦	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
㊦2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
㊦ET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
㊦EET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
Ⓢ	警報ランプ付ブザー	
㊦	呼出押ボタン 引きひも付	

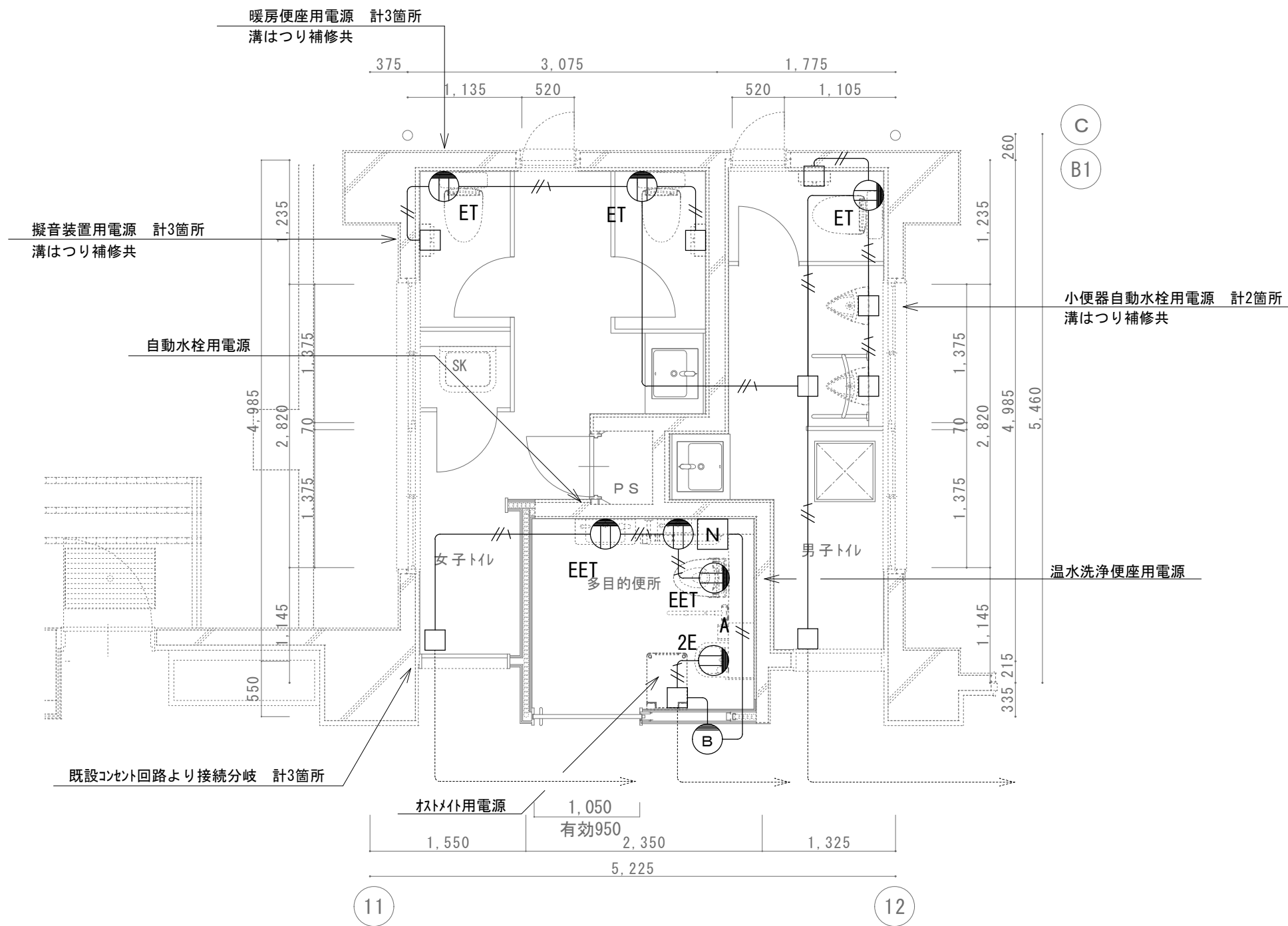


図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	——	EM-E E F 2. 0-2 C
	——//——	EM-E E E F 2. 0-3 C
呼出回路	——//——	EM-A E 0. 9-2 C
	——E——	1種金属線び

- (注記)
- 図中明記なき実線 —— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。

凡 例	
記 号	仕 様
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1
ⓂE	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (E)
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)
Ⓜ	警報ランプ付ブザー
N	呼出押ボタン

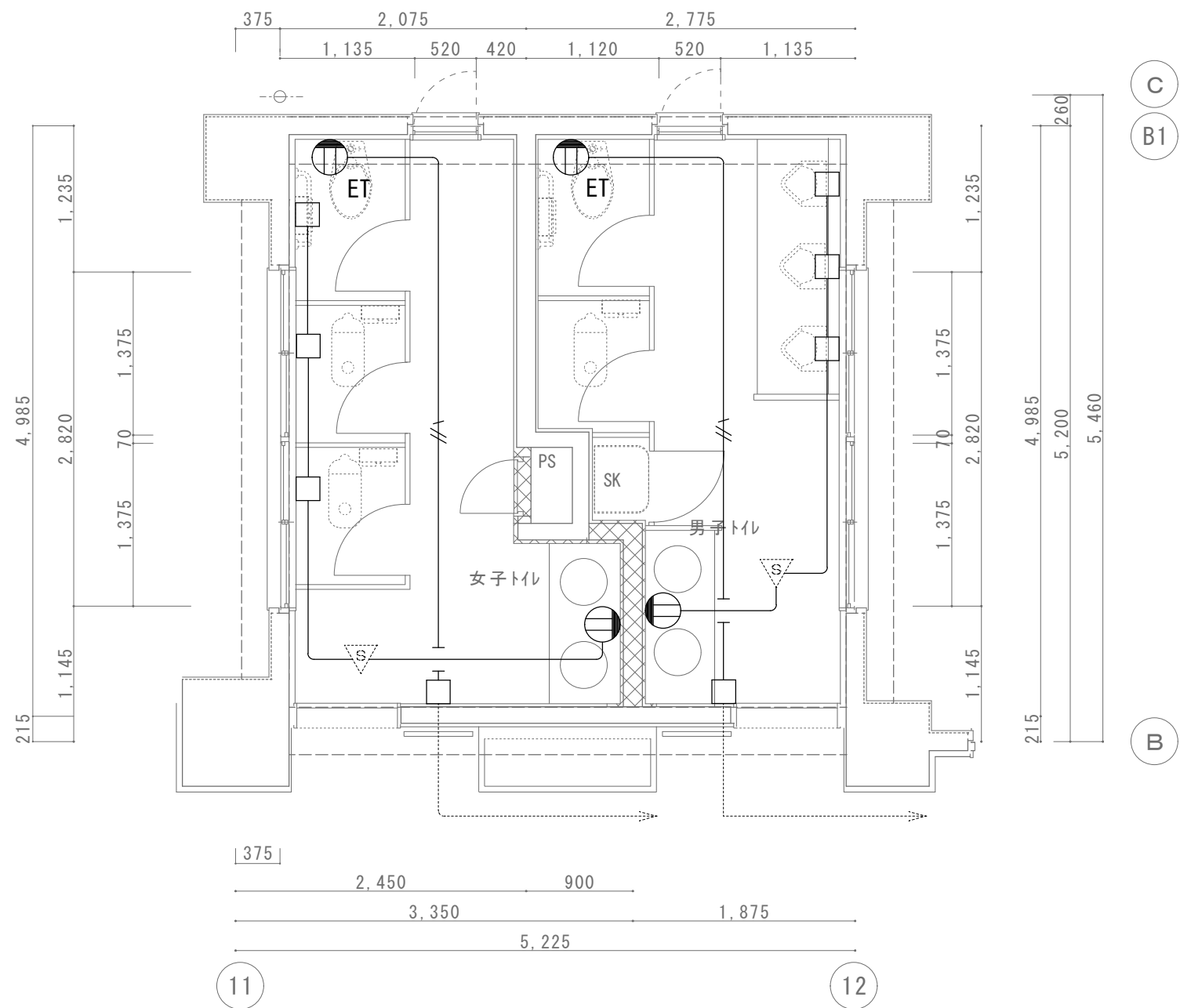
(注記) 既存壁撤去を示す。



図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	——//——	EM-E E E F 2. 0-2 C
	——//——	EM-E E E F 2. 0-3 C
	——//△——	EM-A E 0. 9-2 C
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
Ⓜ2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
ⓂEET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
Ⓜ	警報ランプ付ブザー	
N	呼出押ボタン 引きひも付	



図中明記なき配管・配線は下記とする。	
コンセント回路	EM-E E F 2. 0-2 C
	EM-E E F 2. 0-3 C
呼出回路	EM-A E 0. 9-2 C
	1種金属線び

- (注記)
1. 図中明記なき実線 ー で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 ー で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。

2. ★印は既設機器取外しを示す。

3. 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。

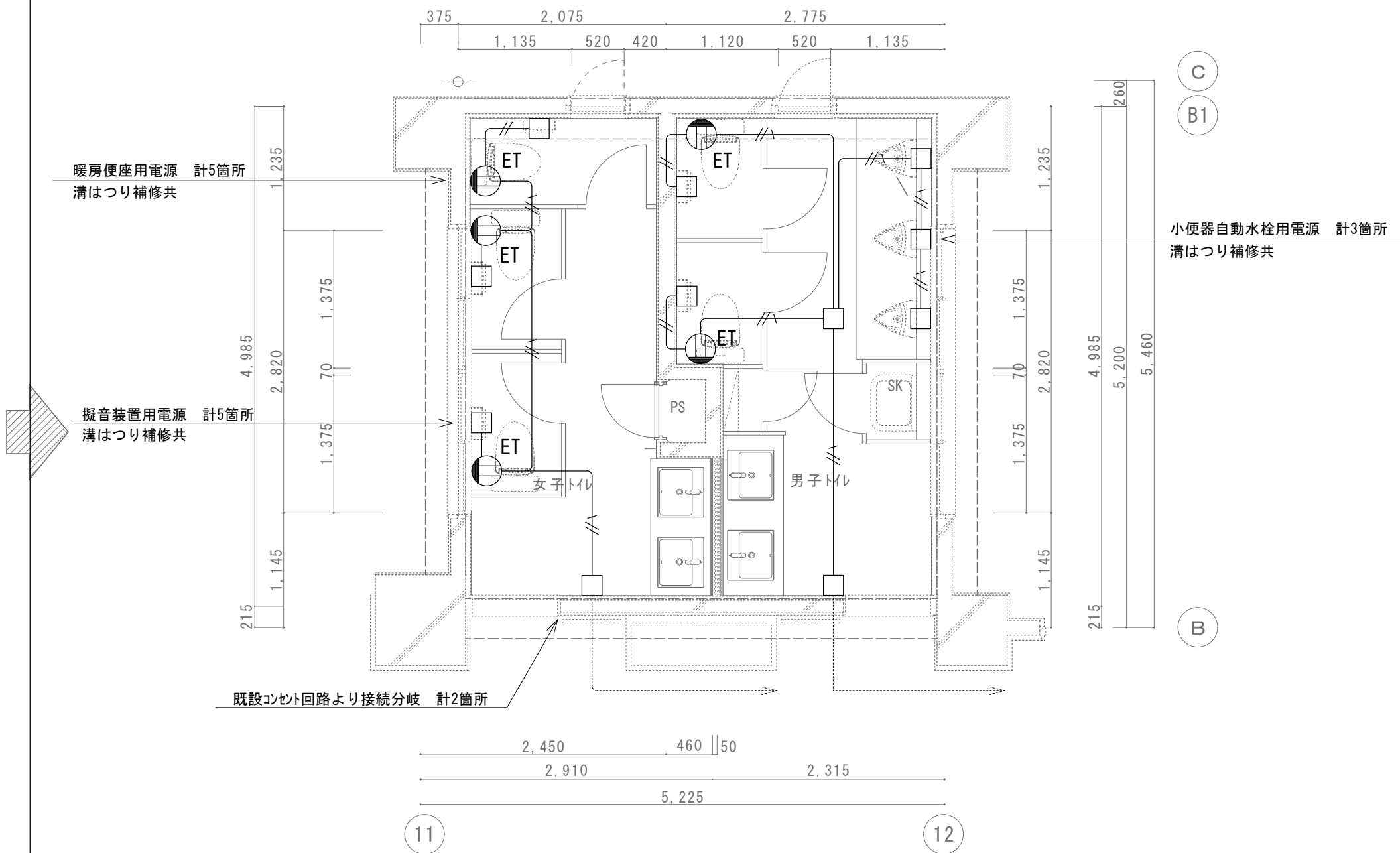
4. 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。

5. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。

6. 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。

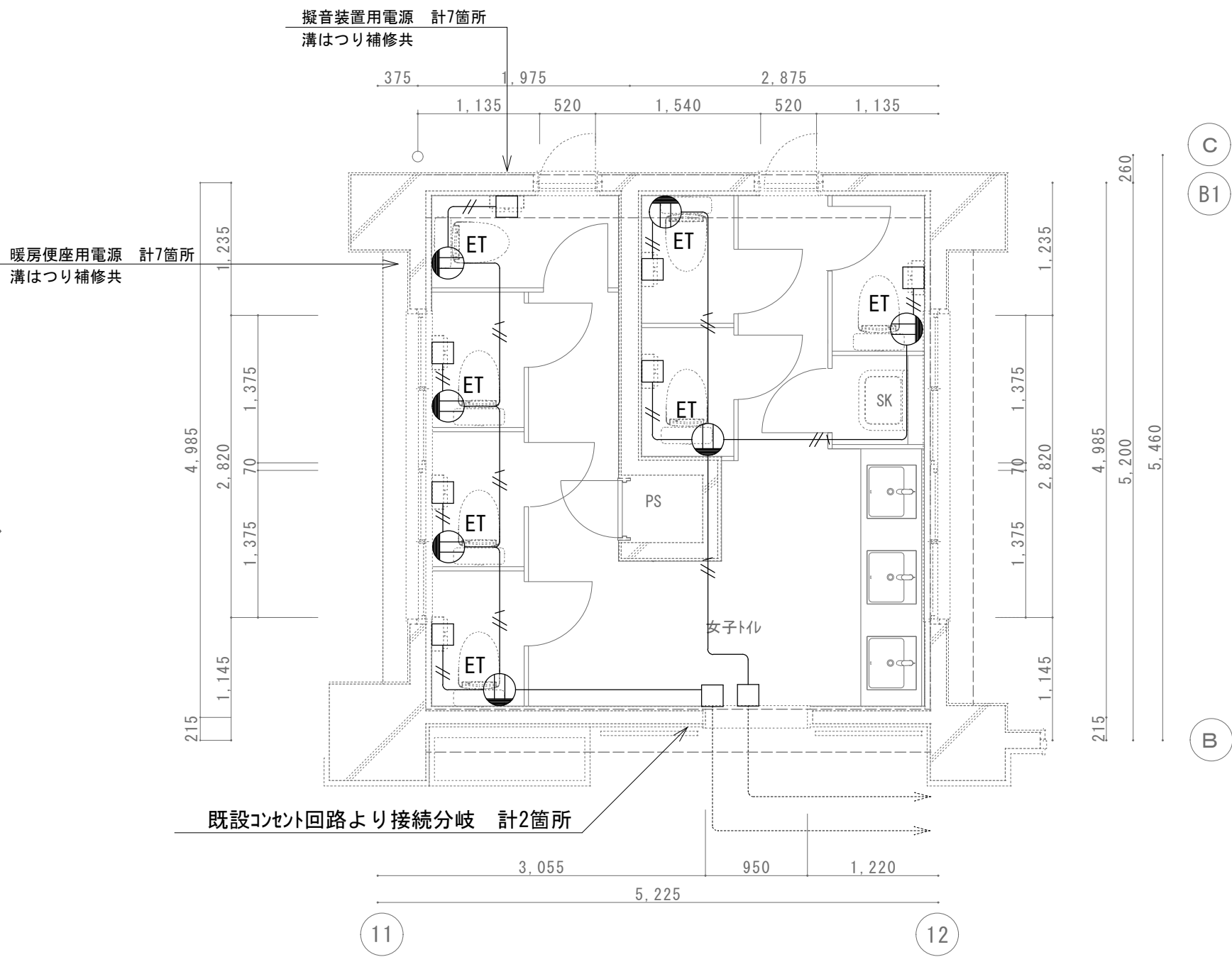
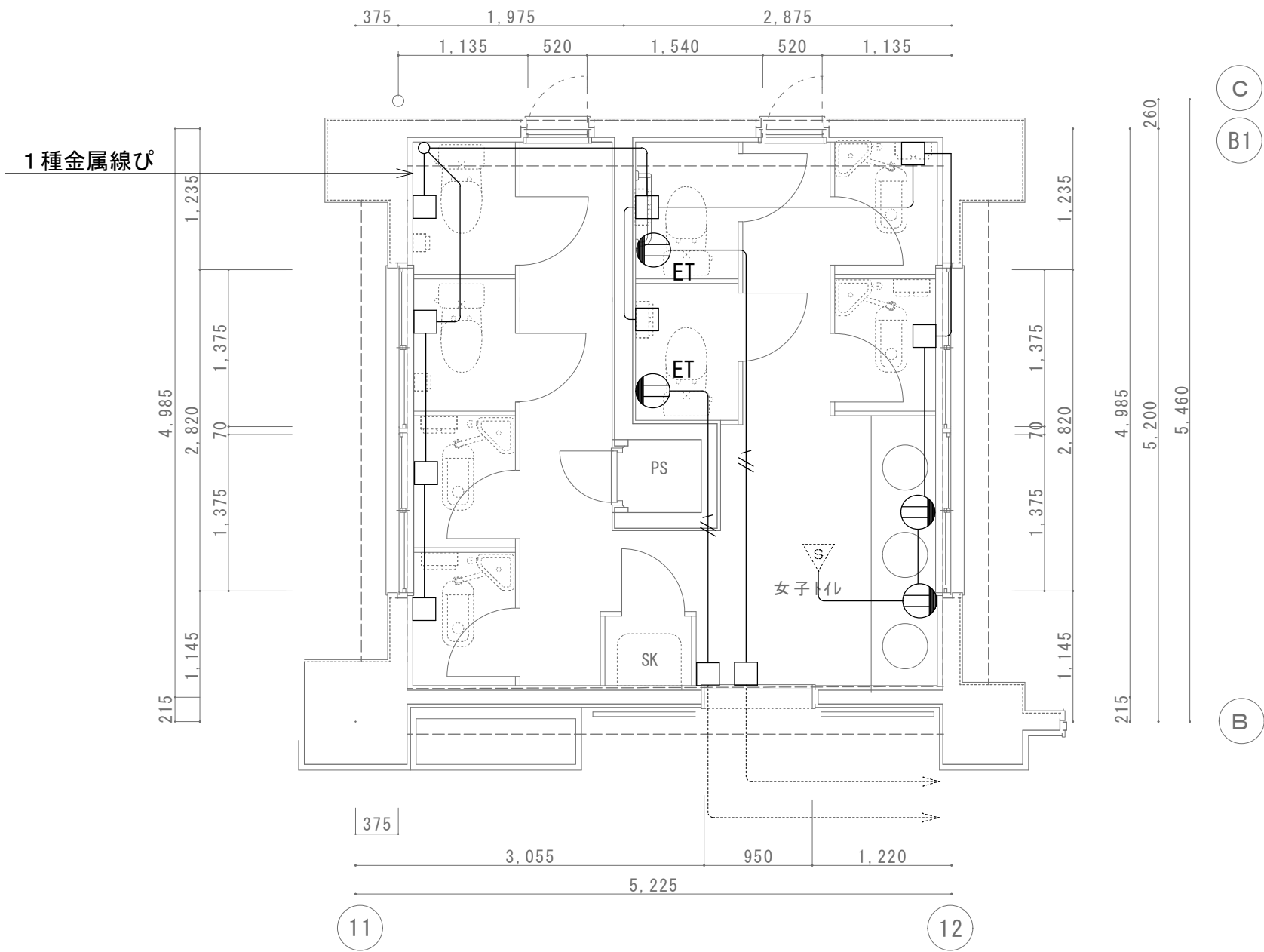
凡 例	
記 号	仕 様
㊦	埋込コンセント 2P15A125V x 1
㊦E	埋込コンセント 2P15A125V x 1(E)
㊦ET	埋込コンセント 2P15A125V x 1(ET)
㊦	呼出表示器
N	呼出押ボタン

(注記) 既存壁撤去を示す。



図中明記なき配管・配線は下記とする。	
コンセント回路	EM-E E F 2. 0-2 C
	EM-E E F 2. 0-3 C
	EM-A E 0. 9-2 C
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。	
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。	
★印は既設機器再取付を示す。	

凡 例		
記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
㊦	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
㊦2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2(E)	
㊦ET	埋込コンセント 2P15A125V x 1(ET)	
㊦EET	埋込コンセント 2P15A125V x 1(EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
Ⓢ	警報ランプ付ブザー	
N	呼出押ボタン 引きひも付	



図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	———	EM－E E F 2. 0－2 C
	———	EM－E E F 2. 0－3 C
呼出回路	———	EM－A E O. 9－2 C
	———	1種金属線び

凡 例

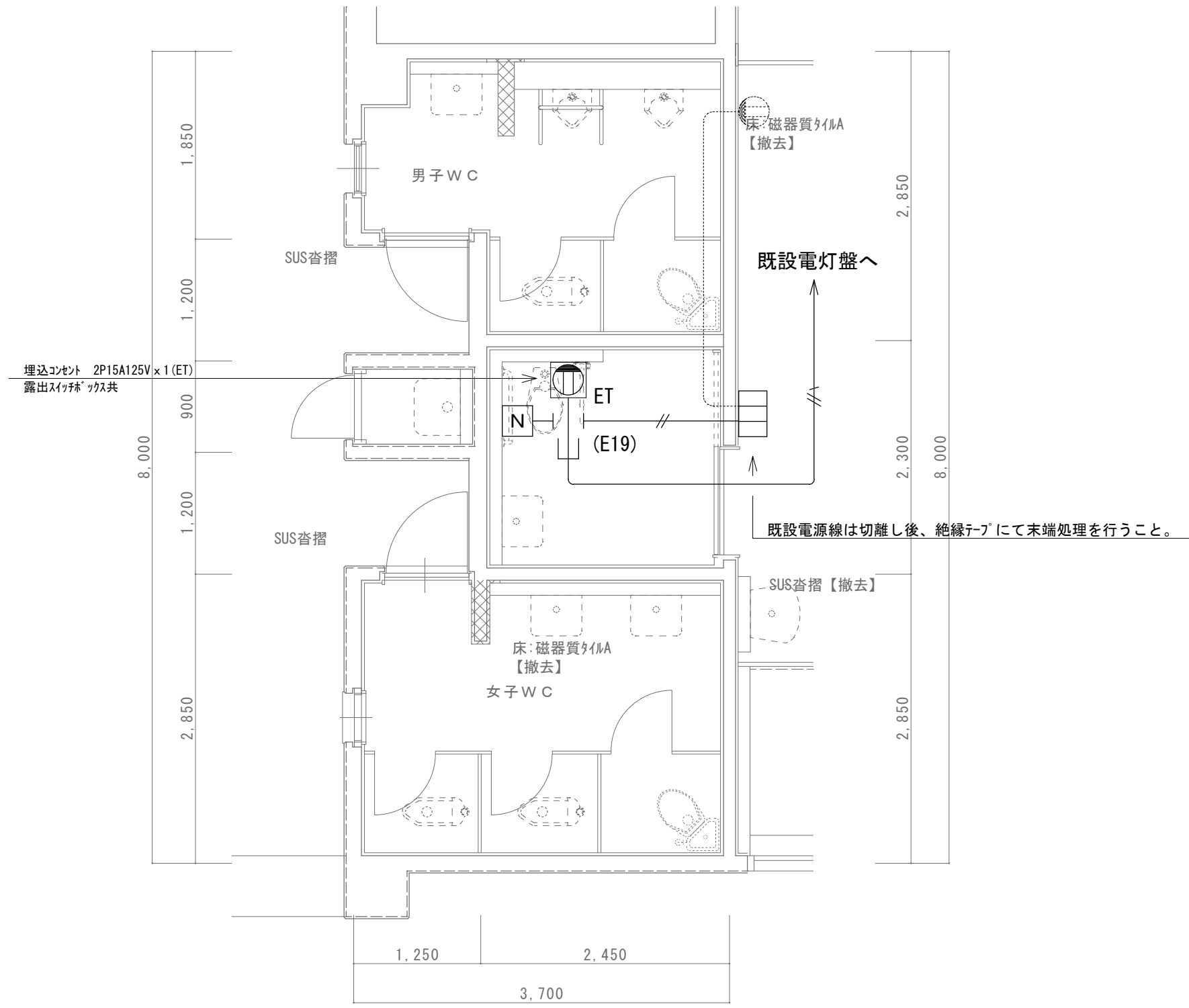
記 号	仕 様
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1
ⓂE	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (E)
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)
□□	呼出表示器
□N	呼出押ボタン

(注記) 既存壁撤去を示す。

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	———	EM－E E F 2. 0－2 C
	———	EM－E E F 2. 0－3 C
	———	EM－A E O. 9－2 C
二重天井内は、ケーブルこしがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
Ⓜ2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
ⓂEET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
Ⓜ	警報ランプ付プザー	
□N	呼出押ボタン 引きひも付	



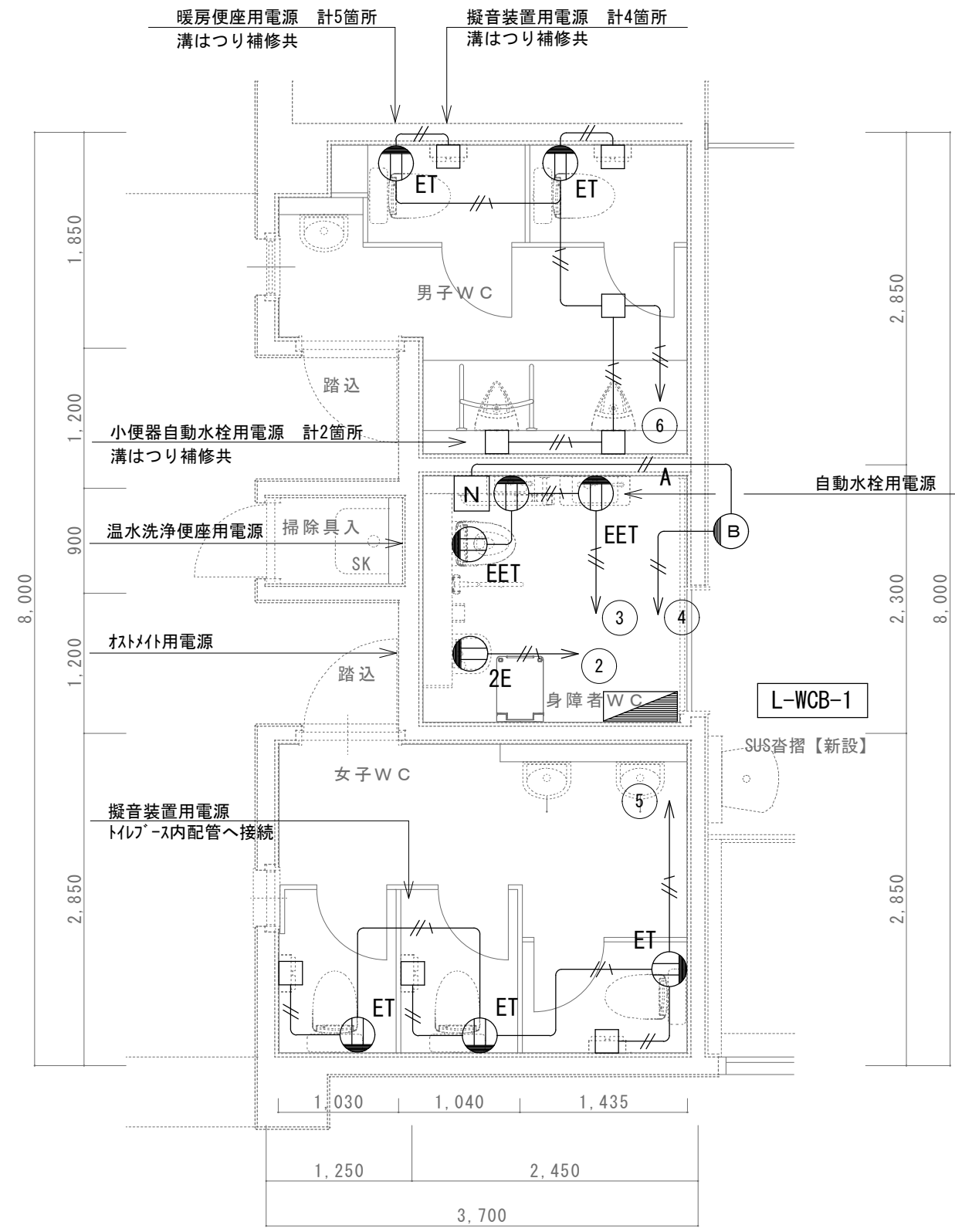
図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	—————	EM-E-E-F 2. 0-2 C
	—————	EM-E-E-F 2. 0-3 C
呼出回路	—————	EM-A-E 0. 9-2 C
	—————	1 種金属線び

- (注記)
- 図中明記なき実線 ——— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 - ★印は既設機器取外しを示す。
 - 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 - 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 - 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行之、係員の指示に従い施工すること。

凡 例

記 号	仕 様
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1
ⓂE	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (E)
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)
□□	呼出表示器
□N	呼出押ボタン

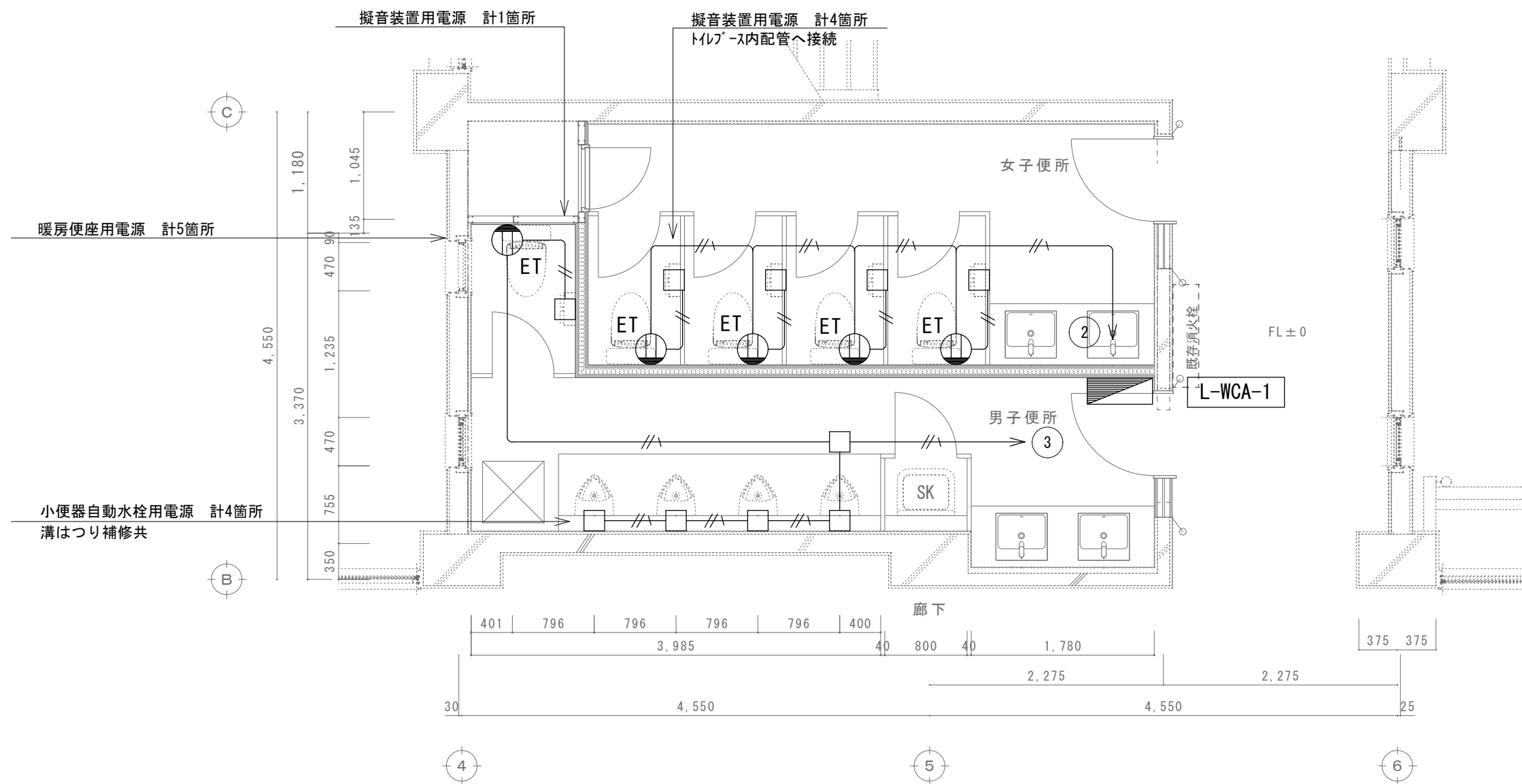
(注記) 既存壁撤去を示す。



図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	—————	EM-E-E-F 2. 0-2 C
	—————	EM-E-E-F 2. 0-3 C
	—————	EM-A-E 0. 9-2 C
二重天井内は、ケーブルこころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
Ⓜ2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
ⓂET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
ⓂEET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
Ⓜ	警報ランプ付ブザー	
□N	呼出押ボタン 引きひも付	

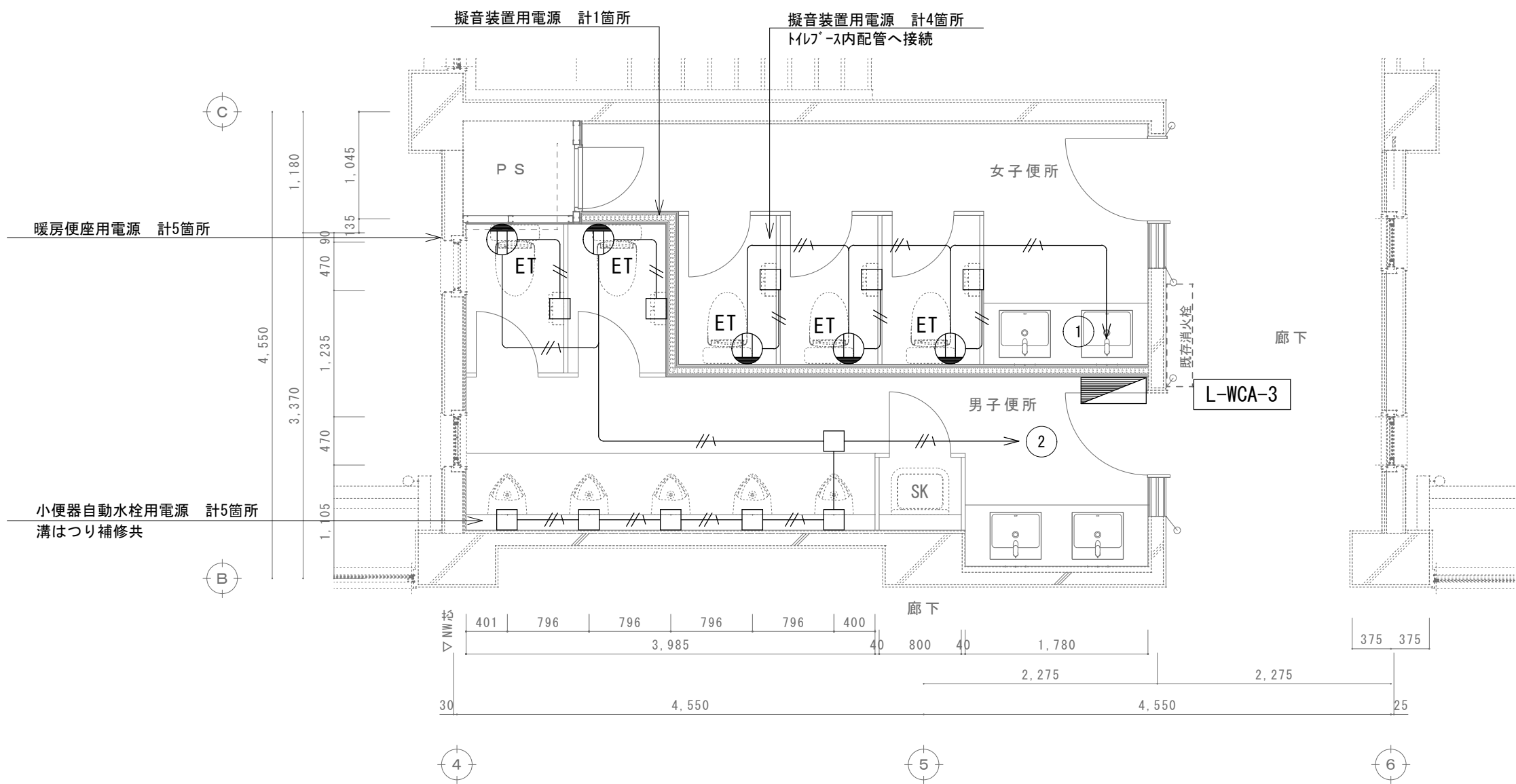


特別教室棟 1階トイレ平面詳細図 1/50

凡 例

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	——//——	EM-EEF2.0-2C
	——//A——	EM-EEF2.0-3C
	——//A——	EM-AEO.9-2C
二重天井内は、ケーブルこしがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
	アウトレットボックス 四角浅型	
	警報ランプ付ブザー	
	呼出押ボタン 引きひも付	



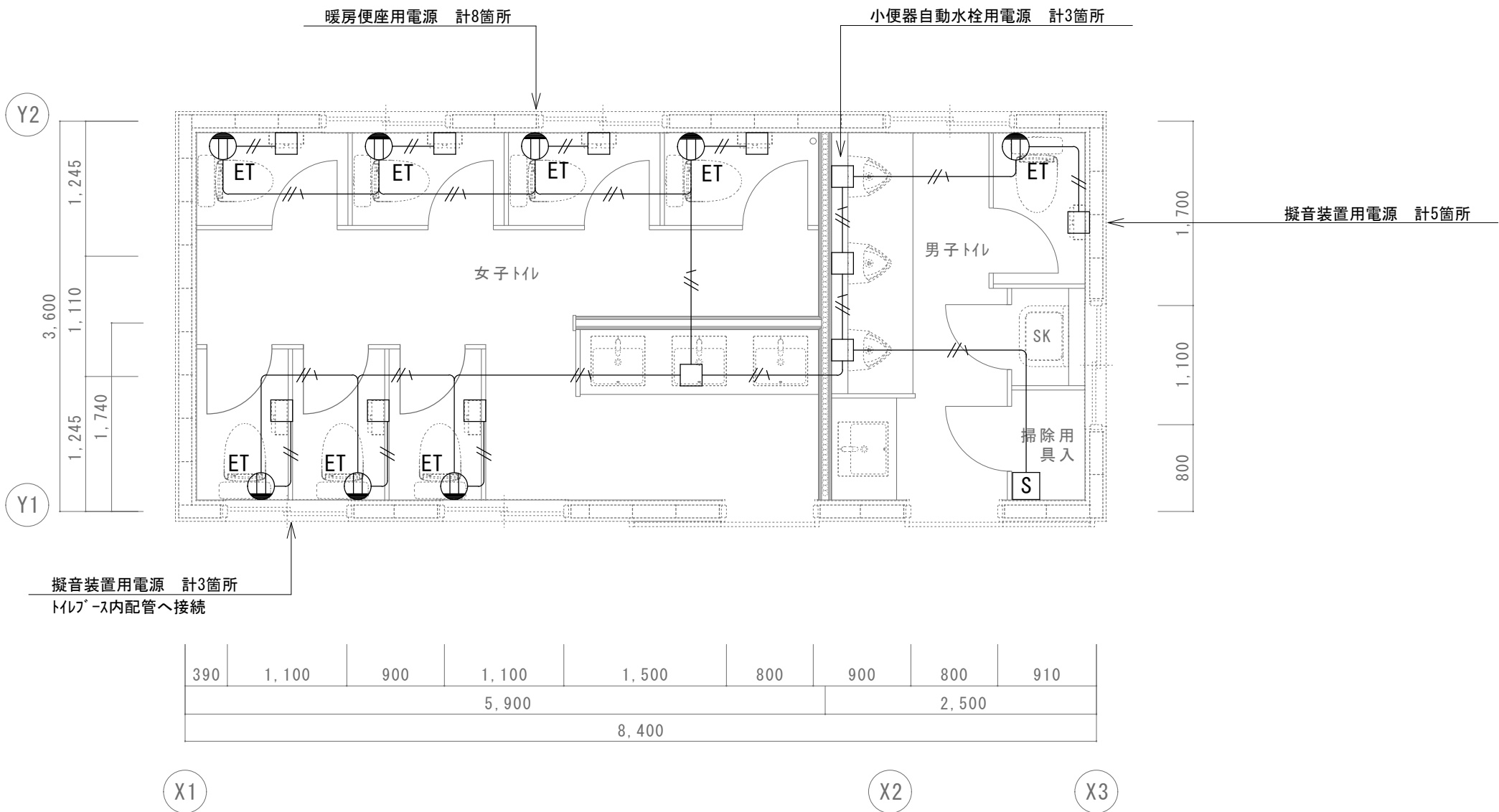
特別教室棟 3階トイレ平面詳細図 1/50

凡 例

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	//	EM-E E F 2.0-2 C
	//	EM-E E F 2.0-3 C
	// A	EM-A E 0.9-2 C
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

記 号	名 称	備 考
■	電灯分電盤	盤結線図参照
①	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
① 2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
① ET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
① EET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
■	警報ランプ付ブザー	
■	呼出押ボタン 引きひも付	

8,400						
5,900					2,500	
1,300	1,100	900	1,100	2,100	1,100	800

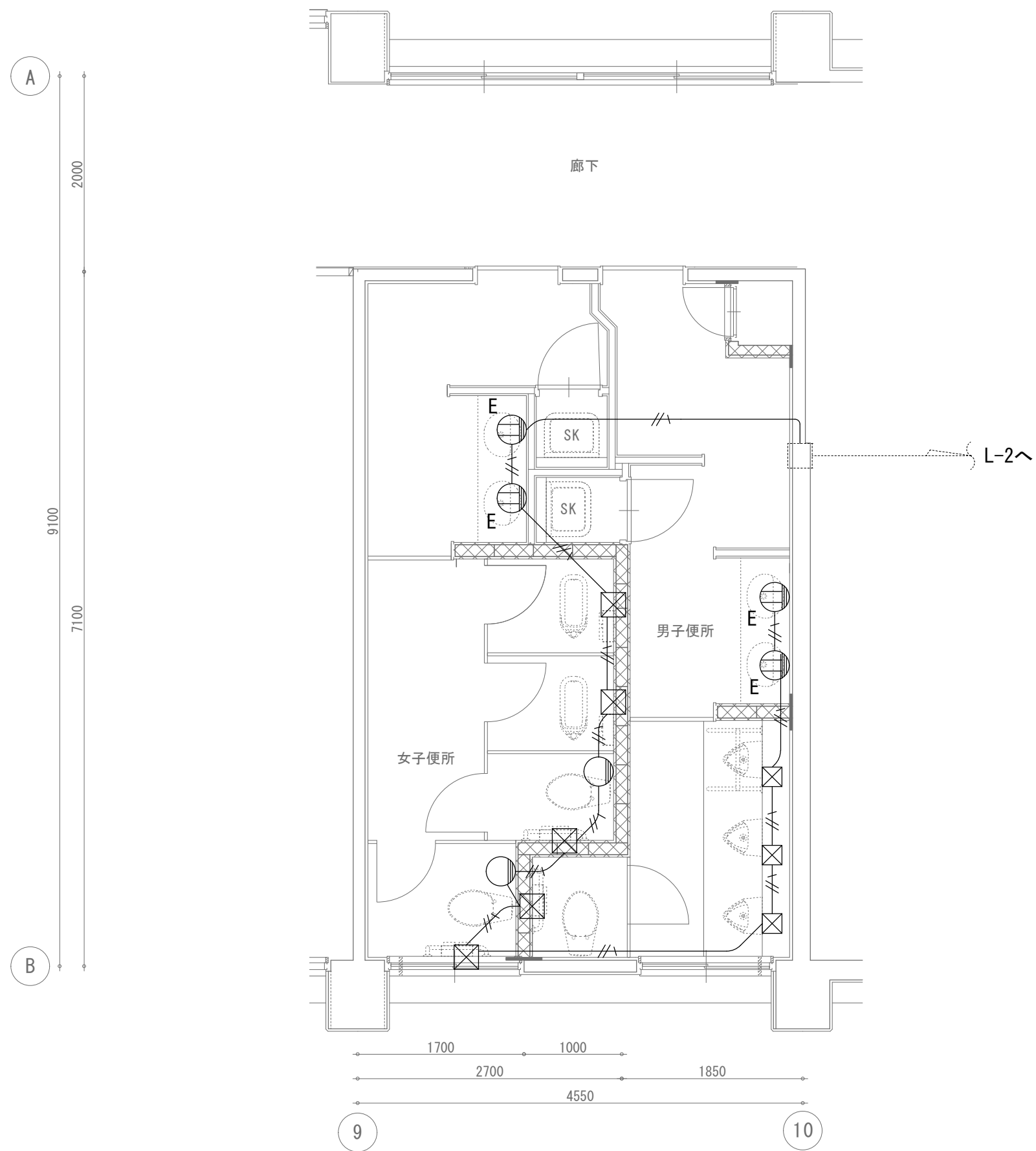


屋外北トイレ 平面詳細図 1/50

凡 例

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	——//——	EM-E E F 2. 0-2 C
	——//^——	EM-E E F 2. 0-3 C
	——//^A——	EM-A E 0. 9-2 C
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

記 号	名 称	備 考
■	電灯分電盤	盤結線図参照
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
Ⓜ 2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
Ⓜ ET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
Ⓜ EET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
Ⓢ	警報ランプ付プザー	
Ⓢ	呼出押ボタン 引きひも付	



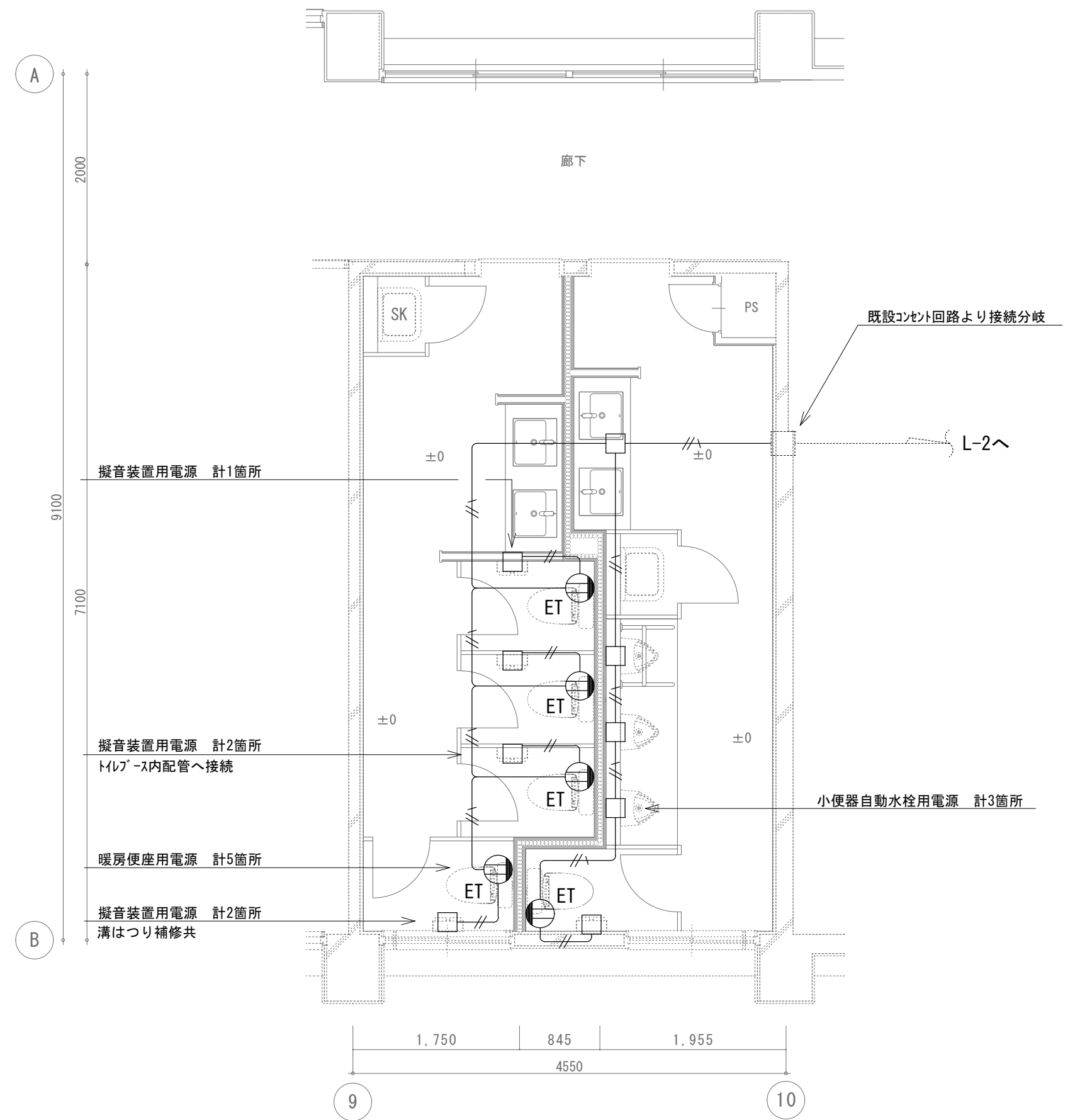
図中明記なき配管・配線は下記とする。	
コンセント回路	EM-E EF 2. 0-2 C
	EM-E EF 2. 0-3 C
呼出回路	EM-A E 0. 9-2 C
	1 種金属線び

凡 例

記 号	仕 様
	埋込コンセント 2P15A125V x 1
 E	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (E)
 ET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)
	呼出表示器
 N	呼出押ボタン

(注記)  既存壁撤去を示す。

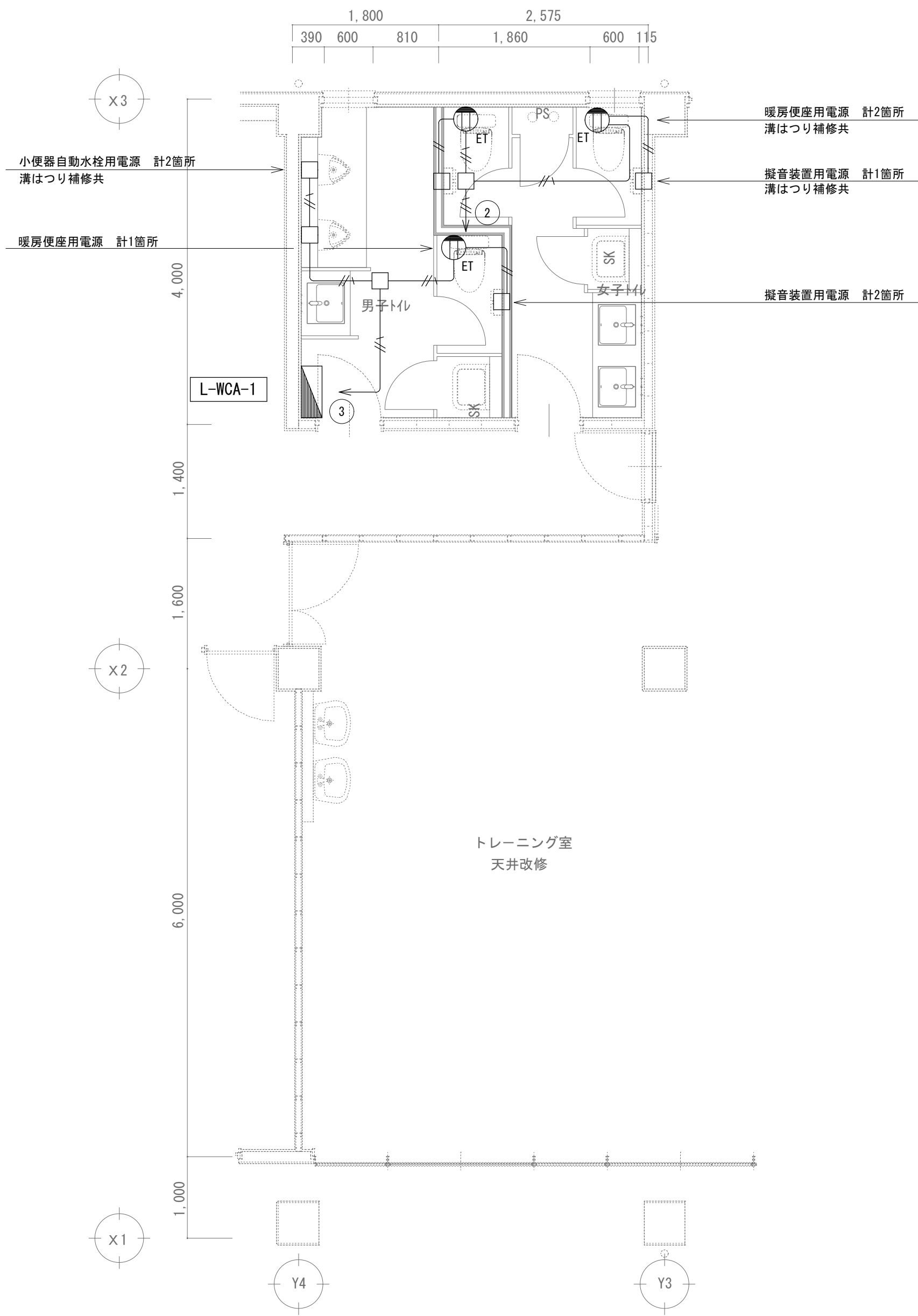
- (注記)
1. 図中明記なき実線 ———— で示す機器及び配線等はすべて撤去とし、隠蔽配管及び壁内ボックスは残置とする。点線 …………… で示す機器及び配管配線等は既存そのままとする。
 2. ★印は既設機器取外しを示す。
 3. 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 4. 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 5. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切な処理すること。
 6. 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行之、係員の指示に従い施工すること。



凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
	埋込コンセント 2P15A125V x 2(E)	
	埋込コンセント 2P15A125V x 1(ET)	
	埋込コンセント 2P15A125V x 1(EET)	
	アウトレットボックス 四角浅型	
	警報ランプ付ブザー	
	呼出押ボタン 引きひも付	

- | | | |
|---------------------------------|----------------------|--------------|
| 図中明記なき配管・配線は下記とする。 | | |
| コンセント回路 | ——//—— | EM-EFF2.0-2C |
| | ——/△—— | EM-EFF2.0-3C |
| | ——// ^A —— | EM-AE0.9-2C |
| 二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。 | | |
| 新設壁の立上げ部分は、適合するP.F管にてケーブル保護をする。 | | |
| ★印は既設機器再取付を示す。 | | |

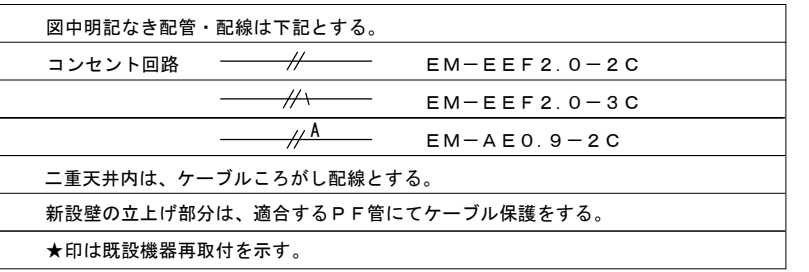


宿泊訓練棟 1階トイレ平面詳細図 1/50

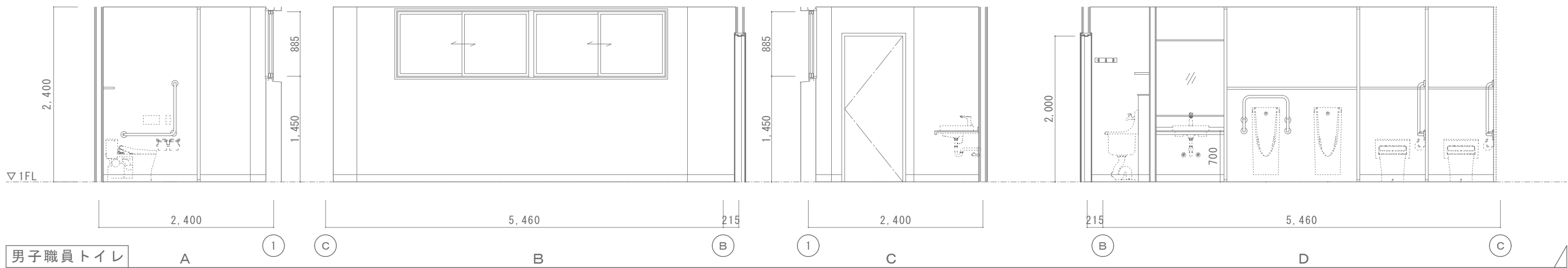
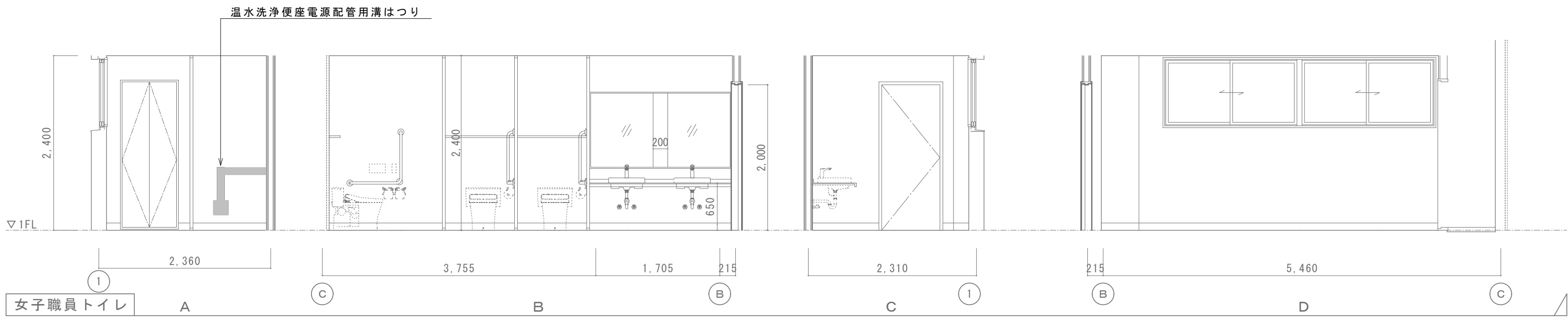
図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	——//——	EM-E E F 2. 0-2 C
	——//^——	EM-E E F 2. 0-3 C
	——//^A——	EM-A E 0. 9-2 C
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
新設壁の立上げ部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。		
★印は既設機器再取付を示す。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
Ⓜ 2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
Ⓜ ET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
Ⓜ EET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (EET)	
□	アウトレットボックス 四角浅型	
Ⓜ	警報ランプ付ブザー	
Ⓜ	呼出押ボタン 引きひも付	



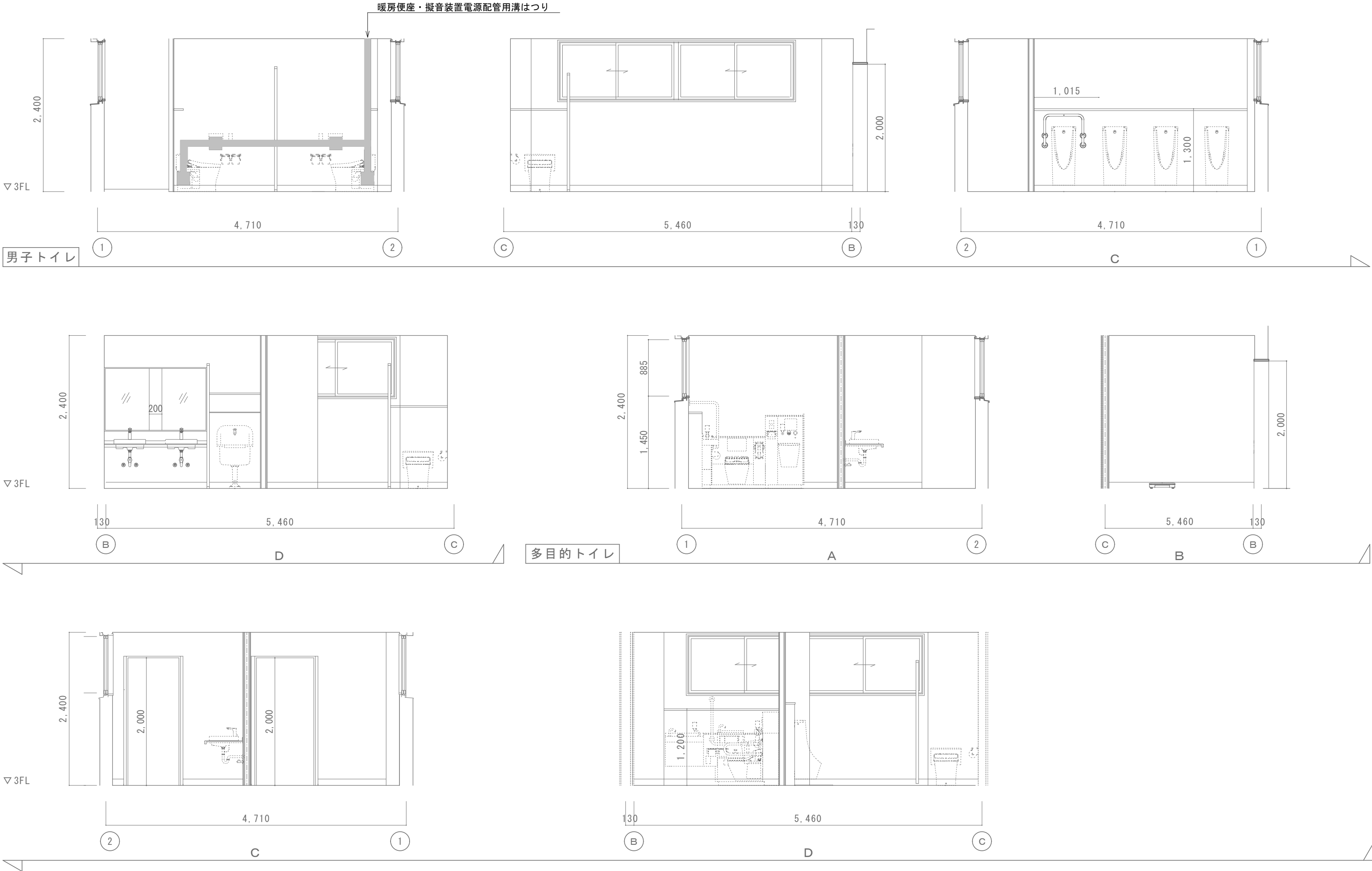
凡 例		
	電灯分電盤	盤結線図参照
 2E	埋込コンセント 2P15A125V × 2 (E)	
 ET	埋込コンセント 2P15A125V × 1 (ET)	
 EET	埋込コンセント 2P15A125V × 1 (EET)	
	アウトレットボックス 四角浅型	
 B	警報ランプ付ブザー	
 N	呼出押ボタン 引きひも付	



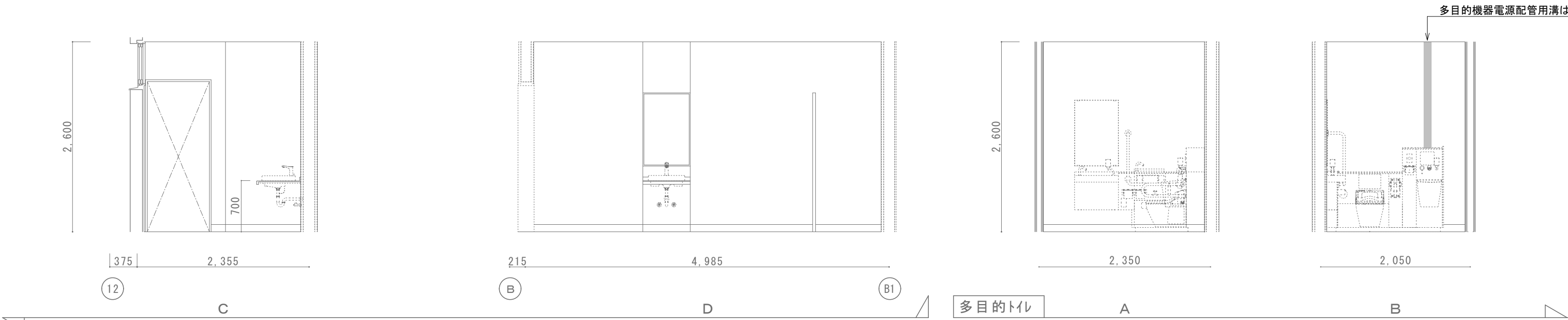
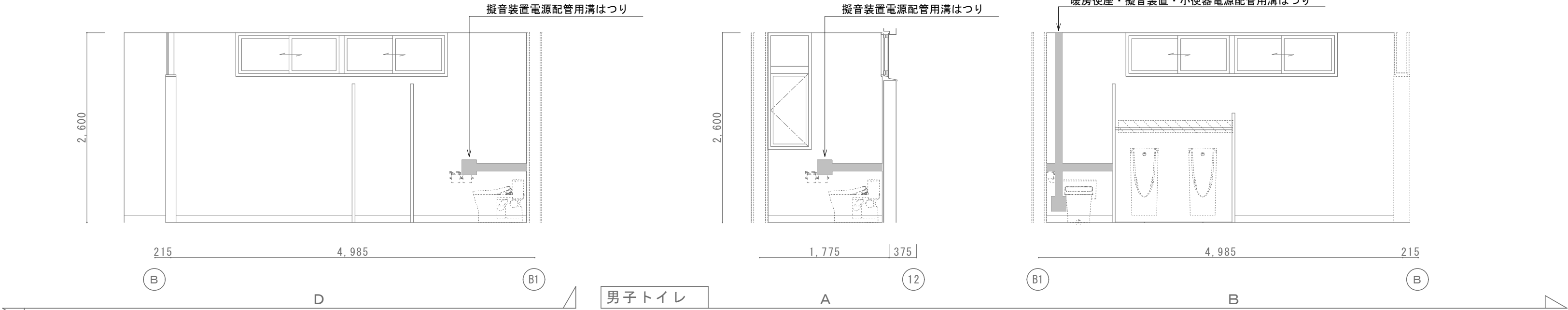
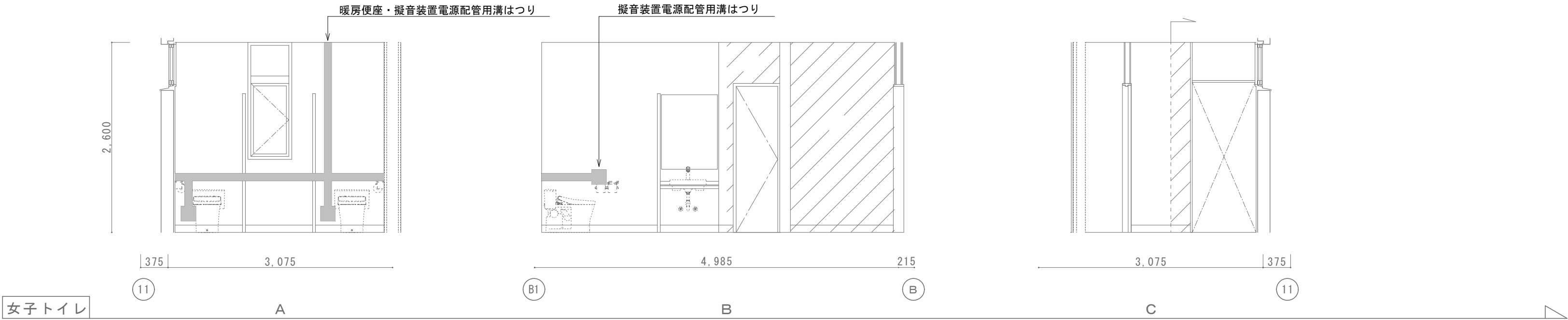
徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-37	 株式 宮 建 築 設 計 MIYA 会社 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	通し番号
設計	竣工	図面名	管理・教室棟 改修後 1 階展開図	縮尺	A2=1/50 A3=1/16		
R6.6							44



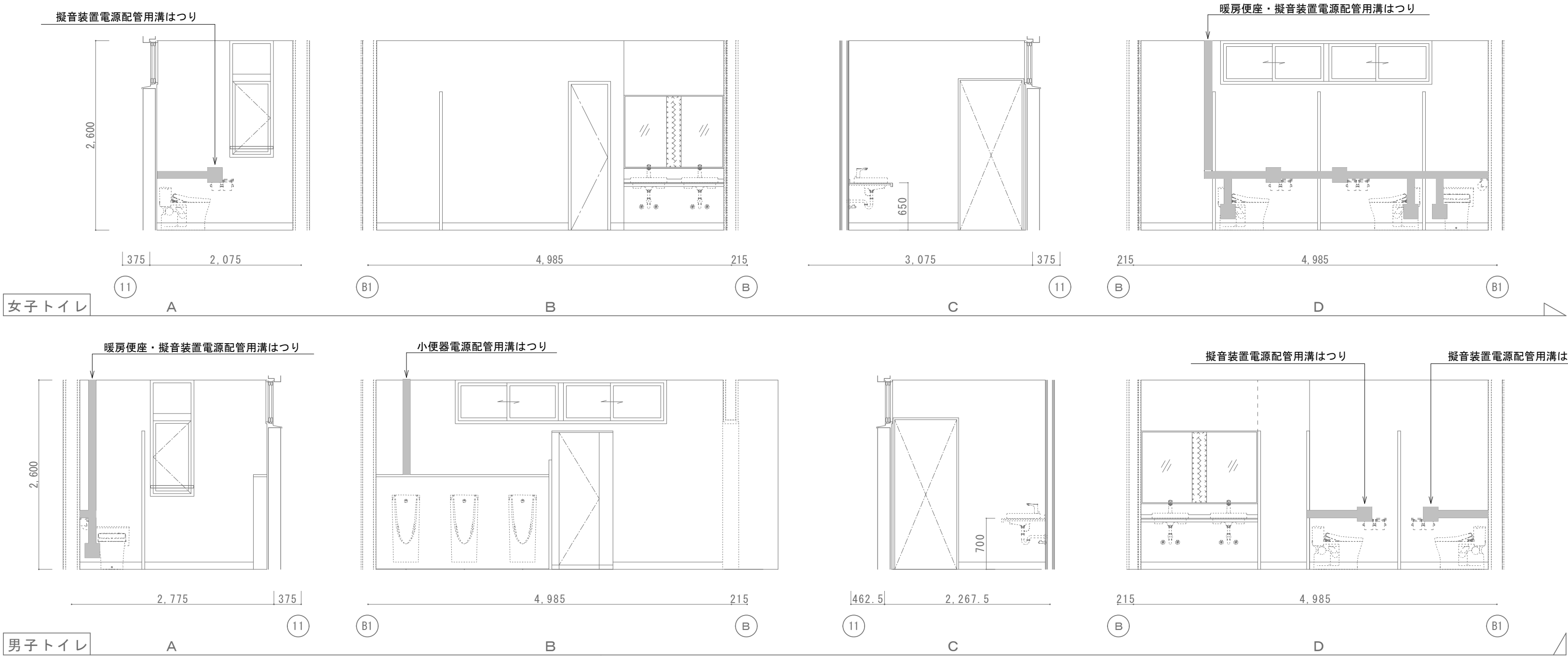
徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-38	 株式 会社 宮 建 築 設 計 MIY A 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	通し番号 45
設計	竣工	図面名	管理・教室棟 改修後 2 階展開図	縮尺	A2=1/50 A3=71%		
R6.6							

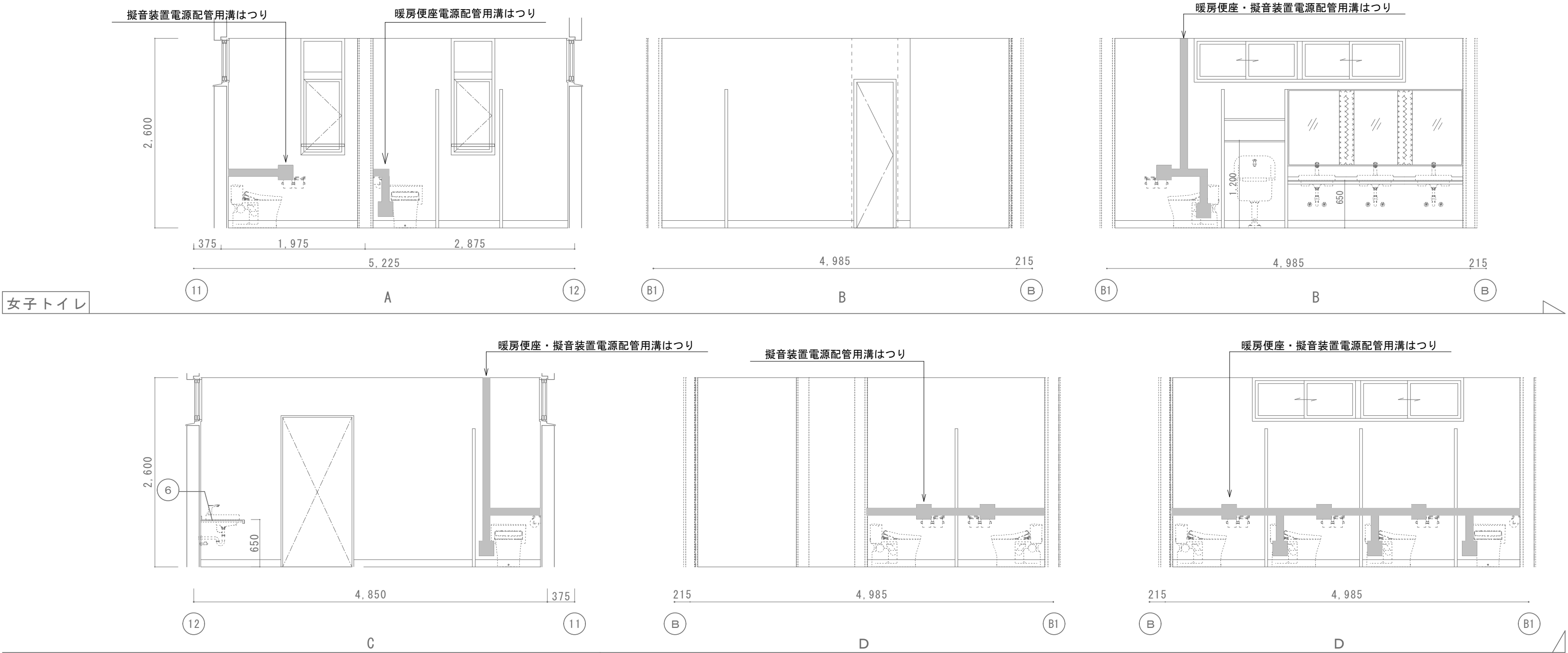


徳島県県土整備部宮緒課		工事名	R 7 宮緒 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-39	 株式会社 宮 建 築 設 計 MIYA 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	通し番号 46
設計	竣工	図面名	管理・教室棟 改修後 3 階展開図	縮尺	A2=1/50 A3=71%		
R6.6							

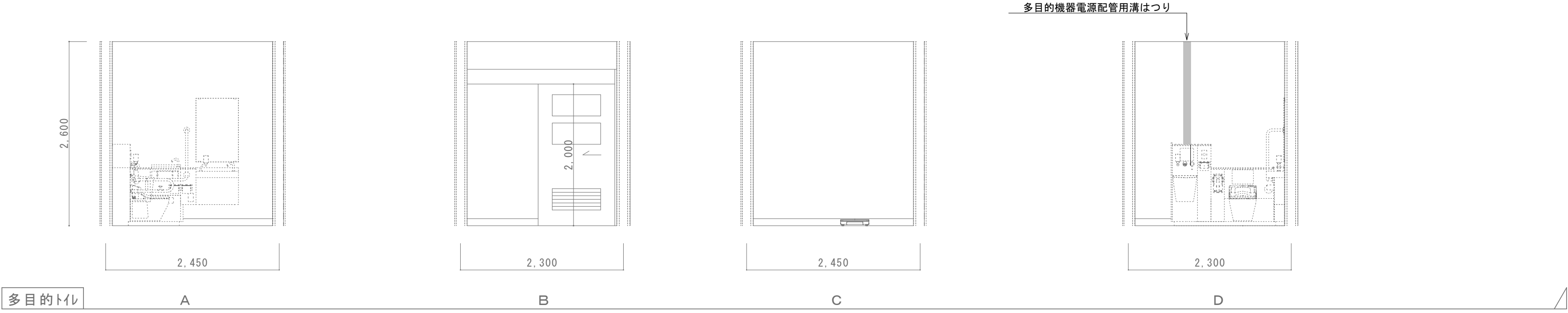
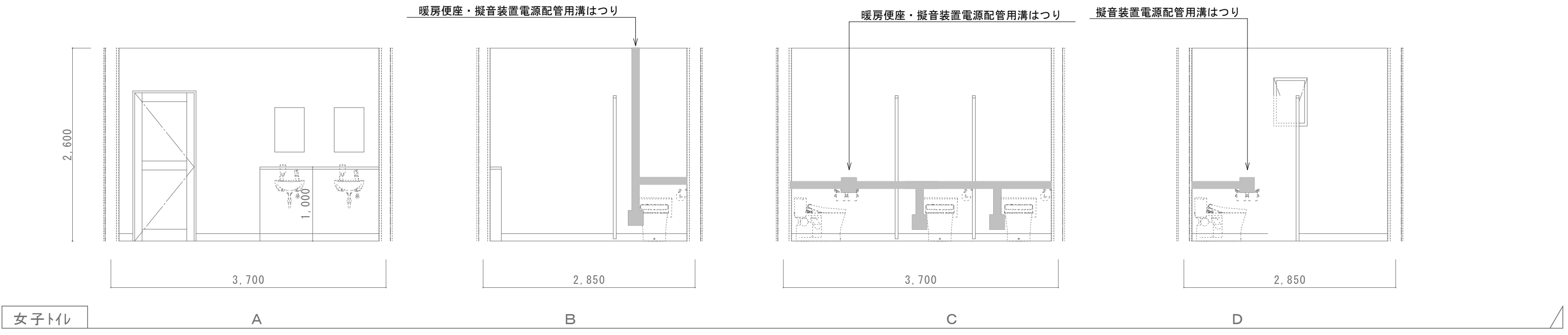
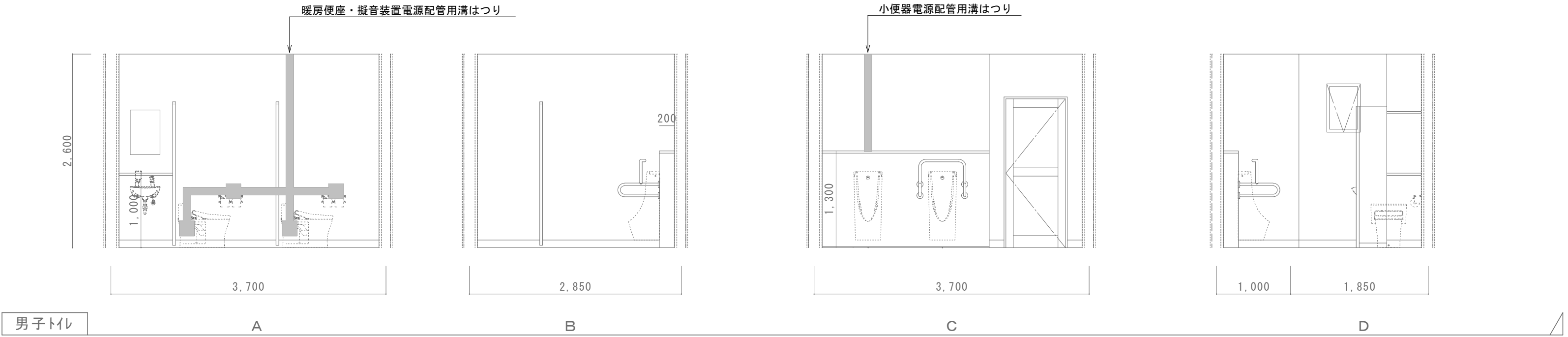


		徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-40	 株式 会社 宮 建 築 設 計 MIYA 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)	
設計		竣工		図面名	教室棟 (東) 改修後 1 階展開図	縮尺	A2=1/50 A3=1/16		通し番号
R6.6									47





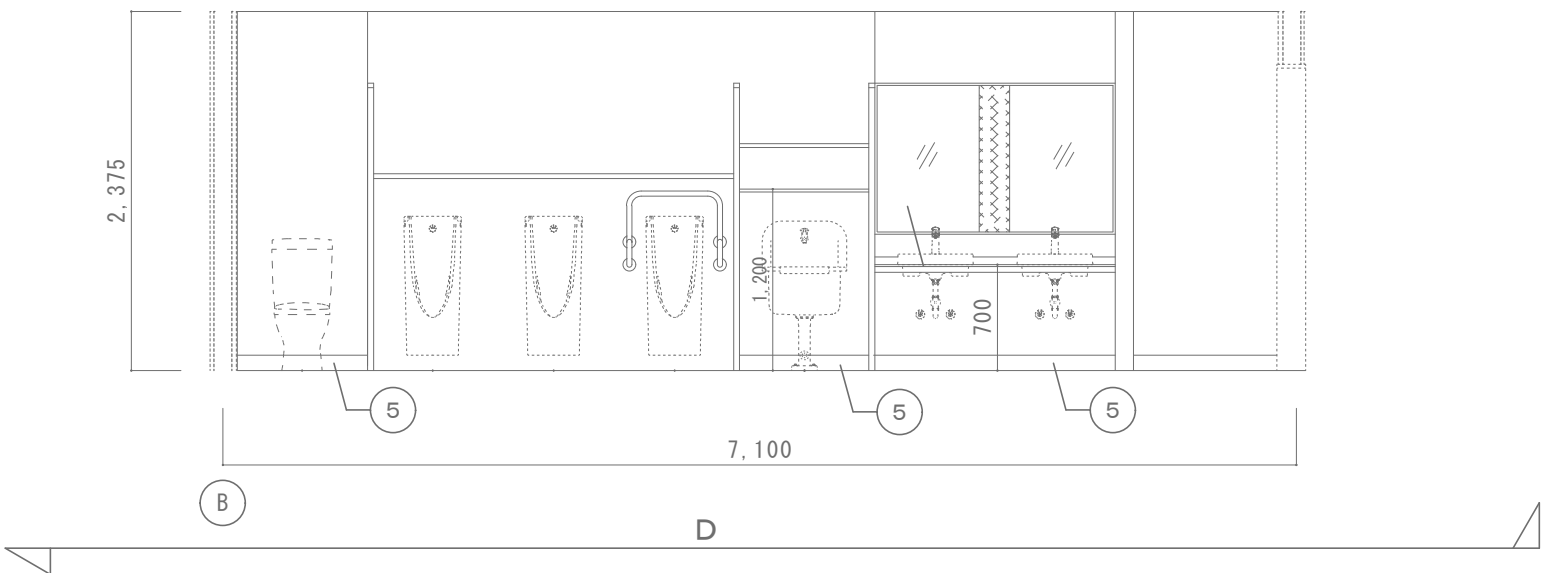
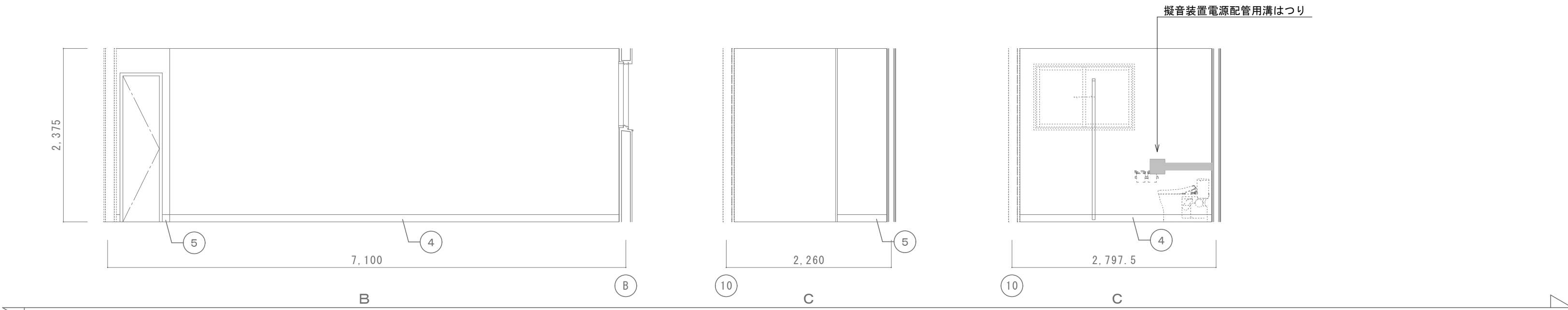
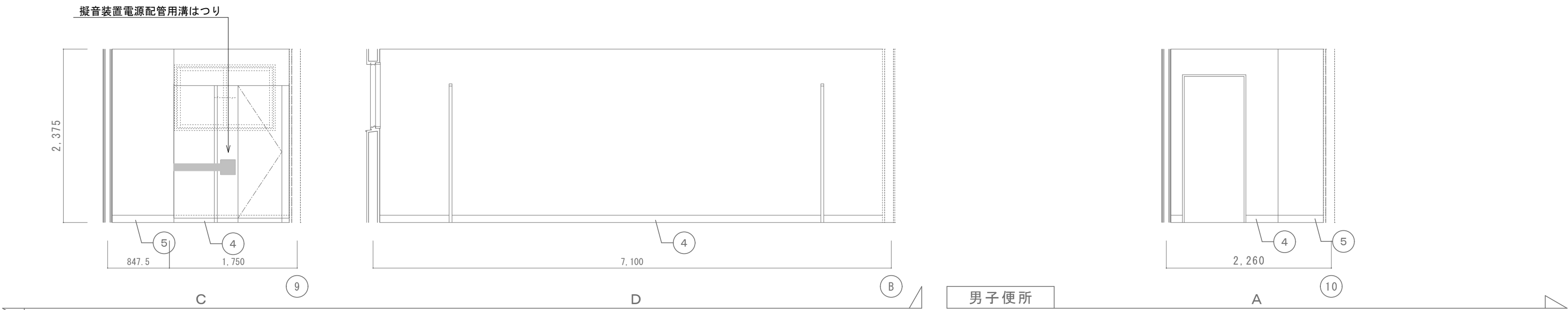
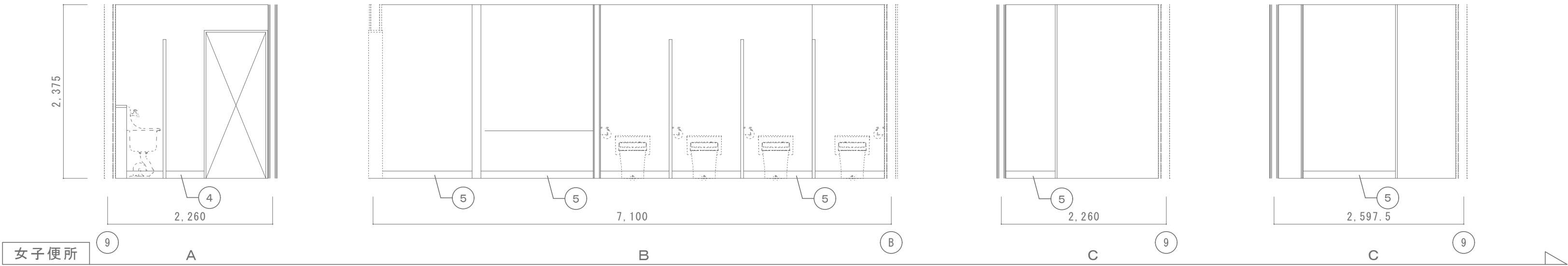
徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-42	 株式 宮 建 築 設 計 MIYA 会社 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	
設計	竣工	図面名	教室棟 (東) 改修後 3 階展開図	縮尺	A2=1/50 A3=71%		通し番号
R6.6							49



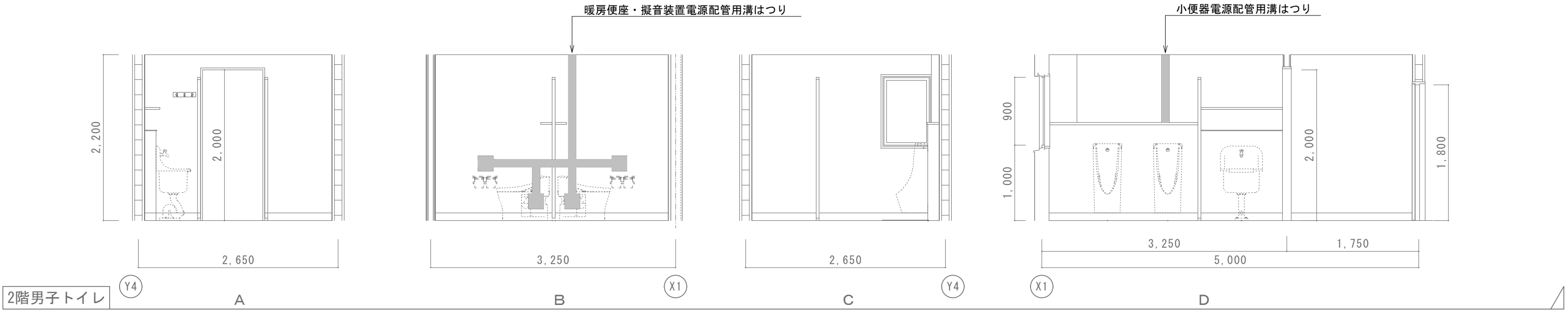
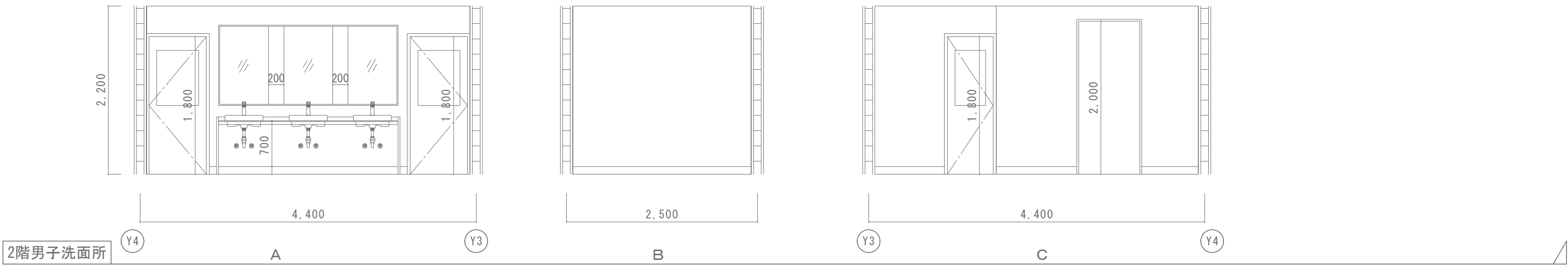
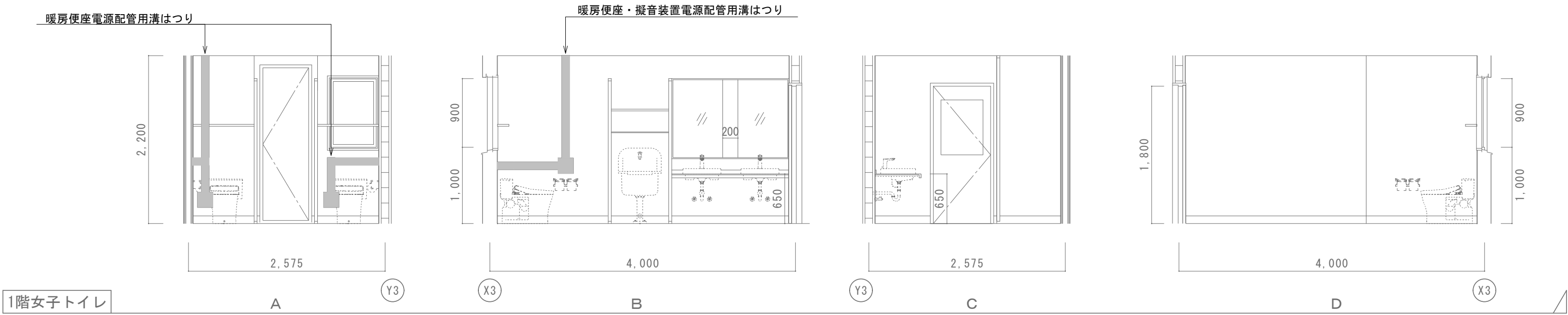
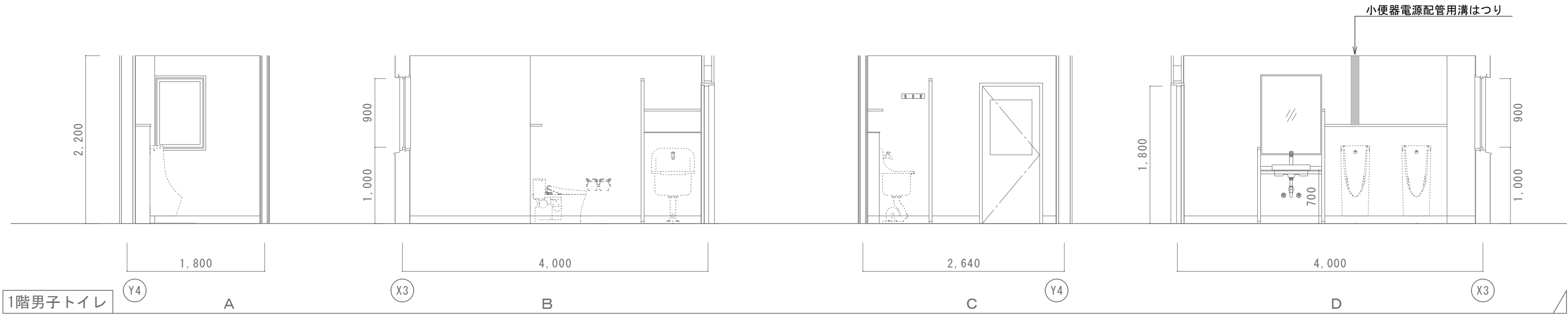




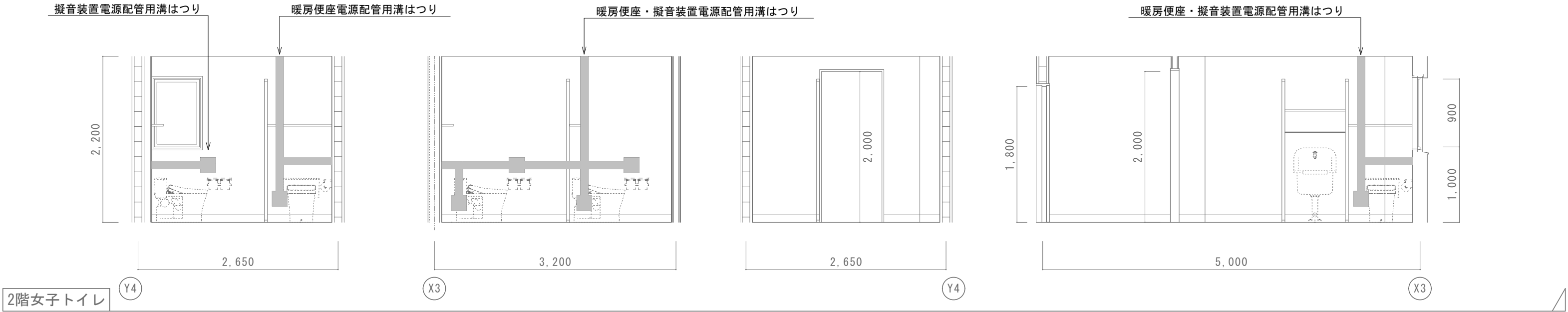
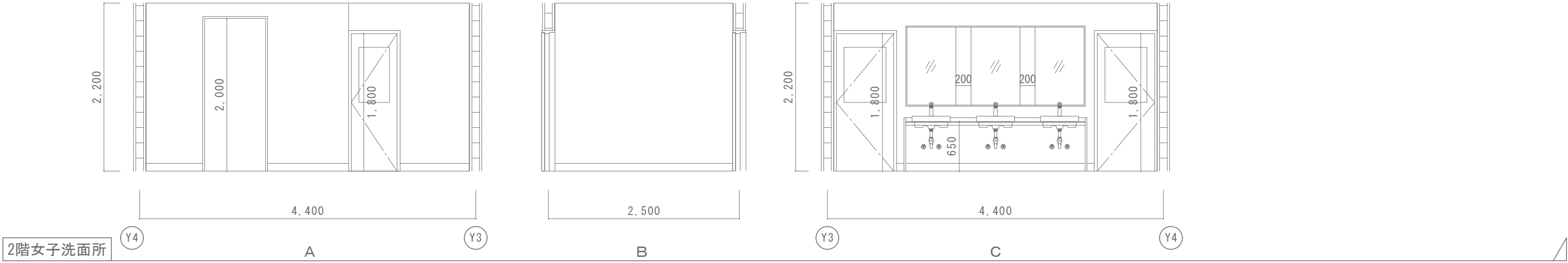
徳島県県土整備部宮緒課		工事名	R 7 宮緒 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-45	 株式会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	
設計	竣工	図面名	特別教室棟 改修後 3 階展開図	縮尺	A2=1/50 A3=71%		通し番号 52
R6.6							



徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-46	 株式会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	通し番号 53
設計	竣工	図面名	北校舎 改修後 2 階展開図	縮尺	A2=1/50 A3=1/16		
R6.6							



徳島県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-47	 株式会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	
設計	竣工	図面名	宿泊訓練棟 改修後 1・2 階展開図	縮尺	A2=1/50 A3=1/16		通し番号
R6.6							54



		徳島県県土整備部宮緒課		工事名	R 7 宮緒 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号	E-48	 株式 宮 建 築 設 計 会 社 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)	
		設計	竣工	図面名	宿泊訓練棟 改修後 2 階展開図	縮尺	A2=1/50 A3=71%		通し番号
		R6.6							55

■ 施工にあたっての留意事項

- この改修工事は、日常の学校生活を継続しながらの施工となり、学校の授業に影響が出ないように十分に配慮しなければならない為、学校の授業に影響のある騒音・振動等を伴う工程は、休日又は夜間に行うことを見込んでいる。
- よって、学校のテスト期間中などを考慮した詳細工程を作成し、学校管理者と調整をしながら学校の運営に影響が出ないようにすること。
- 関連工事との取合いが多いため、建築・設備の総合図のとおりまとめ、現場の進行管理等、本改修工事の全体調整は入念に行うこと。
- 学校を使用しながらの改修工事のため、工事範囲内外を問わず、関わる全ての場所において、整理整頓、清潔の保持、仮設物の点検を日常的に実施する等、生徒・学校関係者及び来客者の安全・衛生確保に努めること。
- 各ステップごとの(給水切り直し)を行うにあたり、学校の運営に支障を及ぼす工程の為、学校管理者と協議の上、日程調整を行うこと。

工事範囲グループリスト		
グループ名	棟名	室名
ステップ 1	教室棟（東）	1・3階男子トイレ・女子トイレ
	特別教室棟	1・3階男子トイレ・女子トイレ 2階準備室 PS+天井
	屋外トイレ	1階男子トイレ・女子トイレ

校舎棟ステップ1

※ 1 か月間は、30日として作成している。

概略工事工程表		期間(月)	1 ヶ月				2 ヶ月				3 ヶ月				4 ヶ月				5 ヶ月				6 ヶ月				7 ヶ月				8 ヶ月				9 ヶ月				1 0 ヶ月				～	1 5 ヶ月																												
		期間(日)	7	14	21	28	35	42	49	56	63	70	77	84	91	98	105	112	119	126	133	140	147	154	161	168	175	182	189	196	203	210	217	224	231	238	245	252	259	266	273	280	287	294	301																											
仮設事務所・仮囲い																																																																								
教室棟（東）（1～3 階同時）																																																																								
特別教室棟（1～3 階同時）																																																																								
屋外トイレ（1 階）																																																																								

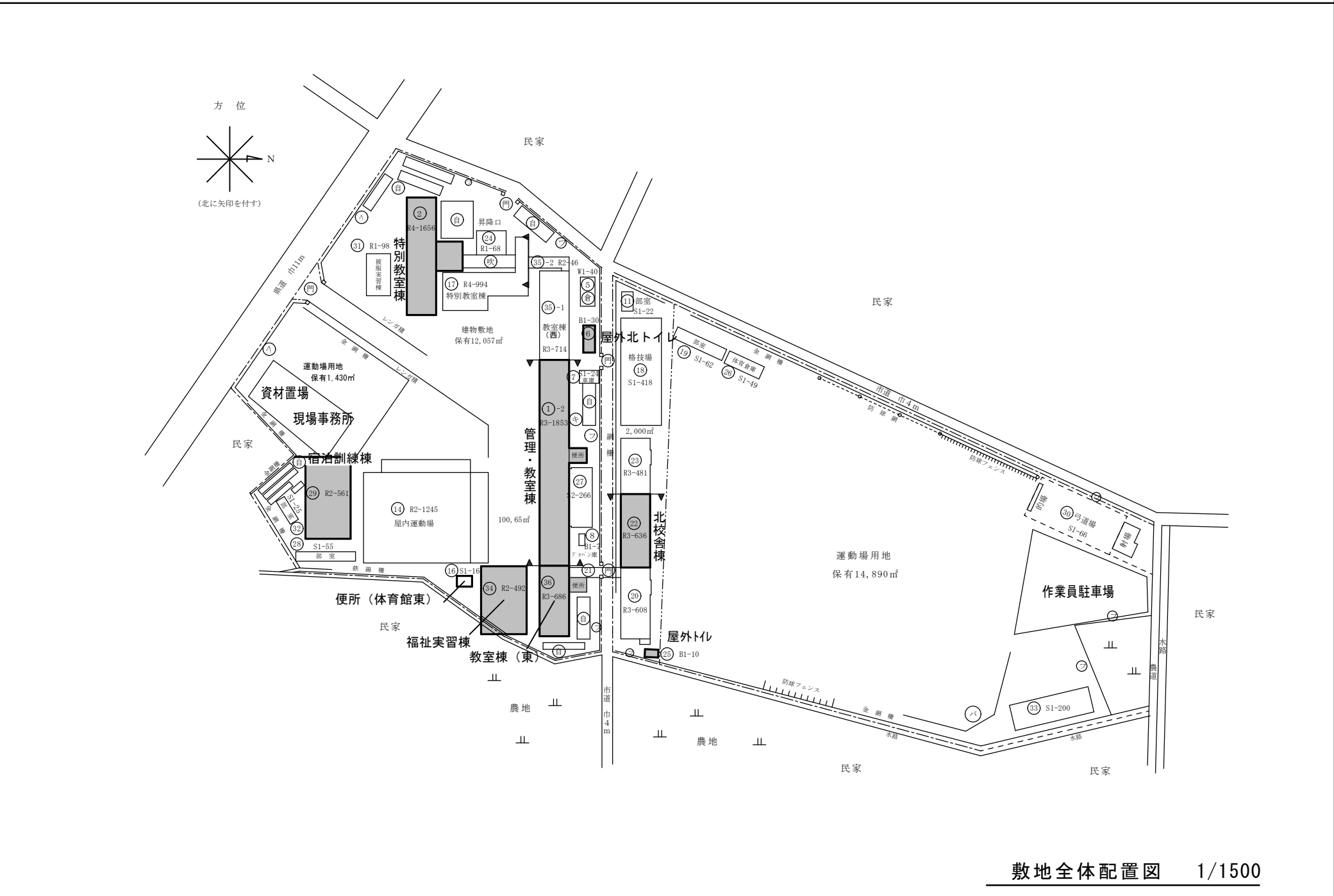
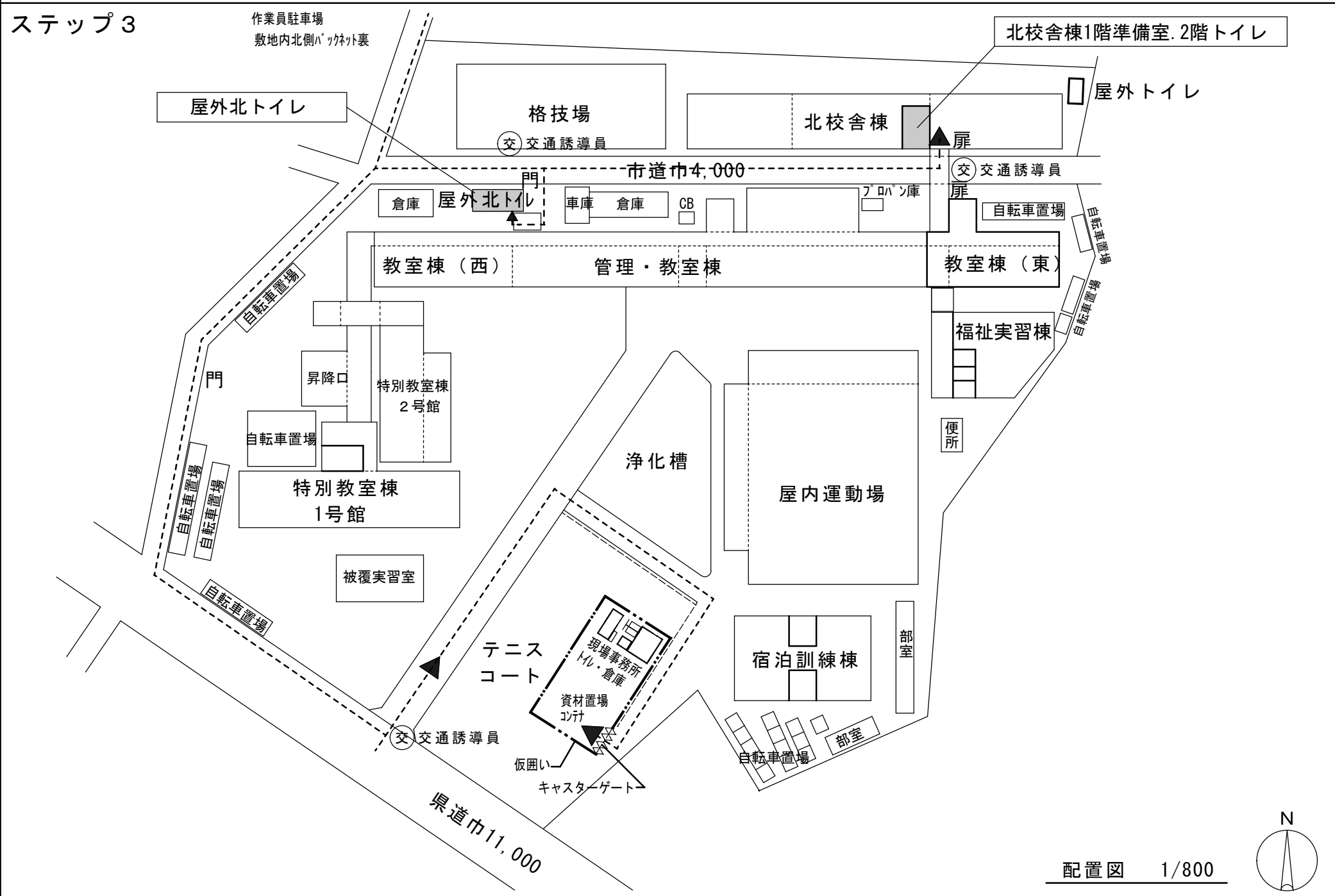
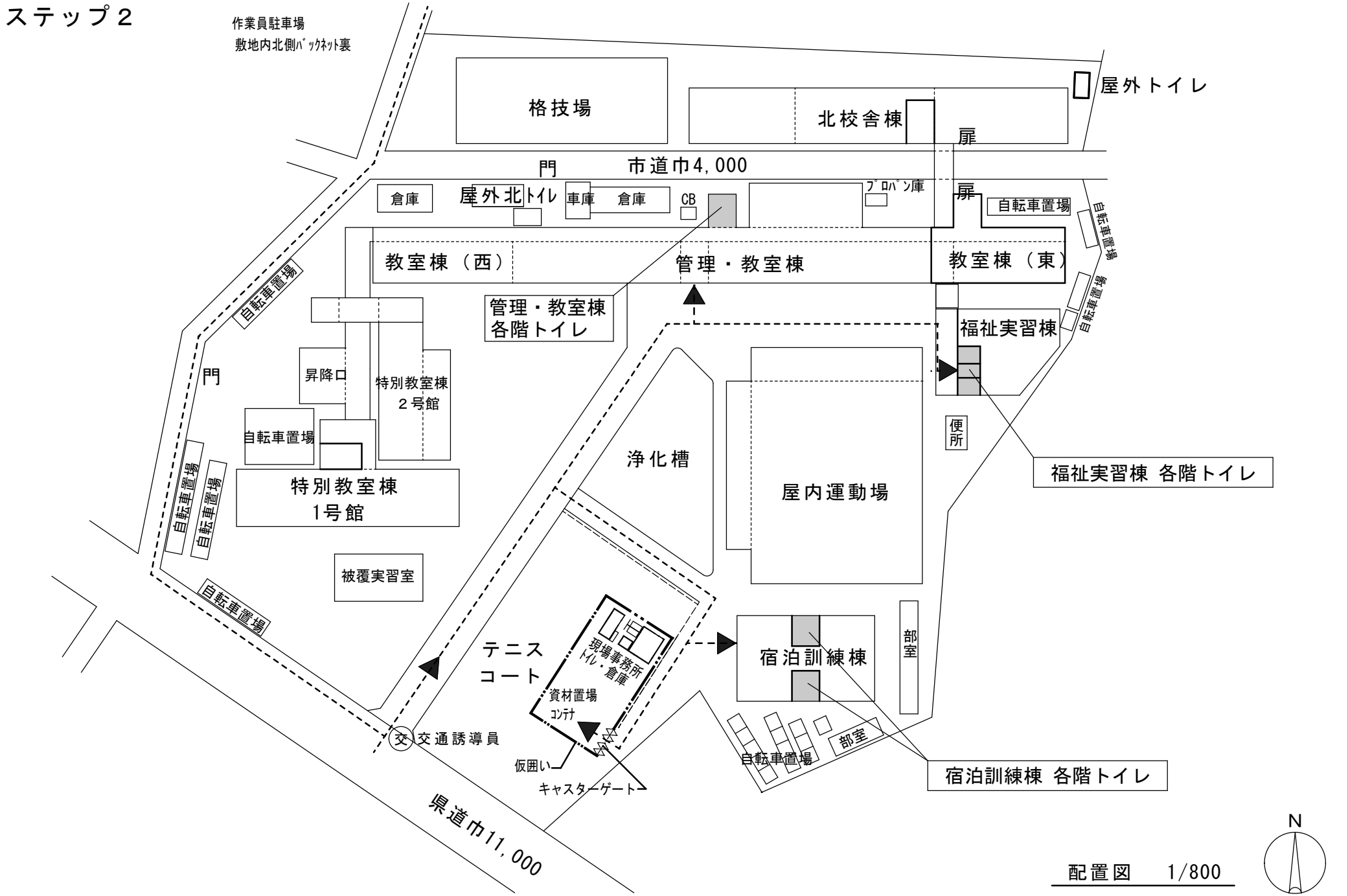
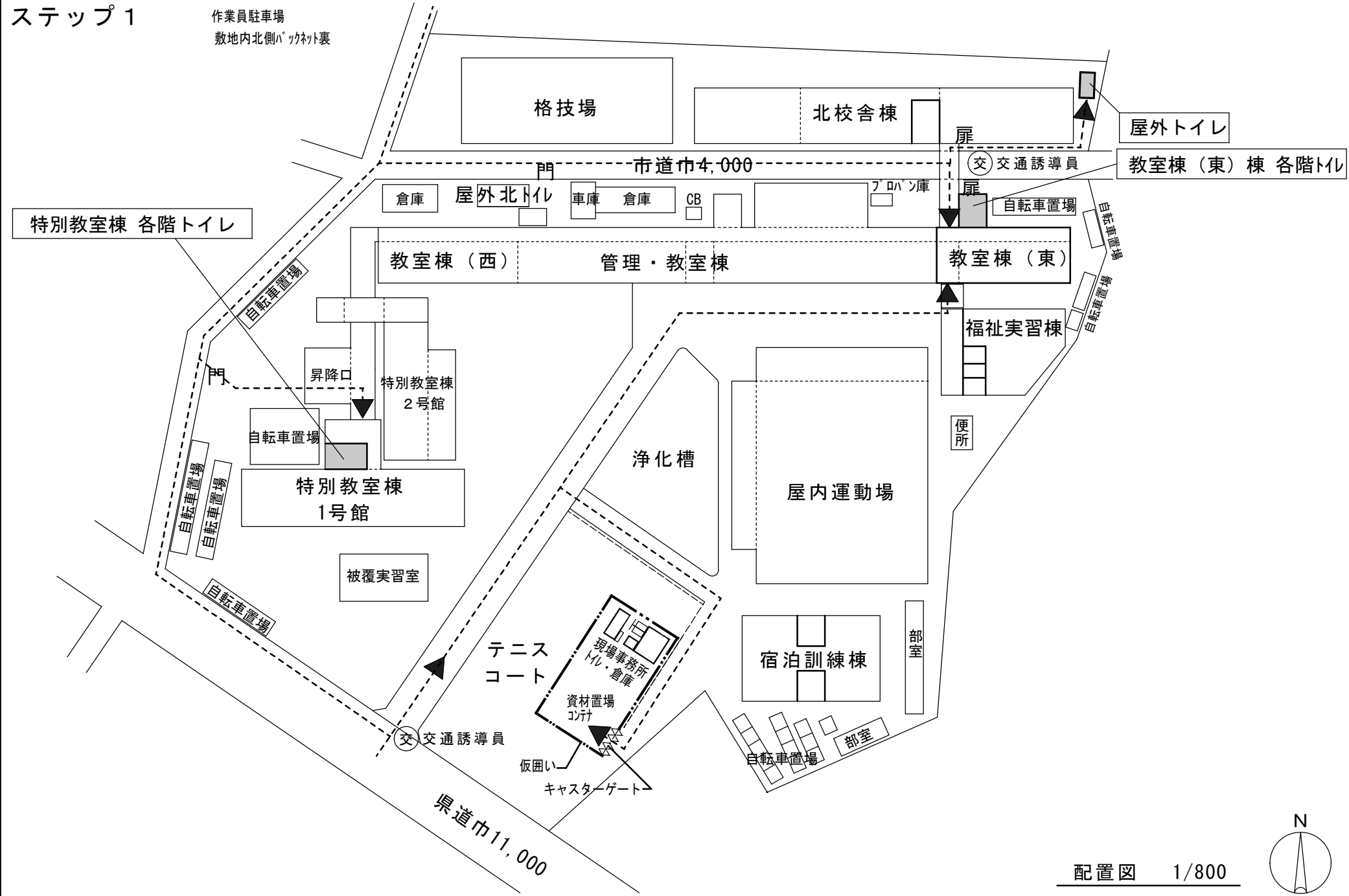
	徳島県県土整備部営繕課		工事名 R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号 E-49	 株式会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)	
	設計 R6.6	竣工	図面名 留意事項・参考工程表 (1)	縮尺 A2=- A3=71%		通し番号 56

工事範囲グループリスト		
グループ名	棟名	室名
ステップ 2	管理・教室棟	1～3階男子便所・女子便所
	福祉実習棟	1階男子トイレ・女子トイレ・身障者トイレ
	宿泊訓練棟	1・2階男子トイレ・女子トイレ

校舎棟ステップ 2

※ 1 か月間は、30日として作成している。

概略工事工程表	期間(月)	1 ヶ月				～	4 ヶ月				5 ヶ月				6 ヶ月				7 ヶ月				8 ヶ月				9 ヶ月				1 0 ヶ月				1 1 ヶ月				1 2 ヶ月				～	1 5 ヶ月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	期間(日)	7	14	21	28		98	105	112	119	126	133	140	147	154	161	168	175	182	189	196	203	210	217	224	231	238	245	252	259	266	273	280	287	294	301	308	315	322	329	337	344	351	358		427	434	441	448																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
管理・教室棟（1～3 階同時）																				現地調査			仮設			準備工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														



凡例		: 各ステップ工事範囲を示す	徳島県県土整備部営繕課	工事名 R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事電気	図面番号 E-52	 株式会社 宮 建築設計 MIYA 会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	通し番号 59				
		: 資材搬入経路・出入口を示す						設計 R6.6	竣工	図面名 全体仮設計画図(ステップ図)	縮尺 A2=1/800, 1500 A3=71%
		: 交通誘導員を示す									